



自然の聖地

保護地域管理者のためのガイドライン

保護地域の文化的・精神的価値に関するIUCNタスクフォース
UNESCO人間と生物圏計画

編：Robert Wild、Christopher McLeod

本シリーズ編集：Peter Valentine



保護地域ベストプラクティス・シリーズ 16



このガイドラインは、ベストプラクティスガイドラインシリーズのひとつである。

本シリーズは、No.1-12までがエイドリアン・フィリップス教授によって、また現在のシリーズはピーター・バレンタイン教授によって編纂されている。

シリーズ中のその他の出版物は以下のとおり：

National System Planning for Protected Areas. No. 1. Adrian G. Davey, 1998, x + 71pp. 中国語版有

Economic Values of Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers. No. 2. Task Force on Economic Benefits of Protected Areas of the World Commission on Protected Areas (WCPA) of IUCN, in collaboration with the Economics Service Unit of IUCN, 1998, xii + 52pp. ロシア語版有

Guidelines for Marine Protected Areas. No. 3. Graeme Kelleher, 1999, xxiv + 107pp.

Indigenous and Traditional Peoples and Protected Areas: Principles, Guidelines and Case Studies. No. 4. Javier Beltrán, (Ed.), IUCN, Gland, Switzerland and Cambridge, UK and WWF International, Gland, Switzerland, 2000, xi + 133pp. スペイン語版有

Financing Protected Areas: Guidelines for Protected Area Managers. No. 5. Financing Protected Areas Task Force of the World

Commission on Protected Areas (WCPA) of IUCN, in collaboration with the Economics Unit of IUCN, 2000, viii + 58pp.

Evaluating Effectiveness: A Framework for Assessing the Management of Protected Areas. No. 6. Marc Hockings, Sue Stolton and Nigel Dudley, 2000, x + 121pp. 中国語版、ロシア語版有

Transboundary Protected Areas for Peace and Co-operation. No. 7. Trevor Sandwith, Clare Shine, Lawrence Hamilton and David Sheppard, 2001, xi + 111pp. Reprinted in 2003. 中国語版有

Sustainable Tourism in Protected Areas: Guidelines for Planning and Management. No. 8. Paul F. J. Eagles, Stephen F. McCool and Christopher D. Haynes, 2002, xv + 183pp. 中国語版、ロシア語版、スペイン語版有

Management Guidelines for IUCN Category V Protected Areas: Protected Landscapes/Seascapes. No. 9. Adrian Phillips, 2002, xv + 122pp. 中国語版、フランス語版、スペイン語版有

Guidelines for Management Planning of Protected Areas. No. 10. Lee Thomas and Julie Middleton, 2003, ix + 79pp. 中国語版、日本語版有

Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation. No. 11. Grazia Borrini-Feyerabend, Ashish Kothari and Gonzalo Oviedo, 2004, xvii + 112pp.

Forests and Protected Areas: Guidance on the use of the IUCN protected area management categories. No. 12. Nigel Dudley and Adrian Phillips, 2006, x + 58pp.

Sustainable Financing of Protected Areas: A global review of challenges and options. No. 13. Lucy Emerton, Joshua Bishop and Lee Thomas, 2006, x + 97pp.

Evaluating Effectiveness: A Framework for Assessing Management Effectiveness of Protected Areas 2nd Edition. No. 14. Marc Hockings, Sue Stolton, Fiona Leverington, Nigel Dudley and José Courrau, 2006, xiv + 105pp. フランス語版有

Identification and Gap Analysis of Key Biodiversity Areas: Targets for Comprehensive Protected Area Systems No. 15. Penny F. Langhammer, Mohamed I. Bakarr, Leon A. Bennun, Thomas M. Brooks, Rob P. Clay, Will Darwall, Naamal De Silva, Graham J. Edgar, Güven Eken, Lincoln D.C. Fishpool, Gustavo A.B. da Fonseca, Matthew N. Foster, David H. Knox, Paul Matiku, Elizabeth A. Radford, Ana S.L. Rodrigues, Paul Salaman, Wes Sechrest and Andrew W. Tordoff, 2006, xiv + 116pp.

Protected Area Staff Training: Guidelines for Planning and Management. No. 17. Svetlana L. Kopylova and Natalia R. Danilina, xiv + 102 pp

オンラインバージョンはwww.iucn.org/themes/wcpa/pubs/guidelines.htm から、もしくはIUCN オンラインライブラリーカタログ<http://app.iucn.org/dbtw-wpd/iucn.htm> からダウンロードできる。

自然の聖地

保護地域管理者のためのガイドライン



SACRED
NATURAL
SITES



Sacred
Land
Film
Project



WCPA
WORLD COMMISSION
ON PROTECTED AREAS



Rainforest CRC

国際自然保護連合 (IUCN : International Union for Conservation of Nature)

1948年設立。80を超える国々の110の政府機関、800の非政府機関が加盟。180ヶ国以上から約10,000人の科学者、専門家が参加する他に類のない世界規模パートナーシップ。世界中のコミュニティにおける自然の完全性と多様性の保護を促進・支援し、衡平で生態的に持続可能な天然資源の利用を保証することを使命とする。世界最大の環境知識ネットワークで、75以上の国における自然保護および生物多様性に関する国レベルの戦略策定・実行を支援してきた。本部はスイスのグラン。多文化・多言語の機関として62ヶ国に約1,000人のスタッフを有する。

ウェブサイト：www.iucn.org

世界保護地域委員会 (WCPA : The World Commission on Protected Areas)

世界をリードする保護地域管理者と専門家のネットワーク。140ヶ国から1,300人以上が加盟。IUCNの6つのボランティア委員会のひとつで、スイス、グランのIUCN本部内の保護地域プログラムが運営する。IUCNの使命を達成するため代表的な陸上および海洋の保護海域の世界的なネットワークを確立し、効果的な管理を促進することをミッションとする。

ウェブサイト：www.iucn.org/themes/wcpa

ジェームス・クック大学 (JCU : James Cook University)

世界的に大きな意義をもつ保護地域管理のための本ガイドラインの製作にパートナーとして参加できたことをうれしく思う。本学では学士および修士レベルで保護地域管理に関する専門講義を行っている。特に海洋科学や海洋生態学、熱帯生態学、環境科学における研究および関連の自然科学・社会科学プログラムは世界的に評価されている。さまざまな博士号や修士号レベルの専門プログラム（保護地域管理MAppSciなど）を学ぶ機会を提供する。グレートバリアリーフと熱帯雨林世界遺産に近いケアンズとタウンズヴィルにキャンパスがある。

ウェブサイト：www.jcu.edu.au

問い合わせ：Peter Valentine准教授 (peter.valentine@jcu.edu.au)

熱帯雨林生態管理共同研究センター (Rainforest CRC: The Cooperative Research Centre for Tropical Rainforest Ecology and Management)

熱帯雨林生態管理共同研究センターは、研究と教育のパートナーシップであり、環境計画策定と熱帯雨林地域管理、熱帯雨林へのアクセスと訪問に起因する影響の管理・監視、保全原則と管理、動的な景観における生態系の財とサービスの評価、アボリジニの人々の能力開発と共同管理などの主要な研究分野をカバーする専門家が参加。オーストラリアの熱帯雨林を科学的に健全で持続可能な方法で管理・利用し、熱帯雨林の独特な文化的特性および自然の特性を保護しながらコミュニティに経済的・社会的利益をもたらすことを目的とする。

ウェブサイト：www.rainforest-crc.jcu.edu.au

問い合わせ：rainforestcrc@jcu.edu.au

自然の聖地

保護地域管理者のためのガイドライン

保護地域の文化的・精神的価値に関するIUCNタスクフォース
UNESCO人間と生物圏計画

編：Robert Wild、Christopher McLeod

本シリーズ編集：Peter Valentine



日本語版発行日：2012年10月1日
日本語版発行者：生物多様性JAPAN
日本語訳：古田尚也・山崎厚子 (IUCN日本プロジェクトオフィス)
日本語訳校正協力：愛甲哲也、高橋進

本書は、Wild, R. and McLeod, C. (Editors) (2008). Sacred Natural Sites: Guidelines for Protected Area Managers. Gland, Switzerland: IUCN.の日本語訳である。なお、本日本語訳版は、経団連自然保護基金の助成によって実現した。

本書における地理的名称の表記および資料提示は、国、領土、地域またはその当局の法的地位あるいはその国境または境界の設定に関するIUCN、UNESCOその他の参加団体のいかなる意見をも示すものではありません。

本書で表明されている見解は、必ずしもIUCN、UNESCOその他参加団体の見解を反映するものではありません。

国際自然保護連合 (IUCN) は、本書における翻訳の誤りや削除された部分に関して、一切の責任を負いかねます。不明な点は原本をご確認ください。

発行者： IUCN (スイス、グラン)、UNESCO (フランス、パリ)

著作権： ©国際自然保護連合 2008年
教育目的もしくはその他非商業的目的の本書の複製は著作権保持者の事前の書面による許可なく行うことができる。ただし、その際には出典を明記しなければならない。

引用： 「Sacred Natural Sites: Guidelines for Protected Area Managers」 Wild, R & McLeod, C. 2008年、IUCN、スイス、グラン

ISBN-13： 978-2-8317-1549-0

カバー写真： 表紙：山の神の一化身として古くから想像されてきた天狗。写真は富士浅間神社にて (写真：佐々木光) 裏表紙 (左上から時計回りに)：白山は、古来より平野部から仰ぎ見る人達のあこがれの対象であり、霊山信仰の聖地とされてきた (写真：石川県) 聖地であり浄土の地とされた熊野本宮を目指す人々が通った熊野古道、その道筋「百間ぐら」からの聖地絶景 (写真：熊野本宮観光協会) 日本各地の寺社は多くの天然資源を背後に抱え、人々はそれを手厚く保護してきた。写真は、両子寺 (大分県) の入り口に建つ仁王像 (写真：手島久仁子) 巨石、巨樹……、日本には自然のもの全てには神が宿っているという「八百万の神信仰」がある。写真は修験道の霊山・戸隠山の麓の戸隠神社入り口 (写真：杉田博樹)

レイアウト： 秋田活版印刷株式会社

製作： IUCN出版サービス

入手に関する問い合わせ：
IUCN出版サービス
Rue Mauverney 28, 1196 Gland, Switzerland
tel: +41-22-999-0000
fax: +41-22-999-0010
books@iucn.org
www.iucn.org/publications

目次

| | |
|--|-----------|
| 第Ⅰ部 導入と背景 | 1 |
| 1 序文 | 3 |
| 1.1 プロセスとしてのガイドライン | 3 |
| 1.2 用語について | 3 |
| 1.3 ガイドラインの対象 | 4 |
| 1.4 ケーススタディ | 4 |
| 2 はじめに | 6 |
| 3 自然の聖地の背景 | 8 |
| 3.1 自然の聖地とは何か? | 8 |
| 3.2 聖地管理者とその他関係者 | 8 |
| 3.3 自然の聖地の起源と文化的遺産 | 9 |
| 3.4 保全と生物多様性の価値 | 10 |
| 3.5 景観と審美的価値 | 11 |
| 3.6 自然の聖地の数と範囲 | 11 |
| 3.7 自然の聖地に対する脅威と損失の速度 | 12 |
| 3.8 自然の聖地と現代の保護地域の動き | 13 |
| 3.9 聖地の国際的認知 | 17 |
| 第Ⅱ部 ガイドラインとケーススタディ | 21 |
| 4 法的に指定された保護地域内にある自然の聖地の管理の原則とガイドライン | 31 |
| 4.1 原則 | 31 |
| 4.2 ガイドライン | 31 |
| 5 原則とガイドライン、議論、ケーススタディ | 35 |
| 1 すでに保護地域内に存在している自然の聖地を認知する | 36 |
| 1.1 自然と文化の価値 | 36 |
| 1.2 生態系サービスと人間の福利 | 39 |
| 1.3 認識 | 41 |
| 1.4 協議 | 44 |
| 1.5 包括的モデル | 45 |
| 2 保護地域内にある自然の聖地を計画策定プロセスと管理計画に統合する | 45 |
| 2.1 公園の計画策定 | 45 |

| | | |
|----------|--|-----------|
| 2.2 | 自然の聖地の特定 | 46 |
| 2.3 | 秘密の尊重 | 47 |
| 2.4 | 明確な境界の設定もしくは非開示 | 48 |
| 2.5 | ゾーニング | 48 |
| 2.6 | 連結および修復 | 51 |
| 2.7 | 生態系アプローチ | 51 |
| 2.8 | 景観アプローチ | 52 |
| 2.9 | 開発計画策定における認識の支援 | 53 |
| 2.10 | 保護地域カテゴリとガバナンス | 53 |
| 2.11 | 国際的側面 | 54 |
| 3 | 関係者の合意、参加、包含、連携を促進する | 55 |
| 3.1 | 事前合意 | 55 |
| 3.2 | 自主的参加 | 56 |
| 3.3 | 包含 | 57 |
| 3.4 | 正統性 | 60 |
| 3.5 | 紛争の管理 | 61 |
| 4 | 自然の聖地の知識と理解を促進する | 63 |
| 4.1 | 多数の分野にわたるアプローチ | 63 |
| 4.2 | 総合的研究 | 64 |
| 4.3 | 伝統的知識 | 65 |
| 4.4 | ネットワークの確立 | 66 |
| 4.5 | コミュニケーションと普及啓発 | 66 |
| 4.6 | 目録(インベントリー)の作成 | 68 |
| 4.7 | 文化の再生 | 68 |
| 4.8 | 異文化間の対話 | 70 |
| 5 | 適切な管理アクセスと利用を提供したうえで自然の聖地を保護する | 72 |
| 5.1 | アクセスと利用 | 72 |
| 5.2 | 観光客による圧力 | 74 |
| 5.3 | 対話と尊重 | 76 |
| 5.4 | 観光 | 76 |
| 5.5 | 意思決定コントロール | 77 |
| 5.6 | 文化的利用 | 78 |
| 5.7 | 保護 | 79 |
| 5.8 | 冒涇と再浄化 | 81 |
| 5.9 | 開発の圧力 | 82 |
| 5.10 | 資金調達 | 82 |
| 6 | 適切な国家政策の枠組みの中で自然の聖地の管理者の権利を尊重する | 83 |
| 6.1 | 制度分析 | 83 |
| 6.2 | 法的保護 | 84 |
| 6.3 | 権利に基づくアプローチ | 85 |

| | | |
|----------|--|-----------|
| 6.4 | 聖地管理者の権利の保証 | 85 |
| 6.5 | 土地所有権 | 88 |
| 6 | 結論 | 91 |
| 添付 1 | | 92 |
| 添付 2 | | 99 |
| 添付 3 | | 102 |
| 添付 4 | | 110 |
| 添付 5 | | 111 |
| 添付 6 | | 113 |
| 添付 7 | | 116 |
| 添付 8 | | 120 |
| 参考文献 | | 122 |
| 囲み | | |
| 1 | インドの聖なる林の損失の原因 | 12 |
| 2 | 先住民族の権利に関する国際連合宣言における自然の聖地に関する主要な条項 | 19 |
| 3 | 自然の聖地や巡礼ルートを含む保護地域 (PA) 管理者のためのチェックリスト | 35 |
| 4 | オーストラリアの先住民保護地域 (IPA) の好ましい社会的影響 | 40 |
| 5 | 米国公園局における文化的計画策定：米国国立公園局の文化資源に関する方針 | 46 |
| 6 | 登山者立ち入り禁止の神聖な山 | 54 |
| 7 | 関係者の特定と分析 | 58 |
| 8 | 自然の聖地の文化的価値と精神的価値の評価 | 63 |
| 9 | グアテマラにおける聖地の計画策定と管理 | 80 |
| ケーススタディ | | |
| 1 | マオリ族によって110年にわたって管理されてきたニュージーランドのトンガリロ (Tongariro) 国立公園 | 36 |
| 2 | かつて観光の脅威に晒されていたが生き続けている地球への神聖な贈り物として 認識されたタンザニアのザンジバル、ミサリ (Misali) 島 | 42 |
| 3 | 日本の聖地のゾーニング | 44 |
| 4 | ロシア連邦西シベリアの特別保護地域と保護生物種 | 47 |
| 5 | ケニアのカヤ (Kaya) の神聖な林 | 49 |
| 6 | 米国のデビルズタワー (Devils Tower) 国定記念物 (マトティピラ (Mato Tipila)) | 61 |
| 7 | インドの神聖な森の重要性の普及啓発 | 66 |
| 8 | 中国陝西省 (Shannxi) の太白山 (Taibai Shan) 国立自然保護区の道教自然寺院 | 69 |
| 9 | マラウィ 世界無形遺産とチェワ族 (Chewa) の神聖な森 | 70 |
| 10 | コロンビア、シエラネバダ・デ・サンタマルタ (Sierra Nevada de Santa Marta)、 Ka'sankwa の聖地回復と文化強化のための先住民の取組み | 72 |

| | | |
|----|--|----|
| 11 | スリランカ、スリパダ・アダムス・ピーク(Sri Pada-Adams Peak)における複数の信仰の共存 | 74 |
| 12 | オーストラリアのウルル・カタジュタ(Uluru-Kata Tjuta)文化の尊重 | 77 |
| 13 | モンゴルの聖地の回復 | 81 |
| 14 | ブルガリアのリラ(Rila)修道院国立公園 | 84 |
| 15 | オーストラリア、アーネムランド北東のディムル(Dhimurru)先住民保護地域(IPA) | 86 |
| 16 | 世界初のビルカノタ(Vilcanota)スピリチュアル・パーク | 89 |

図

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 世界の保護地域(PA)の増加(出所:Chape他2003年) | 13 |
| 2 | IUCNカテゴリーによる自然の聖地を含む保護地域の分布(Dudley他2005年より) | 16 |
| 3 | 生物多様性と生態系サービス、人間の福利の結び付き(ミレニアム生態系評価2005年より) | 39 |
| 4 | ミレニアム生態系評価の概念的枠組みの地域における適応 | 56 |
| 5 | 関係者分析と紛争管理のための概念枠組み(Ramírez 1999年より) | 59 |
| 6 | 伝統知識と管理制度の分析の4レベル(Berkes 1999年より) | 65 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 地図1 | | 101 |
|-----|--|-----|

表

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 管理カテゴリーとガバナンス類型の分類(Borrini-Feyerabend他2004年) | 14 |
| 2 | IUCNカテゴリーに沿って分類した自然の聖地の例(Verschuuren他2007年より) | 15 |

はじめに

自然の聖地を特定し保護することは、文化を基盤とする保全の代表的な形のひとつである。自然の聖地は往々にして貴重な生物多様性を宿し、重要な生態系を保護している。現在ではほぼ全世界の保護地域に関する法令、政策、慣行のモデルとなっているイエローストーン国立公園モデルの開発よりかなり前に、先住民文化や地方文化、本流の文化と精神的伝統は、それぞれの世界観をともなって保護地域を創り出した。自然の聖地は、まさしく地上で最古の保護地域なのである。

しかし、残念なことに、多くの自然の聖地は危険にさらされている。木材の違法伐採や野生生物の不法採取、資源採掘型産業の影響、外部者や敬意にかける観光や貧困、人口の変動による蚕食、周辺環境の劣化、伝統的人々のための土地と資源の利用可能性の低下など内外からのさまざまな負荷と脅威が存在する。

また、自然の聖地は、地域社会にとっての価値やそれに関連する場所や文化、資源を維持してきた伝統的信仰、慣行、技術、知識を認識することなく、政府によって保護地域に統合されてきた。伝統社会による当該地域への立ち入りや利用を禁じる管理方針が採用され、先住民の権利の侵害や不信、敵意が生まれ、自然の聖地や保護地域の効率的な管理への地域からの支援が得られなくなることもある。

文化的に望ましい自然の聖地の保護と管理に向けて行動が必要である。保全団体と地域の伝統社会は、自然の聖地に影響を及ぼしている脅威に協調して対応するために必要な支援を受けるべきである。

地域および先住民の伝統社会は、その環境保護の取り組みを支援する資金その他資源の面で支援されるべきである。保護地域管轄機関は、保護地域内の自然の聖地の文化的・精神的側面を認識し、こうした自然の聖地を文化的・精神的実現と崇拝のために継続して利用し、管理するコミュニティの権利と利益を認めるべきである。国内機関や国際機関も、自然の聖地に関する資源と地域の管理について地域社会や先住民社会がもつ技術と知識を認めなければならない。さらに、自然の聖地の保護と効果的な管理を支援する効果的な行動は、生物多様性の保全だけでなく自然の聖地に配慮してきた文化の長期的な繁栄の促進に大きな影響を与える。

本ガイドラインは、保護地域の文化的・精神的価値に関するIUCNタスクフォースおよびUNESCOの人間と生物圏計画による世界の様々な信仰グループと先住民や伝統的住民による自然の聖地の長期的保全に向けたさまざまな取り組みを支援するための活動によるものであり、2003年に中国昆明で開かれた国際ワークショップの成果である。本ガイドラインは、同年南アフリカのダーバンで開かれた世界自然公園会議および2005年東京で開かれた「文化と生物の多様性の保護：自然の聖地と文化的景観の役割」に関する国際シンポジウムで広く議論され、修正された。この会合後、本ガイドラインは再編成され、補完情報が追加され、現在の形式となった。現場での試験を4年行った後、本ガイドラインは再度評価・修正される。

UNESCO人間と生物圏(MAB)計画
Thomas Schaaf博士

「ここデビルズタワー (Devils Tower) で私たちが整備しているのは、先住民の文化に対する先住民自身の権利です。彼らはここに長い間暮らし、すべてを知っています。こうした聖地は彼らの文化の維持の要であり、ここでの私たちの仕事のひとつはその権利を守ることです」

米国デビルズタワー国定記念物管理者 Deborah Liggett (1994 ~ 1997年)

謝辞

本ガイドラインの作成に寄与して下さった多くの方々に感謝する。

本ガイドラインの製作は、保護地域の文化的・精神的価値に関するタスクフォースの当時のリーダー、Allen Putneyの発案による。PutneyはUNESCO人間と生物圏計画のThomas Schaafと協力し最初のガイドライン作業文書を草案した。その後IUCN事務局のGonzalo Oviedo、Sacred Land Film ProjectのChristopher(Toby) McLeodが加わり、2007年にタスクフォースのリーダーの座を引き継いだRobert Wildが本書の主著者およびChristopher McLeodとの共同編集者となった。

Bas Verschuurenをはじめするタスクフォースのメンバーからは本ガイドラインの開発のための議論において貴重な支援やアイデア、ケーススタディ情報、写真の提供を受けた。

過去10年におけるさまざまなワークショップで50以上のケーススタディを提供した人々、本ガイドラインに紹介するケーススタディ概要の作成者に感謝する。

本ガイドラインの作成を実現可能にしたフォード基金をはじめとするワークショップの主催者・資金提供者に感謝する。本書の出版を可能にしたクリステンセン基金は心からの謝意を表明する。Robert WildとChristopher McLeodは、それぞれが所属するLTS InternationalおよびSacred Land Film Projectにも多大な支援を頂いた。最後に、本書のさまざまな草案をレビューし、コメントを頂いた多数の方々にも礼を述べる。

実用的定義集

本書で使われる多くの用語は長い間、本ガイドラインの範囲と目的を超えた学術的な討論の主題とされてきた。このため、本書では以下のような実用的定義を定めることとする。ほとんどの言葉は複数の意味をもち、ここに表す基本的なコンセプトの多くは容易には他言語から英語（もしくはその逆）に翻訳できないだろう。ひとつの言語を世界の6,000を超える豊かな言語に対応させることは不可能である。西欧社会では常識である自然との分離を経験していない文化も数多い。多くの言語における”Nature”に相当する単語に、”Nature”という英語の単語には含まれない「神聖性」の意味合いが包含されていることは注目に値する。最近造られた「生物多様性」などの新語に限らず、「自然」や「神聖」、「信仰」などの主要な表現に対する直接的な訳語を見つけるのが難しいこともあるだろう。

文化 (Culture) : ひとつの社会もしくは社会的集団の特色を示す精神的、物質的、知的、感情的な特性の一式。芸術や文学に加えて生活スタイルや共同生活の方法、価値体系、伝統、信仰などにわたる¹。

(聖地) 管理者 (Custodians) : 通常、伝統的制度において特定の自然の聖地の管理の責任を担う個人もしくは集団。歴史や文化、自己同定、精神的慣行

を通じて自然の聖地と密接に結び付きを持ち、その周辺もしくはかなり離れた地域に居住する。

主流信仰 (mainstream faith) : イスラム教、キリスト教、シーク教、ジャイナ教、神道、ゾロアスター教、道教、バハイ教、ヒンズー教、仏教、ユダヤ教の11大宗教（あいうえお順）

保護地域 (protected area) (IUCN定義) : 生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的に若しくは他の効果的手法により管理される陸域または海域 (IUCN 1994年)²

保護地域 (protected area) (CBD定義) : 保全のための特定の目的を達成するために指定され、又は規制され、及び管理されている地理的に特定された地域

聖地 (sacred site) : 人々およびコミュニティにとって特別な精神的価値を持つ地域

自然の聖地 (sacred natural site) : 人々およびコミュニティにとって特別な精神的価値をもつ陸域もしくは水域

用語の使用については1.2節を参照のこと。

¹ UNESCO 2002年 http://portal.unesco.org/culture/en/ev.phpURL_ID=13031&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

² 本報告書の印刷時、IUCNの定義改定案は開発中だった。案は「自然及び関連した生態系サービスや文化的価値の長期的保護を目的として、(法的に若しくは他の効果的手法、国家若しくは他の効果的な統治により) 認識され、配慮され、管理される明確に規定された地理的空間」である。

略語

| | | |
|-------------|-------------------------|--|
| CBD | 生物多様性条約 | Convention on Biological Diversity |
| CCA | コミュニティ保護地域 | Community conserved area |
| CEPA | 伝達、教育、大衆意識 | Communications, education and public awareness |
| FPIC | 自由で事前の、十分な情報を与えられた上での合意 | Free, prior and informed consent |
| IPA | 先住民保護地域 | Indigenous protected area |
| IUCN | 国際自然保護連合 | International Union for Conservation of Nature |
| SNS | 自然の聖地 | Sacred Natural Sites |
| WWF | 世界自然保護基金 | World Wide Fund for Nature |

本書を環境と人間の福利に非常に重要な自然の聖地の多くの聖地管理者に捧げる。
特別な場所の保護と配慮のための貴殿の取り組みの支援となれば幸いである。

第 I 部 導入と背景

1 序文

1.1 プロセスとしてのガイドライン

本ガイドラインは、2003年から2008年に開発されたものである。開発当初から、本ガイドラインは先住民社会と地域社会にとっての自然の聖地に焦点を絞ってきた。世界中に数千という数が存在するこれらのコミュニティでは、自然の神聖視が一般的であり、この神聖な価値は往々にして特定の場所に結びついている。このような聖地の劣化や破壊が住民自身の存在すら脅かすほど密接な聖地との関係を持つ先住民もいる。一般的に、先住民社会や地域社会にとっての自然の聖地は、主流信仰の自然聖地よりも脆弱で脅威に晒されている。

ここ数十年間に、現在でも伝統的聖地管理者や先住民聖地管理者が保護し、維持している数百という聖地が保護地域に統合されてきた。本ガイドラインの作成においては、IUCNの方針に則して、そのほとんどが文化と生物の多様性の双方に秀でる先住民社会と地域社会の自然の聖地を優先した。

また主流信仰も多数の自然の聖地に配慮し、人間と自然の関係に関する重要な教えを持つことも多いことが、本ガイドラインの作成のプロセスにおいて明らかになった。³このため、すべての信仰における自然の聖地に幅広く適用できるガイドラインとなるように努めた。焦点を地域社会と先住民に置きつつ、主流信仰の自然の聖地に由来する経験もケーススタディや体験談として取り上げた。しかし、大多数の人口が信仰する主流信仰における自然の聖地の多様性を分析し理解するにはさらなる取組

みが必要であり⁴、本ガイドラインで行った主流信仰の一部の経験の統合は試験的なものとして捉えてほしい。

先住民や地域、主流信仰の伝統のどれに由来するものであれ、法的に規定された保護地域内に存在する自然の聖地の管理はまだ始まったばかりである。今後4年間、本ガイドラインを現場で適用し、その後その経験のレビューを行い、レビュー結果に基づき適宜各ガイドラインを修正する予定である。

1.2 用語について

本ガイドラインに使用されている用語については、それらには限界があることを認識したうえで、実用的定義(実用的定義集参照のこと)を採用した。また先住民社会および地域社会という用語については、概して生物多様性条約(CBD)が使用する「先住および地域社会」の定義(Borrini-Feyerabend他(2004年))を使用した⁵が、これはこれらの定義が完璧である、もしくは完全に許容できるということを示すものではない。本書において「先住」もしくは「地域社会の信仰」、「精神的伝統」というとき、前述の定義に則した先住民の信仰を意味し、これらは地域の文化的信仰と慣習を通じて表現される。我々の知る限り、これらの信仰もしくは信仰制度の数に関する調査はこれまで行われていないが、世界には6,000を超えるこうした信仰・信仰制度があると思われる⁵。本書ではDudley他(2005年)のいうところの「いわゆる主流信仰」を使用し、主流信仰とは世界

³ 添付8参照のこと

⁴ IUCN保護地域の文化・精神的価値に関するタスクフォースのDelosイニシアティブ (<http://www.med-ina.org/delos/>) は特に技術的發展国を対象としてこの分野で大きな成果を達成した(モンセラート(2006年)、ウラノポリス(2007年) 文書添付7、Mallarach & Papayannis 2007年、Papayannis & Mallarach 2008年)。また、この問題は同イニシアティブが現在作成中のガイドラインに含まれる予定である。

⁵ 既知の言語はおよそ6,800種(Oviedo他 2000年、Maffi 2004年)、先住民は5,000~6,000民族(Beltrán 2000年)、地域社会の数はこれをはるかに超える。これらは保守的な数値であると思われる。

自然保護基金(WWF)と宗教と保護連合(ARC)が過去20年にわたって協働し、信仰と生態学に関する意見文書を作成した11の信仰を指す(実用的定義集参照のこと)。

もちろん、このような分類の取組みはある時点で機能しなくなる。たとえば神道と道教は明らかに日本と中国の土着の信仰で、両国では多くの人々が実践している。しかしこうした人々は、国際連合のより厳密な先住民の定義に当てはまらないために先住民信仰ではない。

1.3 ガイドラインの対象

本ガイドラインは、主に、法的に設立された保護地域の中に聖地を抱えているような保護地域の管理者を支援するために作成されている。伝統的聖地管理者が自身の聖地を管理することの優位性を踏まえると、何世代にもわたって伝統的聖地管理者によって望ましい管理が行われてきた聖地について、IUCNやUNESCOが管理の助言を提供するのは適当ではない。本ガイドラインに期待されるのは、聖地という特別な場所の保全の促進に向けた保護地域管理者と聖地管理者の間の協力を促進することである。

主な対象は保護地域管理者であるが、幅広い関係者グループや政策決定者にも本ガイドラインは有用である。これらのことをまとめると本書は以下の人々に向けてアドバイスを発信しているといえる。

- その内部、もしくは近隣に自然の聖地が存在するような保護地域の管理者
- その保護地域ネットワークの影響が及ぶ範囲内、もしくは保護地域システム内に自然の聖地がある保護地域システムの管理者
- 保護地域管轄機関および保護地域制度を統括する天然資源関連省庁

その他、以下の関係者にとっても本ガイドラインは有用であろう。

- 保護地域外の土地利用計画策定を管轄する計画管理機関
- 聖地の保護の強化や生態学的管理に関するアドバイスのやりとりのために環境管轄機関や保護地域管轄機関との協働を希望する伝統的聖地管理者
- 自然の聖地の管理者を支援する非政府組織やその他機関
- 自然の聖地の保護を支援したいと望む、その他の管理者、政府、自然・文化支援団体

本ガイドラインの開発に当たっては、サイトベースの保護地域管理者を明確に念頭におくことを心掛けた。本書は、一貫して詳細な情報から一般的な情報に、地方レベルから一国レベルへという構成をとっている。広範囲に関係する事項や国家レベルの事項については、それぞれの保護地域の経験に基づく政策変更の提唱が個々のサイト管理者の主な役割となる。

また、「技術ガイドライン」と「ベストプラクティス」というもの自体が、西洋の科学的で還元主義者の保全文化に端を発しており⁶、これらを自然の聖地に表現される総体的で伝統知識を基盤とする文化に結びつける試みは大きな挑戦であることにも留意頂きたい。しかし、伝統的聖地管理者の有する経験に対する保護地域管理者の学習意欲はますます増加しており、それと同時に自然の聖地の管理者は環境管理に関する生態学者の助言を求めている。

1.4 ケーススタディ

世界には数千という聖地があり、本書に取り上げる事例とケーススタディの選択は簡単ではなかった。ここで提示するのは詳細なケーススタディというよりも、むしろ特定のガイドラインに関する(可

⁶ MacDonald 2004年

能な場合はそれを描写する)「スナップショット」である。こうしたケーススタディのスナップショットは、過去10年にわたって蓄積された(まだ比較的数量が少なく)貴重なケーススタディの情報をもとにしている。こうした情報は、インド(1998年)や中国、南アフリカ(2003年)、メキシコ、日本(2005年)、スペイン(2006年)、モンゴル、ギリシャ、英国(2007年)⁷などで、UNESCOやIUCN、協力組織が主催した会合で提示されたものである。その他の取組みとして特に保護地域に関するWWFの近年の取組みと宗教と保護連合の取組み⁸、この両機関の初期の信仰と自然に関する取組み⁹にも言及した。

⁷ Ramakrishnan他1998年、Harmon & Putney 2005年、UNESCO 2003年と2006年、Pumarejo & Berges 2005年、Mallarach & Papayannis 2007年、UNESCO 2007年、Papayannis & Mallarach 2007年

⁸ Dudley他 2005年

⁹ Edwards & Palmer 1997年、Palmer & Finlay 2003年

2 はじめに

神聖視されている自然の地域は地上の至る所にある。自然の神聖視は、ほとんどすべての国で見ることのできる広く一般的な現象である。世界には数千という信仰制度があると考えられており、その多くに自然保護に関する倫理が含まれている。Dudley他(2005年)は、自身が調査した信仰制度のすべてにおいて土地と水の保護と信仰の関連を発見した。本ガイドラインでは、このような地域を**自然の聖地**とし、「人々およびコミュニティにとって特別な精神的価値をもつ地域もしくは水域」として定義する。

自然の聖地は多くの人々にとって、自然と偉大な宇宙とのつながり、集合的な記憶や個人の記憶が意味を持って重なり合う場所である。自然の聖地は、神や自然の精霊、先祖の住まいであり、隠者や預言者、聖人、精神的指導者に関連する場所であり、恐れるべき場所であり、恵み深い場所である。時に儀式や内省、祈り、瞑想の場所にもなる。特定の信仰をもたない人々にも畏怖の念をもたらしたり、幸福感をもたらすことがある。歴史や文化、リラックス、喜びなどといった現世的な価値を持つこともある。自然の聖地は、そのアイデンティティが特定の自然の場所に根付いている拡大家族や氏族、民族、信仰グループ、国にとって文化的アイデンティティを表す重要な場所ともなりうる。

多くの社会において伝統的な自然の聖地は法的な保護地域と同様の機能を果たす。その精神的価値から、往々にしてアクセスと使用が制限されるため、こうした聖地の多くが自然の状態もしくは自然に近い状態を保っている。長期にわたる人間の介入の軽減・回避や慎重な管理の結果、豊かな生物多様

性が維持されたのである。一部の自然の聖地では、人間による介入が大きく、半自然もしくは重度に改変された状態にあるが、それでも豊かな生物多様性が残っていることが多い。それを作り上げたコミュニティの精神的価値が織り込まれた世界農業遺産(GIAHS)などがその一例である¹⁰。このように利用が制限される聖地がある一方で、現在も頻繁に利用されている聖地もあり、巡礼の期間に数千、時には数百万人が訪れる場所もある¹¹。

人間社会がしばしば自然を破壊してきたことは明らかであるが、自然の聖地は人々が広く自然を保護してきたひとつの事例である。これらの多くが環境の劣化に陥らなかったのは、地域の文化的価値と信仰制度に深く組み込まれていたためである。自然の聖地が聖域となり、その生存を依存する希少種や絶滅危惧種も少なくない。こうした場所は、劣化した環境回復に必要な遺伝子プールを保護することで生物多様性保全に重要な役割を果たしている。

人間文化の影響を認識することなく、自然の生態系や半自然の生態系を理解し、保全、管理することはできない(人間文化が形成した生態系もある)。実際、一見手付かずに見える多くの生態系が高度に管理されている。生物と文化の多様性は相互に補強しあい、依存していることがますます明らかになってきている¹²。この生物と文化の多様性は、ともに急激な世界的変化の時代において最も重要な資産である社会・経済システムの強靭性を確保する重要な鍵を握る。自然の聖地の重要性は、文化の保護と自然保護の2つの性質を同時に持つ点である。一般に、こうした場所はその神聖さ故に(神聖であるにも関わらず、ではなく)生物多様性にも富んでい

¹⁰ Koohafkan & Boerma 2006年

¹¹ E.g. Motonaka 2005年、Wickramasinghe 2005年

¹² 良く知られた事例はオーストラリアのアボリジニの火災管理である(Rose 2002年、Szabo & Smyth 2003年)が、その他の事例の数も増えている(Tucker & Grim 2001年)

る。したがって、適切な管理をすれば、自然の聖地は生物多様性の保全と文化的特性の維持の双方に有意義に貢献することができるだろう。

自然の聖地は、法的な保護地域内に存在する場合もあれば、法的に指定された保護地域システムの外に存在する場合もある。広大な神聖な景観の一部が保護地域として指定されている事例もある。これらすべての場合において、自然の聖地はその認識、保護、管理に関する特定の課題を有している。多くの保護地域は、地域社会や先住民、伝統的住民、主流信仰による伝統的な利用目的を持つ地域に重ねあわされてきたことを忘れてはならない。保護地域の設置において、往々にして聖地ならびに伝統的利用の価値と重要性が無視され、地域文化の基本的権利が侵害されてきた。こうしたことが、ときに対立する世界観に基づいて、衝突と不信を招き、先住民や伝統的住民、地域社会、信仰グループと保全団体の間の建設的な関係や協力を築く上での障害を作り出してきた。

聖地が保護地域の外の都市郊外や地方、都市景観内にある場合、土地利用変化や都市化、人口変動・増加、鉱業、農業、林業などのさまざまな負荷によって脅かされる可能性がある。過剰利用や不適切な訪問、墓地や考古学的価値のある土地の略奪、破壊、放置なども自然の聖地にとっての脅威である。

保護地域は、通常、価値のある景観や野生生物、生物多様性を保護するために設立される。保護地域は、一般的に地域文化と伝統地域を差別する西洋の科学的モデルに基づくもので、新しい公園を造るために住民が移転させられることすらある。こうしたことから、保護地域を整備し、管理計画を策定する政治的機関や環境機関の議題に自然の聖地が含まれない可能性がある。本ガイドラインでは、このような見過ごしを矯正するために、保護地域内における地域住民が関与する自然の聖地の保護管理のオプションと手順を提案する。

保護地域の機能のひとつとして、その文化的価値と精神的価値が広く認められ始めている。第5回IUCN世界自然公園会議の参加者3,000人の見解をまとめたダーバン宣言は、保護地域について以下のように述べている。

「これらの土地は、最も霊的、神秘的であり、種の生存や生態系にとって最も重要であり、食料、空気、水を守るために最も重要であり、気候を安定させるために最も本質的であり、文化遺産や自然遺産として最もユニークであり、したがって、人間による特別な配慮が与えられるべきものである¹³」

自然の聖地自身が、人間による特別な配慮が新しいものではなく、特定の場所がもたらす霊的・精神的価値は現在の保全運動の数百年もしくは数千年前から認められていたことを実証している。20世紀に政府の保護地域管轄機関が行った保護地域システム整備の過程で、先住民社会や地域社会、主流信仰が行ってきた多数の自然の聖地の保護が再確認された。残念なことに、こうした保護地域システム整備のプロセス自体が、多くの伝統的聖地管理者を犠牲にし、その伝統的管理を阻害してきた。

自然の聖地は現在も人類の貴重な資産であり、その劣化と損失に歯止めをかけるには一刻も早い支援が必要である。したがって、本ガイドラインは、現場で活動する人々や保護地域管理者、伝統的聖地管理者の経験の共有に基づいてガイダンスを提供し、このような支援を促進することを目的としている。

¹³ (訳注) 訳文出所: 「ダーバン宣言」 http://www.iucn.jp/protection/reserve/pdf/durban_accord.pdf

3 自然の聖地の背景

本節では、前節で紹介した自然の聖地の詳細について議論し、後述(第4節および第5節)するガイドラインのための参照となる枠組を定める。

3.1 自然の聖地とは何か？

本ガイドラインにおいて、自然の聖地(SNS: Sacred Natural Sites)は、人々およびコミュニティにとって特別な精神的価値をもつ陸域もしくは水域と定義する¹⁴。自然の聖地の多くは生物多様性の保全においても重要な意義を持っている。実際、多くのコミュニティにとって、人間と地球の精神的なつながりを守ることと自分たちの土地の生物多様性の保全の動機を分割することは難しい¹⁵。

自然の聖地は、人々とコミュニティにとって特別な精神的価値をもつ場所である「聖地」の部分集合として捉えることができるだろう。より大きな聖地のカテゴリーには、(森林などの)原生の自然や(寺院などの)人の手によって作られた場所、あるいは歴史的な意味をもつ場所などが含まれるだろう。人の手によって作られた場所や歴史的な意味をもつ場所は、往々にして自然に富んだ場所にあり、こうした自然の価値は聖地に関連する信仰によってしばしば認識されている。IUCNは、その使命に基づいて、自然を主な焦点としつつも、人間文化の貴重な構成物として、歴史的な意味をもつ場所と自然の聖地を保護する理由についても一般的に支持する。世界中に存在する伝統社会の多くは、その精神的信仰によって、山や火山、河川、湖、泉、溪谷、森林、池、沿岸域、島などの自然の場所を特別視してきた。その中には聖地として扱われてきたものも多数あるが、そこが「なぜ聖地なのか」という根拠はさまざまである。神や先祖の魂のある地、治療効果の

ある水や薬用植物の源、霊的領域との接触の場、「人間を越えた」現実とのコミュニケーションの場、啓示と変容の地とされていることもある。先祖の墓地や巡礼地、寺院や聖堂、教会、特別な出来事や聖人、精神的指導者に関連する土地であることもある。一部のコミュニティでは、広い景観に亘って特定の植物種や動物種を神聖視している。自然の聖地の多くは歴史的価値をもつが、これは自然の聖地が時間や空間を通じて不変であるということの意味するのではない。状況や環境の変化に応じて新しい聖地が創出されることもある¹⁶。

3.2 聖地管理者とその他関係者

自然の聖地の大きな特徴は、しばしば長期にわたる人間による管理の存在である。自然の聖地を管理してきた人々は、通常、聖地と密接な関係を持ち、その精神的、文化的、生物学的価値などの守護者、管理者として機能してきた。このような人々は集合的に活動し、聖地を保護するためにさまざまな制度を形成してきた。本ガイドラインでは明確性を重視し、一貫して「(聖地)管理者(Custodians)」という表現を使用しているが、この語には複雑に入り組んだ管理、所有権、制度的状況までを含むものとする。特定の自然の聖地の管理状況を理解するには非常に慎重に分析を行わなければならない。多くの聖地管理者は、西洋の「所有権」という概念を拒絶するが、土地や水、聖地その他「資源」の世話をするコミュニティの責任を受け容れている。

自然の聖地の管理者は、明確な権威とリーダーシップ構造をもつ特定可能なコミュニティ内の集団であったり、分散して存在する個人が複数でその役割を果たしているケースもある。聖地からかなり

¹⁴ Oviedo & Jeanrenaud 2006年

¹⁵ Oviedo 2001年

¹⁶ Oviedo & Jeanrenaud 2006年

離れた場所に伝統的聖地管理者が居住する事例もある。

このように自然の聖地の管理状況はそれぞれ異なるので、慎重なアプローチが必要である。聖地管理者も、拡大家族やいくつかの氏族、部族、その他先住グループ、コミュニティ全体、複数の先住民グループ、教会、寺院、修道会、修道会グループ、教派、複数の宗教グループなどさまざまである。

時に歴史的な因縁や政治的な背景による緊迫した状況のもとで、自然の聖地の管理者の特定や彼らとの交流にはしばしば繊細な配慮と敬意、信頼関係の構築が必要とされる。聖地管理者とされる個人や団体の正統性(時には信憑性さえ)は、決めつけずに確認すべきである。先住民が聖地管理者の場合、政府が伝統組織と並行して機能するリーダーシップの形態を強要することがある。広い社会との対応において、先住民は賄賂や汚職、偽の団体とリーダーの偽装などに直面してきた¹⁷。地域社会や主流信仰との関係も複雑化することがある。コミュニティ構成員に対する説明責任を果たし、いかなる構成員も除外することのない方法で、真にコミュニティを代表する意思決定制度を構築することがあらゆるタイプの聖地管理者コミュニティにとっての重要な課題である¹⁸。

調和と敬意をともなって、複数の聖地管理者による管理が長期間機能している聖地がある一方、長年の歴史的な因縁と紛争にさらされている聖地もある。こうした衝突は、保護地域においてもよくみられるが、自然の聖地を巡る国やその他さまざまな関係者間の衝突も長く根深い歴史を持つことがあり、往々にして保護地域管理者に深刻な課題を提示する¹⁹。自然の聖地を扱う保護地域管轄機関には、繊細さと交渉力、紛争管理技術をもつ経験豊富なスタッフが不可欠である。

自然の聖地の管理者は中心的な関係者であるが、保護地域管轄機関や土地所有者(常に聖地管理者が土地所有権を持つとは限らない)、近隣の土地所有者、賃貸契約者もしくは権利所有者、コミュニティ構成員、政府機関、保全団体、観光客・訪問者、国民や国際社会などさまざまな関係者が存在する(関係者分析に関するガイダンスについては囲み7を参照のこと)。

一部のケースでは、異なる信仰をもち、その利用および管理の規則も異なる一つ以上のコミュニティに神聖視され、こうしたコミュニティ間の調整のもとに聖地が管理されている場合もある。また、聖地を保ってきたコミュニティがすでに存在せず、地方の慣習や政府機関によって何らかの形で維持管理されているような聖地もある。たとえ当初の信仰制度に関する知識が絶えても、人々にとって何らかの精神的意義を保持している古い聖地も多い。

3.3 自然の聖地の起源と文化的遺産

自然の聖地の起源とそれに関連する伝統は、その聖地を神聖視するコミュニティの物語や神話になっていることが多い。例えば、アジアの一部の人々の起源神話はこうした国々で今でも神聖視される山々と関連しているなど、聖地の起源や伝統は、頻繁に人々の起源自体に関連している。実際、自然の聖地は多くの先住民信仰と主流信仰のコミュニティ創造の歴史に関係する。そこには往々にして神々と人間の間直接的な結び付きがあり、特定の伝統の祖先は神々の子孫や仲間、伝達者とされる。こうした自然の聖地の起源の物語のいくつかは文書化され、多くの世代を遡る記録をもつ社会もある。しかし、こうした物語のほとんどはコミュニティ内において口頭で語り継がれる伝統に留まり、時間の経過とともにストーリーがあいまいになっているものもある。このような中、考古学的記録が

¹⁷ Colchester & Ferrari 2007年

¹⁸ Colchester & Ferrari 2007年

¹⁹ Taylor & Geffen 2003年

聖地の知識を補完する機会が増えてきた。聖地の多くが200～400年の歴史をもつと思われるが、数千年の歴史をもつ聖地もかなり多くある。たとえばオーストラリアのカカドゥ (Kakadu) 国立公園のなかの洞窟絵画は紀元前25～40,000年前のものである。反対に信者が移り住んだために新しく作られた自然の聖地もあるので、すべての聖地が長い歴史をもつわけではない。

自然の聖地に関する物語は、人間と自然の複雑な関係に含まれるひとつの要素である。自然の聖地においてその関係性は、定義どおり、畏敬の念に満ちたものである。この畏敬は自然全体に対するものであることが多い。また、過去の重要な出来事や歴史的な関連性、神との儀式的舞台、宇宙に対する瞑想などの場合もある。

「遊牧狩猟民が定住農民かに係わらず、厳しい環境条件を生き延びてきたさまざまな環境文化グループは、常に自然を畏怖と畏敬をもって捉える²⁰⁾」

従って、多くの社会が少なくともある程度の自然とのつながりを維持し、自然の聖地がそのつながりを仲介することも多い。自然から遠く離れてしまった文化や信仰にとっても自然の聖地は無関係なものではない。たとえば、西洋社会における「聖域」の考え方の起源や、都会の泉にコインを投げる有名な慣習は古代の自然の聖地に由来するものであろう。

3.4 保全と生物多様性の価値

現在、数多くの研究成果によって、

- a) 多くの自然の聖地が生物多様性に優れていること

- b) さまざまな土地利用によって生息域が大きく改変されたその周辺地域よりも自然の聖地のほうが生物多様性に富むことが多いこと
- c) 近隣の同様の生息域よりも自然の聖地のほうが生物多様性に富んでいることがあることが実証されてきている²¹⁾。

この事実が偶然ではなく、聖地管理者コミュニティが行ってきた聖地の保護によるものであるという認識はますます高まっている。こうした場所が、保護地域がほとんどない大きく改変された景観に存在する場合、こうした場所だけが原生の植生に似た植生をもつので生物多様性の保全という点での差異が明らかとなる。BhagwateとRutte(2006年)は、自然の聖地に関する98の参照事例を調査した。これは恐らく自然の聖地を最も包括的にレビューした調査である。その事例は世界中から集められ、インド²²⁾やケニア²³⁾、ガーナ²⁴⁾、タンザニア²⁵⁾の聖なる林など、自然の聖地に優れた生物多様性の事例があることが判明した。

自然の聖地内にもみ生息する動植物種もある。ガーナに残る唯一の純粹のモナモンキーの亜種 *Cercopithecus mona mona* は、ボルタ (Volta) 地域の Tafi Atome の小さな聖なる林 (28ヘクタール) に住む。モナモンキーは神聖性に関連するとされ、それ自身も神聖視されている。これを殺すことは禁忌であり、毎年2月にはモナモンキーを祝う祭事が開かれる。近年、この祭事による観光収入が増え、コミュニティに利益がもたらされている²⁶⁾。

自然の聖地の保護価値と聖地管理者による管理慣習の結び付きを、ロシア・バイカル湖地域のブリヤート族の長 Erjen Khamaganova が優雅に描写し

²⁰⁾ Ramakrishnan他 2003年に引用のRamakrishnan他 1998年

²¹⁾ E.g. Tiwari他 1998年

²²⁾ Tiwari他 1998年

²³⁾ Githitho 2005年

²⁴⁾ Ormsby 2007年

²⁵⁾ Mgumia & Oba 2003年

²⁶⁾ Ormsby 2007年

ている。

「先住民の聖地における精神的取組みと、こうした聖地の生物多様性の豊富さの関係の認識が広がりはじめている。先住民の聖地に対する献身と、これらの場所に固有の破壊することのできない調和の完全性が生物多様性保全の条件を整えてきた。聖地は我々の文化の世界観と固有の哲学の礎であって、単に保全活動のためのものではない。生物多様性の保全と文化の保護に対する我々先住民の努力は、相互に結びつき、不可分である。希少な動植物は、現在、伝統文化における特別な場所である聖地の保護とその地における繁殖にその生存を依存している。先住民は過去数世紀、特別な配慮をもって聖地を保護し、聖地の保護を通じて神聖な鳥類や動物、植物、樹木、土地の形態、水辺の景観を保護し、支えてきた²⁷。」

上述のとおり、通常、聖地は比較的小さく、かつて大きかった植生の一部を代表している。広い地域のほうが生物多様性が維持される可能性が高い一方で、小さい生息域の断片(パッチ)は非常に重要で、多数の種の避難地になりうることを研究結果が示している。生息域の修復を重視する傾向が広がるにはまだ数年かかると思われる。聖地を拡大することに関心を示しているコミュニティもあるが、実現にはそれを後押しする社会・経済状況が必要である²⁸。自然の聖地は、生息域の修復や希少種の源、聖地と生態回廊、バッファゾーンを結ぶ重要な結節点となることができるだろう。このように、自然の聖地は法的に保護された地域の内部と周辺の生態保全に非常に重要な役割を果たすことができる。

生物多様性と自然の聖地に関する地域レベルでの研究をさらに行い、現地調査の数を充実させ、より総合的な広域や世界レベルでのサマリーを作成することが望まれる。

3.5 景観と審美的価値

多くの自然の聖地は人々にとって「美しく」、この美しさはその精神的価値や「力」を構成する一因であると思われる。変化に富んだ景観やむき出しの岩、山、滝、古木、こうした自然の一面が精神を鼓舞する。自然の美しさと力は、聖地と景観に価値を置く文化において繰り返されるテーマである。ときには、こうした精神的景観に人間の証がおかれる。質素な伝統は明らかな跡を残さないことが多いが、小さな石塚を建てたり、地域の資源を使って神殿を建設したり祈りの旗を立てたりするものがある。仏舎利塔や寺院、モスク、聖堂などの大建築物を建設する文化もある。こうした人間の証は、長い時間をかけて「有機的に」建設されることが多く、地域の資源と土の色で作られ、景観に溶けこむものである。かなりの大きさのものもあるが、周囲の自然に比べれば些細である。

3.6 自然の聖地の数と範囲

世界にはさまざまな規模の自然の聖地がある。木一本や岩ひとつから山脈全体まで大小さまざまである。景観全体を神聖視し、その中の一地域をより特別な聖地とするコミュニティもある。

自然の聖地の総数は明らかでないが、インドだけでも150,000～200,000の聖なる林があるとされる²⁹。ガーナには1,900の聖なる林が、モンゴルにはおよそ800の自然の聖地があるといわれている。全世界に25万を超える数の自然の聖地が存在するという推計値は、非現実的ではないかもしれない。

面積的には、40,000～80,000万ヘクタールの森林が地域コミュニティによって所有もしくは管理されていると推計されており³⁰、この一部が聖地で

²⁷ Khamaganova 2007年

²⁸ Ormsby 2007年

²⁹ Gokhale 2003年、Chatterjee他 2004年

³⁰ Barrow & Pathak 2005年に引用のMolner & Scherr 2003年

³¹ <http://www.arcworld.org/projects.asp?projectID=9>参照のこと

あることは確実である。さらに、主流信仰が所有する資産は地球の陸地面積の7%とされ、このすべてが聖地ではないにしても、信仰社会の管理下にあり、生物多様性の保全管理が行き届いている可能性がある³¹。こうしたことから、自然の聖地は生物多様性の損失の速度を減速するという世界目標に大きく貢献することができる。

3.7 自然の聖地に対する脅威と損失の速度

自然界の大部分がそうであるように、自然の聖地は現在大きな損失の問題を抱えている。ミレニアム生態系評価(2005年)は、生態系の文化的サービスに対する人間の利用の広範囲にわたる影響を以下のように特定した。

「人間による生態系サービスの利用は、急速に増加している。この評価の対象となった(調整サービスおよび文化的サービスの70%を含む)生態系サービスのおよそ60% (24のうち15)が劣化している、あるいは持続不可能に利用されている。(中略) 文化的サービスの使用は継続的に伸びているが、生態系の文化的利益を供給する能力は20世紀に著しく低下した。(中略) 文化的価値のある生態系と景観の急速な損失は、社会崩壊と社会的疎外を促進する。」

Malhotra他(囲み1)は、インドの聖なる林に対する脅威を特定した。これらほとんどの脅威と原因が万国共通の現象であるので、この分析は有益である。

一刻も早く自然の聖地の損失の範囲やパターン、

囲み1 インドの聖なる林の損失の原因

1. 営利目的の林業：多くの聖なる林が営利目的の林業のために破壊された。
2. 開発プロジェクト：街の成長にともない、政府の管轄下にあった聖なる林の一部が破壊された。鉄道と高速道路や大規模ダム建設のために破壊されたものもある。
3. 信仰の転換：他の宗教への信仰の転換が、聖なる林の劣化をもたらした事例がいくつかみられる。
4. サンスクリット化：地域信仰の神々がヒンズー教の神と女神にとってかわり、聖なる林に寺院が建てられた。
5. 巡礼と観光：巡礼者と観光客が大量に訪れるために、地域的特徴や汎インド的特徴をもつたくさんの聖なる林が損なわれた。
6. バイオマスの収穫：多くの聖なる林でバイオマスの収穫と牧畜が許容され、何世代にもおよぶこうした慣習によって聖なる林が縮小した。
7. その他の土地利用の拡大：地域コミュニティや様々な政府機関によるその他の土地利用の拡大および外部からの移民による土地利用によって、多くの聖なる林が侵害されている。
8. 近代化と市場の力：最近の脅威は近代化である。地方の伝統は、西洋化した都市文化によって脅威にさらされている。近代の教育制度は地方の伝統を尊敬する教育に失敗し、その結果、聖なる林の制度は地方の若年層においてその文化的重要性を失いつつある。市場経済の拡大は、各地域コミュニティの特徴を否定・破壊し、短期的な商業利益獲得の誘惑は聖なる林を含む伝統資源基盤の破壊を促している。
9. 分断化と穿孔：多くの聖なる林が、道路や電線、農業のために分断化され、穴をあけられた。このような分断化は、種の損失と生態機能の崩壊につながる。

出所：Gokhale 2003年に引用のMalhotra他 2001年

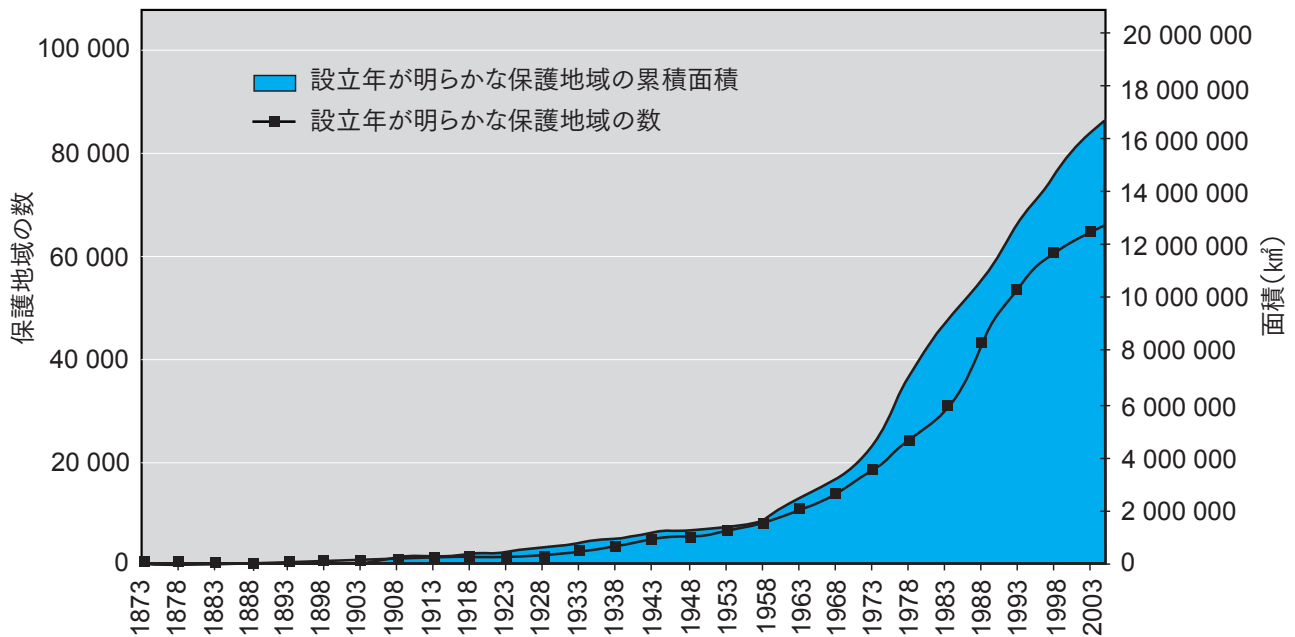


図1 世界の保護地域 (PA) の増加 (出所: Chape他 2003年)

注記: およそ40億km²をカバーする38,427のPAは設立の日付が不明なために除外した。

原因の理解を深め、損失を軽減する行動を行い、生物多様性と文化を保護しなければならない。ミレニアム生態系評価は、生態系のサービスに大きな価値を置き、その損失の影響を実感しているコミュニティは多いと結論付けている。

「文化的サービスの損失の影響は特に測定が難しいが、これは多くの人にとって非常に重要なものである。人間の文化や知識体系、宗教と社会の相互作用は生態系の影響を強く受けている。ミレニアム生態系評価のサブ・グローバル評価の多くが、生態系の精神的価値と文化的価値はその他のサービスと同様に途上国(インドの聖なる林の重要性など)と先進国(都市公園の重要性など)双方の地域社会にとって重要であることを見出した。」

3.8 自然の聖地と現代の保護地域の動き

現代の保護地域運動は、米国における1864年のヨセミテ渓谷の公共信託地指定および1872年のイエローストーン国立公園設立以来、およそ140年の

歴史があるとされる³²。これらの保護地域は主に原生自然保護地域として設立され、現在「イエローストーン・モデル」といわれる先住民の排除を伴うものであった³³。数千年前に設立された自然の聖地と比較すると、現代の保護地域は土地管理という分野の新参者である。世界自然保護基金(WWF)が2005年の報告書「Beyond Brief」で結論付けたとおり、「聖地は、恐らく地球上で最も古い生息域保護の方法である。」

現代的な保護地域が急速に拡大し開発されている間に(図1参照のこと)、コミュニティによって「保護」指定されてきた土地のこれまでの利用は近視眼的な扱いを受けたり、故意に軽視された。たとえば、IUCNの先住民と伝統的住民、保護地域に関するベストプラクティス・ガイドライン³⁴の11のケーススタディにおいては、保護地域の創出に先立って正式にコミュニティに協議がなされたものはたった1例であった。このサンプルは数が少ないが、保護地域の整備における協議不足という一般的なパターンを反映していると思われる。他にも協議

³² IUCN 1994年、Stevens 1997年

³³ Stevens 1997年

³⁴ Beltrán 2000年 p.39

不足の事例や不適切な事例は多数ある。こうした協議不足は、保全に好ましくない存在として先住民を捉えてきたこれまでの排他的保護地域モデルの特徴であり、実際、政府が設立した保護地域から先住民を排除し、彼らに社会的、経済的崩壊・苦難をもたらした事例も多数ある³⁵。

しかし、過去50年の間にヨーロッパを皮切りとして世界のさまざまな地域で景観保護地域が設立され、それにともなって排除型モデル以外の選択肢が形成されてきた。より最近では、さらに多くの人々を包摂する保護地域モデルへの移行がみられる³⁶。過去20年程度に行われた保護地域に関する議論は、おもにこの移行に関するもので、多数の重要な研究がこの進化を記録している³⁷。より多数の人々を包摂するという動きは、1980年代のコミュニティ教育プログラムとともに始まり、1990年には統合型保全開発プログラムの適用とともに広がった。

これらは、1970年代初頭にUNESCOの人間と生物圏(MAB)計画が開発した「生物圏保護区構想」や、1970年代中頃に始まったインドやネパールでの森林共同・協働管理、後の南アジア地域での公園や保護地域の共同・協働管理に倣ったものであることが多い。

こうした変化は保全行動の主流となり、IUCN保護地域カテゴリーの開発に反映されることとなった。保護地域カテゴリーに関する初期の取組みは1969年に始まり、1978年には10のカテゴリーを用いた初の完全な分類が行われた。現在は6つの保護地域カテゴリーが整備された1994年の分類が使用されている³⁸。この6つのカテゴリーは、通常、自然生態系に対する人間の介入の程度によって分類される。この分類の整備と同時に、「景観保護地域」と「資源保護地域」がより厳密な保護カテゴリーである最初の4カテゴリーと同じ位置付けになった³⁹。

表1 管理カテゴリーとガバナンス類型の分類 (Borrini-Feyerabend他 2004年)

| ガバナンス類型 | A：政府管理 | | | B：共同管理 | | | C：民間管理 | | | D：コミュニティ | |
|--------------|---------|---------|--------------------|--------|--------------------|--------------------------|---------|---------------------|------------------------|----------|------|
| | 連邦・中央政府 | 地方・市区町村 | 政府より受託した機関 (NGOなど) | 越境管理 | 複数機関の連携による様々な形態の管理 | 共同管理 (複数機関代表で構成される管理委員会) | 個人土地所有者 | 非営利団体 (ZOO、大学、組合など) | 営利団体 (個人土地所有者や企業土地所有者) | 先住民 | 地域社会 |
| Ia：厳正保護地域 | | | | | | | | | | | |
| Ib：原生自然地域 | | | | | | | | | | | |
| II：国立公園 | | | | | | | | | | | |
| III：天然記念物 | | | | | | | | | | | |
| IV：種と生息地管理地域 | | | | | | | | | | | |
| V：景観保護地域 | | | | | | | | | | | |
| VI：資源保護地域 | | | | | | | | | | | |

³⁵ West & Brechin 1991年、Adams and McShane 1992年、Stevens 1997年

³⁶ Borrini-Feyerabend他 2004年に引用のPhillips 2003年

³⁷ West & Brechin 1991年、Wells & Brandon 1992年、Kempf 1993年、Stevens 1997年

³⁸ IUCN 1994年

³⁹ Brown他 2005年

表2 IUCNカテゴリーに沿って分類した自然の聖地の例 (Verschuuren他 2007年より)

| Ia：厳正保護地域：主に科学的目的のために管理される保護地 | | |
|---|---|--|
| スリランカ | ヤラ (Yala) 国立公園 | 仏教およびヒンズー教にとって重要で、信仰のために厳正な保護が必要 |
| ロシア連邦 | Yuganskiy Kanthy | キリスト教にとって重要。ペロヤスク地域のNumto湖周辺 (Khanty - Nenets聖地) に保護地域が整備されている |
| Ib：原生自然地域：主に原生地域保護のために管理される保護地域 | | |
| モンゴル | ボグドハーン (Bogd Khan) 山 | 仏教にとって重要。かつてはシャーマニズムの聖地でもあった。国に公式に聖山と指定。1294年に原生自然保護地域として宣言された証拠がある。 |
| モンゴル | ドルノト・モンゴル (Dornod Mongol) | 仏教の聖地。Vanglin Tsagaan Uul (Vangi白山) は、保護地内にある仏教の聖なる頂き。 |
| II：国立公園：主に生態系保護と娯楽のために管理される保護地域 | | |
| マラウィ | ニイカ (Nyika) 国立公園 | 内部に4つの聖地がある。地域住民は、現在も雨乞いの儀式で聖地を利用。 |
| 日本 | 紀伊山地 (吉野熊野国立公園) と世界遺産 | 神道と仏教の寺院が複数あり、この2つの信仰の聖地と巡礼の道は1000年前から現在まで使用されている。 |
| インド | グレートヒマラヤ山脈国立公園 | ヒンズー教にとって重要な地を多数含む。 |
| III：天然記念物：主に特定の自然の特徴を保護するために管理される保護地域 | | |
| カンボジア | プノンプリク (Phnom Prich) 野生生物保護区 | 保護区内に小さな聖なる林があり、天然記念物とされる (この他、ケニアのカヤ (Kaya) 森林などの例がある)。 |
| ロシア連邦 | 世界遺産ゴールデン・アルタイ山脈 | 先住のアルタイ族および仏教、キリスト教、イスラム教など多くの信仰の聖地。 |
| ギリシャ | 世界遺産アトス山 | 1000年以上修道活動を続ける15の男子修道院と多数の僧院があるキリスト教正統派の拠点。 |
| スペイン | モンセラート自然保護区と国立公園 | 14世紀から巡礼地とされる僧院があるキリスト教の聖地。現在、スペインで最もたくさんの観光客が訪れている保護地域。 |
| IV：種と生息地管理地域：主に管理介入を通じた保護のために管理される保護地域 | | |
| レバノン | 世界遺産カディーシャ (Qadisha) 渓谷と神の杉の森 | 修道院、僧院、宗教的権威の住居がある、キリスト教マロン教会の聖なる森。 |
| ボルネオ | Tembawang公園 | 一部の聖地は継続的な介入もしくは植林などが必要であるが、生物多様性に富むTembawang公園もそのひとつ。 |
| スリランカ | ピーク・ウィルダerness (Peak Wilderness) 公園 (スリパダ・アダムス・ピーク (Sri Pada-Adams Peak)) | イスラム教、仏教、ヒンズー教、キリスト教の自然の聖地で巡礼者が訪れる。 |
| V：景観保護地域：主に陸上および水辺の景観保護と娯楽のために管理される保護地域 | | |
| 中国 | シーサンバンナ (Xishuangbanna) 国立公園 | いくつかの聖地 (森林と山) を含む景観。コミュニティによって長年管理され、重要な生物学的に優れた文化的景観。 |
| ルーマニア | Vanatori Neamt自然公園 | 16のキリスト教修道院を有するルーマニアの信仰の中心地。ヨーロッパバイソン、ヒグマ、オオカミなど野生生物にも富んでいる。 |
| VI：資源保護地域：主に自然生態系の持続可能な使用のために管理される保護地域 | | |
| エクアドル | Cayapas Mataje | 世界で最も樹高の高いマングローブがあるといわれる持続可能利用地域。現地住民から崇拜される精神的な住民が住むことで知られる。 |
| 米国 | サンフランシスコ・ピーク (San Francisco Peaks)、国立森林 | 12族以上のネイティブ・アメリカン部族の聖地。 |
| エジプト | 世界遺産聖キャサリン地域、シナイ山 | シナイ山は、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の聖地。聖キャサリンの古代修道院は世界遺産。 |

以下のIUCNの保護地域の定義は、この6つのカテゴリ全体に共通する。

「生物多様性及び自然資源や関連した文化的資源の保護を目的として、法的に若しくは他の効果的手法により管理される、陸域または海域」(IUCN 1994年、2008年)⁴⁰

IUCNの定義(現在の定義および修正定義)は、明示的に生物多様性と自然に加えて文化資源と文化的価値は保護の価値があると認めている。また、法的な認知以外に文化的管理方法も効果的な保護メカニズム(慣習的管理など)となり得るということを示している。

2003年のダーバン世界自然公園会議で、コミュニティが長期にわたって保護目的で行ってきた土地管理は、保護地域運動が再び学習すべき教訓で

あるということが公式に認識された。ここで、初めてコミュニティ保護地域(CCA)という考え方が、新しいガバナンスの形態として幅広い保護地域コミュニティに受け入れられた。表1は、IUCNの6つの保護地域カテゴリにダーバン会議を起源とするCCAのガバナンスの類型を重ねたものである⁴¹。

この新しいガバナンスの類型は、コミュニティによる土地管理の歴史的重要性の認識を国際的に普及するツールとされてきた。現在、世界レベルおよび国レベルの双方でCCA構想の理解と適用が進められており、保護地域管理への示唆も形成され始めている。特に自然の聖地とコミュニティ保護地域の関係性には注目が集まり始めている。

最近の調査によると、自然の聖地はIUCNの6つのカテゴリのすべてに存在することが分かった(表

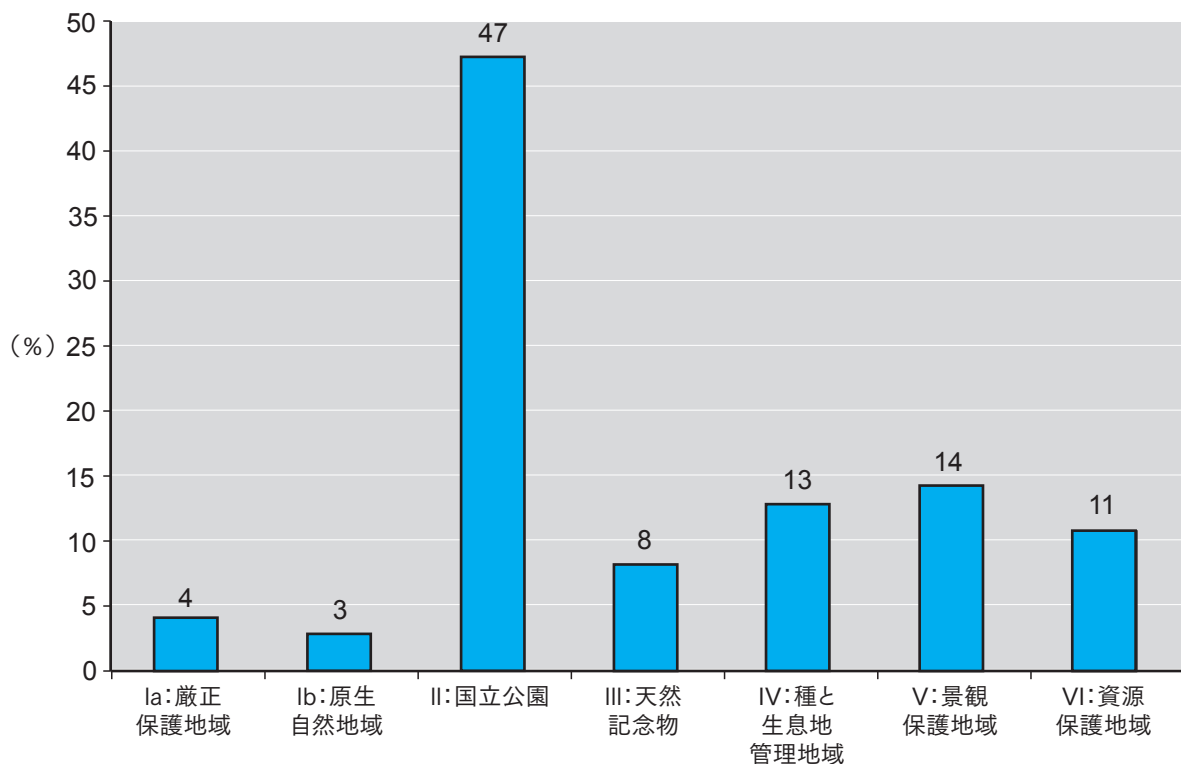


図2 IUCNカテゴリによる自然の聖地を含む保護地域の分布 (Dudley他 2005年より)

⁴⁰ 本報告書印刷の際にはIUCNの修正定義は開発中で最終版ではなかった。案は「(法的に若しくは他の効果的手法、国家若しくはその他の効果的ガバナンスを通じて)長期的な自然、関連の生態系サービス、文化的価値を達成するために認識され、保管され、管理される明確に規定された地理的空間」であった。

⁴¹ Borrini Feyerabend 2004年

2 参照のこと)。Dudley他は、その報告書「Beyond Brief」(2005年)で、自然の聖地を含む100の保護地域に関する情報を提示した。このレビューは、保護地域指定の基盤となったIUCNのカテゴリー(74%の保護地域がこの情報を記録している。図2)を特定し、その他の国際保護地域協定やプログラムに基づく国際的保護地域も記録した。調査の対象となった100地域は、調査テーマに関連する特徴を描くために選ばれたもので、自然の聖地を含む保護地域から無作為に選ばれたサンプルではない。このため、この分析は自然の聖地とIUCNカテゴリーのパターンを代表するものとしてではなく、示唆的なものとして捉えられるべきである。自然の聖地とIUCNカテゴリーのパターンについては、さらなる研究・調査が望まれる。

自然の聖地の多くは、最も厳正に保護されている4つのIUCNカテゴリーI～IV(原生保護地域、原生自然保護地域、国立公園、種と生息地管理地域)にあてはまる。これは自然の聖地に関する禁止を通じて人間のアクセスを最小化する昔から存在する文化的メカニズムを現代の保護が補強していることを示唆している。伝統的管理制度の鍵となる機能は、神聖な価値があるとみなされる地域へのアクセスの制限であった。

(いまだ完全な理解には程遠いが)この聖地とIUCN保護地域カテゴリーのパターンの理解が進むにしたがって、IUCNカテゴリーは、生態系に対する人間の介入の制限を映すものであるが、必ずしもそれは、こうした場所における人間の介入もしくは管理が以前に存在しなかったことを表すものではないことがわかってきた。特に、自然の聖地を仲介とする文化的・伝統的特性はときに人間の介入を減らす要因となる。したがって、こうした特性はIUCNカテゴリーI～IVに適用できるだけでなく、これらのカテゴリーにとって高い重要性を持つといえよう。

これら4つのカテゴリーに関して1994年版

IUCN保護地域ガイダンスは文化的・精神的価値を十分に考慮していないので、現在改訂作業が行われている。現在は、すべての保護地域は、それが適切である場合、「精神的、文化的、科学的目的のために国内および国際的に重要な自然地および景観地を保護する」ことを目的とすべきであると認識されている⁴²。これに基づいて、われわれは、文化的価値および精神的価値ならびにすべてのIUCNカテゴリーに分類される自然の聖地の明快かつしっかりとした認識とこれを支援する管理を提言する。

自然の聖地がすべてのIUCNカテゴリーに存在するという認識が広がれば、自然の聖地の保護に対して保護地域カテゴリーを柔軟に利用することができるようになる。国立公園と天然記念物(カテゴリーIIとIII)とされる数は非常に多い。一方、カテゴリーIa(厳正保護地域)についてはマダガスカル⁴³の自然の聖地に対する適用が現在議論されており(Dudley、私信)、今後、その適用範囲が広がる可能性が高い。より頻繁なアクセスが許容される保護地域内では、ゾーニングによって自然の聖地の文化的価値の保護のために必要なアクセス制限を補強することができる。

3.9 聖地の国際的認知

保護地域は、人間と生物圏計画(1970年)、ラムサール条約として知られる国際的に重要な湿地に関する条約(1971年)、世界遺産条約(1972年)、生物多様性条約(1992年)、無形文化遺産保護条約(2003年)、先住民族の権利に関する宣言(2007年)(成立年の順に)など多数の国際的なプログラムや条約、宣言によって支持されている。先住民族の権利に関する宣言は、先住民による自然の聖地の管理とそれに関連する伝統慣習の維持の権利を保証し、自然の聖地の保護について述べ、それを支援するものである。

再度、Dudley他(2005年)の自然の聖地を含む100の保護地域に関するデータの分析結果をみる

⁴² IUCN 2008年

と、そのうちの17%が世界遺産、5%がラムサール保護地、3%が生物圏保護区となっている。この分析は非常に初期的なものであり、保護地域内の自然の聖地のレベルの反映が不十分であり、したがって国際的な認識とも合致していない可能性がある。この分野にはさらなる調査が必要である。

これらの計画、条約、宣言の詳細を以下にまとめた。

- **MAB 1970年**：人間と生物圏計画は、人間のニーズを保護地域管理に統合するための標準を設定するために、生物圏保護区モデルを開発した。UNESCOの人間と生物圏計画が認める生物圏保護区の設立は非常に革新的で、保全と持続可能な開発への新しいアプローチを実証するものである。こうした保護区はその所在する国の政府の法的管理の下に置かれるが、各国における経験やアイデアは生物圏保護区の世界ネットワークを通じて、国や地域、全世界で共有される。現在、105ヶ国に529の保護区がある。人間と生物圏計画は、近年開催された生物圏保護区ネットワーク会合において、自然の聖地の管理から得られる教訓の把握と抽出において先導的役割を果たした。
- **ラムサール 1971年**：国際的に重要な湿地に関する条約の趣旨は、保全と賢明な利用もしくは持続可能な利用である。ラムサール条約は国際的に重要な湿地のリストを維持管理しており、現在1,708以上の湿地(15,300万ヘクタール)がラムサール保護地として特別な保護の指定を受けている。このすべてがIUCNの定める保護地域ではないが、こうした地域はIUCNやその他の保護指定地域と重なることが多い。多くの自然の聖地も、ラムサールが国際的に重要な湿地とする地域に存在する。これまでラムサール条約は神聖性を重要視していないが、現在、文化的価値に関するガイダンスの改善が進められている。

- **世界遺産 1972年**：世界遺産条約を通じて、UNESCOは人類にとって顕著な価値を有するとされる世界の文化遺産および自然遺産の特定・保護・保全を促進している。184ヶ国が署名し、世界遺産の指定とリスト化を行っている。その所在地の場所を問わず、世界遺産を保護することは国際社会全体の責務である。現在、文化遺産660件、自然遺産166件が指定されており、複合遺産(文化遺産および自然遺産双方の指定を受けている遺産)が25件ある。多くの世界遺産には、自然の聖地と景観が含まれる。有形遺産に焦点を置きつつも、無形価値に対する認識も高まっている⁴³。
- **CBD 1992年**：1992年のリオ地球サミットにおいて150の政府代表に署名された生物多様性条約は、持続可能な開発の促進をその目的としている。CBDは、生物多様性には植物や動物、微生物、それらの生態系が含まれるだけでなく、人間や食糧安全、医薬品、新鮮な大気と水、居住地、清潔で健全な環境の必要性に不可欠であることを述べている。同条約は、伝統知識と保護地域を重視してきた。自然の聖地を対象を特定したプログラムはないが、「Akwé: Konガイドライン：開発行為(予定となっているものを含む)による陸上及び水域における神聖なる地域及び原住民と地域社会により伝統的に占有・利用されている地域への文化的・環境的・社会的な影響評価の行動規範への自主的ガイドライン」を開発している⁴⁴。
- **無形文化遺産保護条約 2003年**：2003年の無形文化遺産保護条約(ICH)は、口承文化や芸能(伝統音楽や舞踊、劇など)、社会慣習、宗教的儀式や祭事、自然と宇宙に関する知識と慣習、伝統工芸などの生きた遺産を対象とする⁴⁵。したがって、自然の聖地に関する慣習の多くもその対象に含まれる。「自然に関する知識と伝統」分野は特に関連が深い。この条約設立以前に、UNESCOは

⁴³ Rössler 2003年

⁴⁴ 生物多様性条約事務局 2004年

⁴⁵ 2006年4月に施行され、2007年12月時点で87ヶ国が署名。

「人類の口承及び無形遺産の傑作」プログラムを実施し、自然の聖地に関する無形遺産の傑作を認めていた。

び伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識する」としている。

- **先住民族の権利に関する宣言**：2007年に承認された国連宣言(添付3)は、先住民の権利に関する枠組みを提供し、「先住民族の知識、文化およ

囲み2は、自然の聖地に関連する主要な条項と声明をとりまとめたものである。

囲み2 先住民族の権利に関する国際連合宣言における自然の聖地に関する主要な条項⁴⁶

「先住民族の知識、文化および伝統的慣行を尊重することは、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することを認識する」

第11条

1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学的および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
2. 国家は、その自由かつ事前の情報に基づく合意なしに、また彼/彼女の法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル(霊的、超自然的)な財産に関して、先住民と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

第12条

1. 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な場所を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骨の返還に対する権利を有する。

第25条

先住民族は、自らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との自らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対するその責任を保持する権利を有する。

第26条

1. 先住民族は、自らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、自らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

第29条

1. 先住民族は、自らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。(後略)

⁴⁶ 訳注：市民外交センター仮訳2008年7月31日

第32条

1. 先住民族は、自らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。
2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／彼女の土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、先住民族自身の代表機関を通じ、その自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。
3. 国家は、そのようないかなる活動についての正当かつ公正な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的またはスピリチュアル(霊的、超自然的)な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

第34条

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、自らの組織構造およびその独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

このように、世界レベルでは文化・精神的価値に配慮し、保護地域内の自然の聖地を認め保護するための幅広い枠組みがある。無形文化遺産保護条約が施行され、先住民族の権利に関する宣言が承認された現在、自然の聖地とその管理者の保護に向けてこうしたメカニズムの協調・協働の機会が増えている。

第Ⅱ部 ガイドラインとケーススタディ

本ベストプラクティス・ガイドラインの第Ⅱ部は、第4節：6つの原則と44のガイドラインで構成されるガイドラインと第5節：関連ケーススタディに沿ったガイドラインの説明で構成される。

本ガイドラインは法的に指定された保護地域内の自然の聖地の認知と望ましい管理、ならびに保護地域管理者と伝統的聖地管理者の間の生産的で敬意に基づく協働を促進することを目指している。自然の聖地が政府の保護地域制度と保護地域管理者によって支持されている望ましいケースもあるが、自然の聖地が軽視され、聖地管理者と保護地域管理者の間に紛争が起きているケースも多い。

本ガイドラインの主な対象は各保護地域の管理者と保護地域制度の管理者、計画策定者である。何世代にもわたって聖地を適切に管理してきた伝統

的聖地管理者に対してIUCNやUNESCOが直接アドバイスを提供するのは適当ではない。しかし先住民・伝統社会の聖地管理者や主流信仰の聖地管理者、支援団体にとって、本ガイドラインが保護地域管理者との関係改善に役立ち、聖地の管理に生態学的な課題を統合することが望ましいという理解を促すものとなれば幸いである。

また、天然資源管理省庁や国家計画策定機関、民間の保護地管理者などその他の関係者においても本ガイドラインを活用し、保護されていない景観に存在する自然の聖地の保護・管理に携わる聖地管理者を支援する役割を担うことが期待される。

こうした目的が達成されれば、自然の聖地とそれを管理する文化は継続的で生産的なパートナーシップにより遠い将来まで維持されるだろう。



[上] カリフォルニア北部(米国)シャスタ山、シャスタ・トリニティ (Shasta-Trinity)国立森林。Winnemem Wintu族の故 Florence Jones 首長が4日間におよぶ火の儀式を開会している。この伝統儀式の場所では伐採や牧畜、オフロード自動車が問題とされてきた。1990年代にはシャスタ山へのスキーリゾートの建設計画があったが、Winnemem族の抗議を受けた米国林務局がネイティブ・アメリカ人の精神的配慮をその理由の一部としてプロジェクトを許可しなかった。(写真：Christopher McLeod)

[下] 南米アンデス山脈。聖なる山の神(Apu)を讃える儀式。儀式は、しばしば原生自然地でこうした地球最古の保護地域の管理を協議するコミュニティ会合としての役割も果たすことがある。(ケーススタディ16を参照のこと) (写真：Oscar Minera ©UNEP / Topham / The ImageWorks)



[上] 「ハウス・オブ・スピリッツ」：ケニア、カヤ (Kaya) 森林。儀式を始める聖地 Chizia Cha Nyere に集まる Mijikenda の長老たち。

(写真：©WWF-Canon / Elizabeth Obel-Lawson)

[右] Kwale 地区の Kaya Kinondo を訪れた観光客と Mijikenda 族のツアーガイド(左)。カヤの長老たちが定めた規則のひとつに従い、聖なる林に立ち入る観光客は敬意を表すために伝統的な黒い kikoi を着用することが義務付けられている。許可を受けたガイドの同行も規則により定められている。その他 4 日に 1 日は森林を立ち入り禁止とすること、観光エリア以外への立ち入り禁止、写真撮影の場所の制限などの規則がある。(ケーススタディ 5 参照のこと)

(写真：Robert Wild)



[左下] インド、カルナタカ州 Kodagu の聖なる林。インドでは 2000 年の聖なる林フェスティバル以来、誇りを持って聖なる林の標識を出す村人が増えている。(ケーススタディ 7 参照のこと)

(写真：Shonil Bhagwat)

[右下] インド南部タミルナドゥ州の(タミル語で Kovilkadu として知られる)聖なる林。Kobilkadu 信仰の神の年次儀式。(写真提供：インド、ボパール IGRMS 国立人類博物館)





[左上および右上]レインボーブリッジ(Rainbow Bridge)国定記念物とハワイ・ワイピオ(Waipio)溪谷(ともに米国)。保護地域管理者は、さまざまな標識を使って観光客を教育し、自然の聖地を保護している。(写真：Christopher McLeod)

[中および左下]中段の写真に写っている岩はGaynada (オーストラリアのアーネムランド北東のGumatj、Mangalili、Wanguri族に唄われる「巨大ロウニンアジ」もしくはNguykal)として知られる。車が通過した跡が示すように、この聖地は近隣の鉱山町の影響による圧力を受けている。岩礁近くでのキャンプや水泳は禁じられている。この地域はディムル・レンジャーとノーザンテリトリー・レンジャーの公園野生生物サービスの許可制度で管理されている。(ケーススタディ15参照のこと) (写真：中) Dhimurru Land Management Aboriginal Corporation、Jane Dermer、左下：Christopher McLeod)



[上] グランドキャニオン国立公園(米国)。Hopi族の長老Dalton Taylorが国立公園局の考古学者Jan Balsomに渓谷内のHopiの神殿に祈りのために捧げられた鷹の羽を観光客が持ち帰っていることを説明している。この協議の結果、公園局はハイキングルートを変更し、問題は解決された。この協議を撮影した映像は聖地の問題に関する公共教育を目的としたテレビのドキュメンタリー番組に使われた。(写真：Christopher McLeod)

[右] Guillermo Rodriguez-NavarroとUNESCOのThomas Schaaf、Confederación Indígena Tayrona のRogelio Mejia。コロンビアのシエラネバダ・デ・サンタマルタ(Sierra Nevada de Santa Marta)生物圏保護区と国立公園の境界を広げTayrona族の聖地を追加する協議をしている。(ケーススタディ10参照のこと)(写真：Christopher McLeod)



[右下] マダガスカルのMontagne d'Ambre国立公園。公園内の神聖な滝に観光客を案内する国立公園管理職員(右)。地域住民は先祖の霊が木や水、岩に宿ると信じている。口承伝統によると、これらの霊はかつてAntsirananaと呼ばれる周辺地域に住んでいたが、森林が伐採され、代わりの住処を求めた先祖の霊はAmber山に住みついた。現在、この地域の住民が健康や子宝祈願、浄化のためにこの滝を訪れる。(写真：Nigel Dudley)





[左上と右上]左はハワイ火山国立公園ビジターセンターに2004年まで展示されていた女神ペレ(Pele)の絵画。右は地元の芸術家が描いた12枚以上の中から選ばれたこの地の創造者のより原始的なイメージを表す新しい絵画。(左：David Howard Hitchcock、右：Arthur Johnsenによる)

[下]オーストラリアのウルル・カタジュタ(Uluru-Kata Tjuta)国立公園。観光客と写真家に特定の場所への立ち入り禁止と写真撮影を禁じる標識(ケーススタディー 12参照のこと) (Parks Australiaとウルル・カタジュタ国立公園の許可を得て1991年にChristopher McLeodが撮影した標識の写真を引用)。





[左上と右上]ガーナにはおよそ1,900の聖なる林がある。こうした林は希少な生物多様性を含む成熟林の一部が残ったものであることが多く、また、往々にして村に近い利用が頻繁な景観に位置することが特徴である。写真はBoabeng-Fiemaの猿保護地の聖なる林とTafi Atome猿保護地のモナモンキー純正種。これはガーナ国内唯一の純正のモナモンキーの亜種。モナモンキー自体も神聖視される。(写真：右) Alison Ormsby、左) Michael Scace)

[中]ロシア南シベリアのアルタイ共和国。保護戦略の一環として公式な保護地域外に存在する聖地のマッピングを行うシャーマンのMaria Amanchinaと文化専門家Maya Erlenbaeva。(写真：Christopher McLeod)



[下]先史時代の岩彫刻や岩面彫刻はアルタイ文化遺産の象徴であるが、盗難が多く闇市場で売買されている。このオオツノヒツジの角は泥棒がこの彫刻を盗もうとした際に損傷した。岩面彫刻を保護するために地元の長老たちによって設立されたのがロシア、アルタイ共和国のChui Oozy国立公園である。(写真：Christopher McLeod)





【上と中上】 チンギス・ハーンの生涯に関連するモンゴルのボグドハーン(Bogd Khan)山は、1778年から自然の聖地として国家的に保護されてきた。現在はハーンヘンティ(Khan Khentii)山保護地域の一部となっている。長年抑圧されてきたが、地元の仏教僧によって山の神々を敬い干ばつと豪雪予防を祈願する儀式が復活した。修行僧に連れられて山頂の最も神聖な場所で儀式を行い戻ってくる団体の左から3番目の人物はハーンヘンティ特別保護地域のディレクター J. Boldbaatar、その右隣はこの地で初の近代的パークレンジャーである。(ケーススタディ13参照のこと) (写真：Robert Wild)



【中下】ブルガリアのリラ(Rila)山脈の中心に位置するリラ(Rila)男子修道院は、10世紀にリラの聖Ivanによって設立された。リラ山脈はヒグマやオオカミ、イノシシが住む。リラ修道院自然公園は、自然と男子修道院のつながりを確保し保護することを目指している。(ケーススタディ14参照のこと) (写真：Nenko Lazarov、www.imagesfrombulgaria.comより)



【下】ギリシャのテッサリーのメテオラ(Meteora)の奇岩群は11世紀には隠遁者と苦行者を惹きつけ、14世紀には男子修道院が建設された。この変化に富むそびえたつ岩はオークの森林に囲まれ、エジプトハゲワシやヨーロッパオオカミなどの脅威にさらされる動植物の生息域になっている。メテオラは世界遺産の複合遺産に指定されている。(写真：Thymio Papayannis)



[左上] 仮面をかぶったマラウィのChewa族Nyau一族のWamkuluグルのダンサー。公共の祭事のために聖なる林からやってきた。(ケーススタディ9参照のこと) (写真撮影：Karen Edwards)

[右上] ロシア、バイカル湖。9つのブリヤート(Buryat)族の精神的リーダー Altan-Erdeniが湖を讃える儀式を行っている。(写真：Vladimir Chenkirov)

[左中] グアテマラの西部高地のクレーター湖である神聖なチチャバル(Chichabal)池に捧げられた花(添付1参照のこと)。春の2日間に5,000人が訪れMaya-Mam儀式を行い、降雨と豊作を祈願する。(写真：Estuardo Secaira)

[右中] アンデス山脈で最も神聖な山のひとつとされるペルーのクスコの南のAusangate山で母なる地球Pachamamaに供物を捧げるする聖人。(写真：Allen Putney)

[下] 祖国と彼らを結ぶ歌と踊りを習い、文化的景観と聖地の保護という伝統的責任を引き継ぐ若いオーストラリアのアボリジニ。(写真：Christopher McLeod)



4 法的に指定された保護地域内にある自然の聖地の管理の原則とガイドライン

本ガイドラインのドラフト版(全7ページ)は2006年に公表され⁴⁷、以降インターネットから入手可能になっている。本書は、当初の構想をもとにドラフト版に対するフィードバックを反映したものである。今後、本ガイドラインは実際の現場で4年間試験した後、見直し・修正を行う予定である。

現在、本ガイドラインは比較的詳細にわたる規範的なものとなっている。44のガイダンスのポイント

トは6つの原則にグループ分けされ、原則的に、より詳細なものから一般的なものへ、また地方レベルから国家レベルのものへという構成をとっている。一地域もしくは一国を対象としたガイドラインについては、地方および国、世界レベルでの自然の聖地の管理を改善するために、それぞれの保護地域管理者が関連政策の変更を提唱することを提言する。

4.1 原則

- 原則1 すでに保護地域内に存在している自然の聖地を認識する
- 原則2 保護地域内にある自然の聖地を計画策定プロセスと管理計画に統合する
- 原則3 関係者の合意、参加、包含、連携を促進する
- 原則4 自然の聖地の知識と理解を促進する
- 原則5 適切な管理アクセスと利用を提供したうえで自然の聖地を保護する
- 原則6 適切な国家政策の枠組みの中で自然の聖地の管理者の権利を尊重する

4.2 ガイドライン

- 原則1 すでに保護地域内に存在している自然の聖地を認識する。
- ガイドライン1.1 自然と文化の価値：現在および将来の世代にとって、自然の聖地が自然と文化の価値の保護に非常に重要であると認識する。
- ガイドライン1.2 生態系サービスと人間の福利：自然の聖地は多くの人々の精神的な福利に大きな意義をもつこと、ならびに文化的・精神的なインスピレーションは自然がもたらす生態系サービスの一部であることを認識する。
- ガイドライン1.3 認識：政府もしくは民間の保護地域内もしくは付近に自然の聖地が存在することを公に認識し、公式な保護地域内にある自然の聖地の管理に伝統的聖地管理者がアクセスし、適切な(理想的には主要な)役割を果たす権利を支持する政策を整備する。
- ガイドライン1.4 協議：すべての議論に適切な伝統的文化的聖地管理者、実践者、リーダーを巻き込み、保護地域内もしくは付近の自然の聖地の認識と管理に関する同意を得る。
- ガイドライン1.5 包括的モデル：自然の聖地は、社会的、文化的、環境的、経済的価値を包括的管理モデルに統合することであり、それは人類の有形および無形の遺産の一部であること

⁴⁷ UNESCO 2006年 pp. 326-331.

| | |
|-------------------|---|
| | を認識する。 |
| 原則 2 | 保護地域内にある自然の聖地を計画策定プロセスと管理計画に統合する。 |
| ガイドライン2.1 | 公園の計画策定： 保護地域の領域内にある自然の聖地の管理を含めるよう管理計画を修正するために計画策定プロセスを開始する。 |
| ガイドライン2.2 | 自然の聖地の特定： 秘密保持の問題がなく、密接な連携があり、伝統的聖地管理者の権利が尊重されている場合、参加型管理計画策定プロセスの一環として保護地域内もしくは付近の聖地の位置、自然、利用、管理体制を特定する。 |
| ガイドライン2.3 | 秘密の尊重： 聖地管理者に自然の聖地の位置やその他の情報を明らかにするよう圧力をかけないことを保証する。要請があれば、保護地域管轄機関に提供した秘密情報を守るための制度を設立する。 |
| ガイドライン2.4 | 明確な境界の設定もしくは非開示： 適切であれば、保護効果を促進するために特定の自然の聖地の境界を明確にする。もしくは秘密保持の必要性を尊重し、適切に保護されたより広いゾーンの中に自然の聖地を置き、正確な場所を開示しない。 |
| ガイドライン2.5 | ゾーニング： 特に外部からの悪影響に脆弱な聖地については、周辺および付近にサポートゾーン、バッファゾーン、移行ゾーンを整備する。 |
| ガイドライン2.6 | 連結および修復： 自然の聖地の間やその他同様の生態をもつ適切な地域との間に生態コリドーを創り連結する。劣化した景観においては、より広い地域の再生にむけた重要な最初の一步として自然の聖地を修復する。 |
| ガイドライン2.7 | 生態系アプローチ： 公正な方法で保護と持続可能な利用を促進し、文化的および精神的価値をもつ土地や水、生物資源の総合管理の主要戦略として生態系アプローチを採用する。 |
| ガイドライン2.8 | 景観アプローチ： より広い文化的景観や保護地域システム、生態コリドー、その他土地利用において、自然の聖地が果たす役割を認識し、それに基づき自然の聖地に景観アプローチを適用する。 |
| ガイドライン2.9 | 開発計画策定における認識の支援： 保護地域システムの外の地域の土地利用に関する計画策定は主に開発計画策定機関が行う。全国的な自然の聖地の認識を促進するために、こうした開発計画策定機関などの支援を模索する。 |
| ガイドライン2.10 | 保護地域カテゴリとガバナンス： 自然の聖地はすべてのIUCN保護地域カテゴリおよびガバナンス類型に存在すること、ならびに正式な保護地域システムの外にある聖地はその聖地管理者の意志に基づきさまざまな法的・伝統的メカニズムを通じて認識・支持されることを認識する。後者には、適切な場合コミュニティ保護地域という形態も含む。 |
| ガイドライン2.11 | 国際的側面： 一部の自然の聖地およびそれを神聖視する文化は国境をまたぐこと、既存もしくは今後整備される可能性のある越境平和公園の内部もしくは周辺に位置することを認識する。 |
| 原則 3 | 関係者の合意、参加、包含、連携を促進する |
| ガイドライン3.1 | 事前合意： 新しい正式な保護地域や保護地域システムに自然の聖地を統合する際、もしくは聖地に影響を与える管理方針を開発する際には、適切な聖地管理者の自由かつ事前の情報に基づく合意を得る。 |
| ガイドライン3.2 | 自主的参加： 国もしくはその他関係者が自然の聖地の管理に関与する場合、それに |

| | |
|-----------|---|
| | 対する適切な聖地管理者の合意および自主的な参加を得ることを保証する。 |
| ガイドライン3.3 | 包含：周縁化されたグループを含む関連のすべての聖地管理者および関係者を自然の聖地に関する意思決定に包含する。また、より高位の方針や国家レベルの政策を含む自然の聖地に関する意思決定のプロセスを慎重に規定する。 |
| ガイドライン3.4 | 正統性：自然の聖地に関する意思決定において、正統性や権限のレベルが各個人および団体によって異なることを認識する。 |
| ガイドライン3.5 | 紛争の管理：伝統的な聖地管理者と最近の占有者、資源使用者、管理者の間の相互理解を促進するために、適切であれば紛争管理や仲介、解決の方法を利用する。 |
| 原則4 | 自然の聖地の知識と理解を促進する |
| ガイドライン4.1 | 多数の分野にわたるアプローチ：地元の長老、信仰や精神的リーダー、地域コミュニティ、保護地域管理者、自然・社会学者、芸術家、非政府組織、民間セクターなどの多数の分野を統合した自然の聖地管理アプローチを促進する。 |
| ガイドライン4.2 | 総合的研究：総合的生物・社会研究プログラムを開発し、生物多様性の価値を調査し、生物多様性保全に対する自然の聖地の貢献を評価し、特に文化に根付いた行動が生物多様性を保護する方法などの社会的側面を理解する。 |
| ガイドライン4.3 | 伝統的知識：生物多様性条約(CBD)の第8(j)条に則して、特に自然の聖地に関する先住民および地域コミュニティの伝統知識や斬新な発想、慣習の尊重、保護、維持管理、利用を支持する。 |
| ガイドライン4.4 | ネットワークの確立：自然の聖地の伝統的聖地管理者および彼らを支援する人々、保護地域管理者、最近の占有者、利用者との間の協議と情報共有を促進する。 |
| ガイドライン4.5 | コミュニケーションと普及啓発：補完的コミュニケーションと教育や普及啓発プログラムを開発し、自然の聖地の保護管理に関する方針と教材の開発においてさまざまな学習、表現、評価の方法を促進・統合する。 |
| ガイドライン4.6 | 目録(インベントリ)の作成：特に脆弱な聖地をはじめ、各聖地の管理者の自由かつ事前の情報に基づく(秘密の保持の必要性がある場合はそれに則した)合意に基づき、自然の聖地の地域、国家、国際目録を作成し、国連保護地域データベースへの情報反映を支援する。開示を限定すべき情報の保護制度を開発する。 |
| ガイドライン4.7 | 文化の再生：自然の聖地が、地域文化の有形遺産および無形遺産、その多様な文化表現、先住民や地域の精神的伝統および主流の精神的伝統の環境倫理の維持管理再活性化に果たす役割を認識する。 |
| ガイドライン4.8 | 異文化間の対話：自然の聖地を仲介として異文化間の対話を促進し、相互理解、敬意、寛容、調停、平和を確立する。 |
| 原則5 | 適切な管理アクセスと利用を提供したうえで自然の聖地を保護する |
| ガイドライン5.1 | アクセスと利用：公的な保護地域にある自然の聖地に関する伝統的聖地管理者のアクセスと利用を尊重する適切な方針と慣習を開発する。 |
| ガイドライン5.2 | 観光客による圧力：観光客がもたらす負荷を理解・管理し、巡礼その他のための利用の季節変動がもたらす負荷に対する特別な規則を整備し、適切な方針、規則、行動規範、観光客用施設や聖地訪問の慣行を開発する |
| ガイドライン5.3 | 対話と尊重：精神的伝統とコミュニティのリーダー、娯楽観光客の間に現在行われている対話を促進し、保護地域規則およびさまざまな文化の価値の尊重を促す公共 |

| | |
|------------|--|
| | 教育を通じて自然の聖地の不適切な利用を管理する。 |
| ガイドライン5.4 | 観光： 管理の行き届いた責任ある観光は、先住民および地域コミュニティに経済的利益をもたらす可能性があるが、こうした観光事業は文化的に適切で敬意をとめない、聖地管理者社会の価値制度を追従するものに限るべきである。可能であれば、先住民や地域コミュニティが所有・運営し、環境や文化に対して十分に配慮していることが明らかな観光企業を支援する。 |
| ガイドライン5.5 | 意思決定の管理： 自然の聖地の管理者が、観光客などの行動に関する意思決定管理権を保持するよう努める。また、保護地域計画を起因とする経済的負荷などによる影響を減らすよう十分に確認し、バランスを維持する。 |
| ガイドライン5.6 | 文化的利用： 持続可能な利用を確保しつつ、文化的に価値の高い聖地内の動植物の配慮ある収穫もしくは配慮ある利用に不必要な介入をしない。共同資源評価と合意意思決定に基づくものとする。 |
| ガイドライン5.7 | 保護： 過剰利用や汚染源、天災、気候変動影響、その他破壊行為や窃盗など社会に起因する脅威を特定、調査、管理、緩和し、自然の聖地の保護を促進する。予測不可能な天災および人災に対する災害管理計画を整備する。 |
| ガイドライン5.8 | 冒涇と再浄化： 偶然もしくは故意の冒涇に対して自然の聖地を保護し、損傷された聖地の回復、再生、再浄化を適宜、促進する。 |
| ガイドライン5.9 | 開発の圧力： 開発の影響が波及する自然の聖地や先住民・地域コミュニティが生物多様性条約の開発活動影響の最小化のためのアグウェー・グー (Akwé: Kon) ガイドラインを支持している場合、総合的環境社会影響評価を適用する。 |
| ガイドライン5.10 | 資金調達： 適宜、自然の聖地の管理保護資金の適切な調達に十分に留意し、透明性および倫理、衡平性、持続可能性を考慮した収益創出・共有制度を開発する。世界の多くの地域で貧困が自然の聖地の劣化の一因であることを認識する。 |
| 原則 6 | 適切な国家政策の枠組みの中で自然の聖地の管理者の権利を尊重する |
| ガイドライン6.1 | 制度分析： 伝統管理制度を理解し、こうした制度による自然の聖地の継続的管理を実現・強化する。現在、聖地管理者のいない自然の聖地については、遺産管轄機関などにより適切な管理が行われるよう調整する。 |
| ガイドライン6.2 | 法的保護： 特に国立保護地域やその他の土地計画策定枠組の外にある自然の聖地に対する人的脅威および自然の脅威を低減する法、政策、管理改善を提唱する。 |
| ガイドライン6.3 | 権利に基づくアプローチ： 自然の聖地の管理アプローチを基本的な人権ならびに宗教と信仰の自由に関する権利、その他適宜、自己開発、自治、自己決定を尊重する権利に基づくものとする。 |
| ガイドライン6.4 | 聖地管理者の権利の保証： 国の保護地域枠組の全体において、聖地管理者による自然の聖地の自主的な調整・管理権の認識を支持し、それに衝突する優勢な価値による侵害から保護する。 |
| ガイドライン6.5 | 土地所有権： 自然の聖地の管理者の土地所有権に影響を及ぼす方法で自然の聖地が政府もしくは民間の保護地域に統合される場合、このような権利の委譲のオプションおよび聖地管理者が土地所有権を長期間確保するためのオプションを追求する。 |

5 原則とガイドライン、議論、ケーススタディ

本節では、原則とガイドラインを議論、説明し、ケーススタディを用いてこの双方を描写する。最初の囲みは自然の聖地(SNS)や巡礼ルートを含む保

護地域管理者のための行動チェックリストである。各行動には関連するガイドラインを併記した。

囲み3 自然の聖地や巡礼ルートを含む保護地域(PA)管理者のためのチェックリスト

| 行動 | 関連ガイドライン |
|---|--|
| <p>1. 保護地域内に自然の聖地があるかどうか確認する。 保護地域内に自然の聖地があるかどうか調査する。自然の聖地は広く知られていることもあるが、保護地域スタッフがその存在を認識していないこともある。公園管理者がその正確な場所を常に把握する必要は必ずしもないし、常に適切とも限らないが、その存在は把握しておく必要がある。</p> | 1.1, 1.2, 1.3, 2.2 |
| <p>2. 主な聖地管理者を特定し、協働する。 保護地域から離れた地域に住む可能性も念頭に置きながら、正統性を有する聖地管理者を確認する。過去に紛争があった場合は特に聖地管理者との協働が難しいことがある。関与について事前に合意を得、信頼確立の必要性を認識する。可能であれば、適宜、委託管理もしくは協働管理の視点から聖地管理者が交渉に参加できる参加型プロセスを整備する。</p> | 1.3, 1.4, 3.1, 3.2, 3.3, 3.4 |
| <p>3. 衝突が起きている場合、その程度を評価する。 衝突が起きている場合、その程度を評価し紛争管理のオプションを検討する。紛争が深刻な場合、専門家の助言と仲介を求める。保護地域管理自体が紛争の原因となることがあるが、この場合には管理方針やスタッフ、研修、円滑化などの改善のオプションを評価する。</p> | 3.5, 4.8, 5.3, 6.3 |
| <p>4. 秘密保持の必要性を決定する。 場所の位置を秘密にしておく必要がある場合、聖地管理者と最善の方法を協議する。これには聖地の場所を特定せずに管理が適切であるかどうかを決定する交渉機能やフィードバック機能の設立などを含む。</p> | 2.3, 2.4, 3.1, 3.2 |
| <p>5. 聖地が必要とする管理程度を評価する。 自然の聖地を取り巻く状況はさまざまで、管理ニーズもそれぞれ大きく異なる。まず初めに管理の程度、聖地が受けている負荷、必要な関与を理解する。影響評価技術が求められることがある。</p> | 2.2, 4.1, 4.2, 4.3, 5.1, 5.2, 5.3, 5.4, 5.7, 5.8, 5.9, 添付1 |
| <p>6. 関連の信念体系や信仰を理解し、異なる世界観の正当性を認める。 PA管理者が聖地に関連する信念体系や信仰に馴染みがない場合、それを理解し、正統性を認めるよう努力する。事前の合意に基づき、聖地管理者の伝統知識と自然の聖地が示す環境倫理の理解に努める。</p> | 1.1, 1.5, 3.1, 3.3, 3.4, 4.1, 4.2, 4.3 |
| <p>7. 関係者分析を実施する。 適切であれば公式に関係者分析を行い、聖地の主要な関係者を理解する。協議・交渉プロセスの議長として、PA管理の位置付けと役割を分析し、中立の第三者の関与が必要であるか評価する。</p> | 1.4, 3.1, 3.4, 3.5, 囲み7 |
| <p>8. 会合を開催し仲介を利用する。 適切であれば、さまざまな関係者を集めるために一連の会合を開催する。まずは個別の会合から始め徐々に大きなグループの会合とする。必要があれば仲介を利用する。</p> | 2.7, 3.2, 3.3, 1.4 |
| <p>9. アクセスと利用のパターンを評価する。 管理を行うにあたり、聖地のアクセスと利用は非常に大きな課題であり、可能な限り参加型プロセスを通じて理解する。観光は支援となる可能性もあるが、神聖な価値を損なうリスクもある。コミュニティや信仰団体による利用のニーズは時期による。</p> | 4.2, 4.3, 5.1, 5.2, 5.4, 5.5, 5.6 |

| 行動 | 関連ガイドライン |
|--|---|
| <p>10. 自然の聖地や巡礼ルートをPA管理計画に統合する。 自然の聖地の管理を保護地域の管理計画策定プロセスへ統合するよう努める。参加型管理原則と順応管理原則の活用を検討する。巡礼その他の訪問の影響を考慮し、コミュニティおよび信仰団体と生物多様性への破壊的影響の最小化に取り組む。</p> | 2.1, 2.5, 2.7, 2.8 |
| <p>11. 保護戦略を開発する。 ゾーニングや法的処置、公共教育、新規法規制を使って、観光客の負荷、破壊行為、資源採取などから自然の聖地を保護するために聖地管理者と協議する。</p> | 1.4, 2.4, 2.5, 4.5, 5.2, 5.4, 5.7, 5.8, 5.9, 6.2, 添付1 |
| <p>12. 利用の参加型マッピングを検討する。 さまざまな文化伝統が利用する保護地域内のエリアを認識するひとつの方法として参加型マッピングの活用を検討する。</p> | 2.2, 4.2, 4.3 |
| <p>13. コミュニケーション、教育、公共意識を向上する。 自然の聖地の通常の管理に関する関係者とのコミュニケーション・チャンネルを決定する。適切であれば一般大衆を含むさまざまな層に対する教育、意識啓発活動を設計・実施する。</p> | 1.4, 4.5, 4.8, 5.3, 5.4 |
| <p>14. 持続可能な資金調達を確立する。 自然の聖地や巡礼ルートの管理・世話の資金調達を支援するメカニズムを模索する。</p> | 5.10 |
| <p>15. 自然の聖地をより一層適切に管理し、聖地管理者の権利を認識するために政策や法律の改正を提言する。 国家政策が保護地域内への自然の聖地の事実上の統合を支持していない場合、適切な改正を提言する。</p> | 6.1, 6.2, 6.3, 6.4, 6.5 |

1 すでに保護地域内に存在している自然の聖地を認知する

アイデンティティに関連するものであるほか、重要な儀式や宗教的目的に使用されることも多い。

1.1 自然と文化の価値

現在および将来の世代にとって、自然の聖地が自然と文化の価値の保護に非常に重要であると認識する。

自然の聖地は、自然と文化の双方にとって非常に重要である。自然の聖地の自然の価値は、生命の形態や生息域、聖地が支える生態系、聖地がその一部をなす景観と地質に関連する。また、聖地には審美的鑑賞に由来する価値もある。文化的側面に関しては、それは多くの先住信仰や地方信仰、主流信仰の伝統の信念体系の一部となっている。多くの人々にとって国家のア

ここ数十年の間に、生物多様性保全の取組みは必然的に自然保護の取組みの中核となり、多くの保護地域の基本的な目的となった。同時に、保護地域が国家経済や地方経済へもたらす貢献が広く認識されはじめた。しかし、ほとんどの人々にとって保護地域は、娯楽や精神、文化、アイデンティティ、芸術、審美、教育、平和、治療など幅広い複数の価値を持つものである(Harmon & Putney 2003年)。保護地域内に多くの精神的伝統と人々に神聖視される自然地があれば、その保護地域が具現するさまざまな価値がより一層深まる。

ケーススタディ 1 マオリ族によって110年にわたって管理されてきたニュージーランドのトンガリロ (Tongariro)国立公園

雪冠を被ったトンガリロ(Tongariro)火山とルアペフ(Ruapehu)火山、ナウルホエ(Ngauruhoe)火山は、ニュージーランド北島の火山性中央平原に荘厳にそびえたつ。遅くとも14世紀にはすでにこの島に住みついていたマオ

リ族にとって、トンガリロ火山は神聖(tapu)な山である。この山は重要な民族の歴史の一部で、神の祖先であり自分たちの祖先の住処として敬われ、伝説に崇められている。

大型の二重船体のカヌーで数千マイルを旅してきた東ポリネシア人が、ニュージーランド北島に定住し始めたのは1300年頃である。最初に到着したカヌーの一艘はTe Arawaと呼ばれていた。トンガリロ周辺地域のiwi部族のNgati Tuwharetoa族は、このカヌーを操縦していた高僧Ngatoroirangiを自分たちの祖先であるとしている。伝説ではNgatoroirangiとこの3つの火山の創造、トンガリロという名前の起源が結び付けられている。伝説のある解釈では、島を探索し、仲間の土地を探すために旅していたNgatoroirangiがトンガリロ山頂に登ったとき、強い南風が吹きひどく寒い天気になった。凍え死にそうなほどの寒さと登山の疲労に困窮したこの高僧は、遠く離れたマオリの故郷ハワイキ(Hawaiki)にいる姉妹に助けを求めたところ、姉妹たちは火となって地中から助けに表れた。彼女たちの通ったあとには間欠泉と火山ができ、Ngatoroirangiを温めるためにトンガリロで噴出したとされている。このように、トンガリロの景観は歴史的な故郷ハワイキとの血脈的な結び付きを表し、この3つの山は部族の祖先として崇められている。トンガリロという名は南風を表すトンガ(tonga)と捕えられたを表すリノ(rino)でできており、Ngatoroirangiを死の手前に追いつめた寒風にちなんでいる。

1887年、ヨーロッパからの入植者が拡大しマオリの聖地が脅威にさらされていると感じ、民間による管理と土地所有が山とマオリの文化的結び付きを破壊し、マオリ族が排除されることを恐れた(Te Heuheu 2005年)マオリの首長Te Heuheu Tukino IVは、当時新しい構想であった「国立公園」として保護することを条件に中央政府とニュージーランド国民にトンガリロとルアペフ、ナウルホエの3つの山を提供した。トンガリロ国立公園に関する決議は1894年10月に法として成立し、トンガリロはニュージーランド初、世界では4番目の国立公園となった。先住民から国に贈られた国立公園としては世界初である。

国立公園となってからほぼ1世紀が経過した1990年には、その自然と環境の価値からUNESCO世界遺産に指定された。しかし、これはマオリ族にとってのトンガリロ国立公園の神聖な価値はまったく考慮されていない。マオリ族の要請もあり、公園はその後再び「関連文化的景観」の候補とされた。関連文化的景観とは1992年に世界遺産委員会が採用した新しいカテゴリーで、「自然の要素の宗教的、芸術的、文化的関連が強固で、物質的文化的証拠は顕著ではないもしくは欠如している」サイトを認識するものである。1993年には、関連文化的景観として世界遺産に登録された初の地域としてトンガリロは再び歴史を作り、国立公園としての認定からほぼ100年後にマオリ族にとっての神聖な価値が国際的に認識された。

トンガリロ国立公園は、環境保護と先住民文化、信仰が相互に助け合うモデルとしての役割を果たす一方で、大きな負荷に晒されている。故Sir Hepi Te Heuheuは祖父Te Heuheu Tukino IVが行った国立公園への神聖な山の進呈から100年経った際、「神聖性(tapu)は重要である。人々が山を楽しんでいる姿は見たいが、山の神聖性が失われるのは見たくない」と言った。

トンガリロ国立公園には年間百万人の観光客が訪れる。スキーやハイキング、自転車、キャンプ、登山が盛んで、公園内にはこれらのアクティビティのための道路や駐車場、小道、スキーリフト、眺望テラス、トレッキング小屋、宿泊とアメニティを提供する公園村などの施設が整備されている。廃棄物やハイキングルートの浸食、侵略的植物、自動車による汚染、排水を小川に排出する古く酷使された下水システムが主な問題となっている。

ニュージーランド自然保護局はトンガリロ国立公園を管理する。トンガリロ地域のマオリ部族Ngati Rangi、Ngati Tuwharetoa、Ngati Tahu族は、文化的価値が関与する場合ははじめとして重要な管理課題の協議の際に参加する。保護委員会にも数名のマオリ族が属している。マオリ族が特に懸念しているのは公園内での商業活動である。現在の公園管理計画では公園内へのアメニティエリアの拡大が禁止され、スキー場面積は公園総面積の3%に制限されている。有料ガイドについては現在協議が行われている。

マオリ族はトンガリロ山に結び付いた多くの伝統や歴史、文化の価値と公園の完璧な自然を将来の世代に残すことを望んでいる。トンガリロ国立公園の文化的景観としての指定以降、マオリ文化の価値に対する意識や理解が高まった。マオリ族は公園の文化や自然の重要性を伝え、慎重な管理と保護に対する敬意を育成するビジターセンターの展示の変更・作成に携わっているほか、世界遺産指定を祝うイベントの計画や、教材や生物多様性プログラムの開発、事業権の申請審査にも参加している。

1995年と1996年にはルアペフ山の火口湖を枯渇させ、湖にそそぐ水路を火山灰で埋め尽くす噴火が発生したが、この非常事態に公園管理とマオリ部族は連携して対応した。これは公園管理とマオリ族の連携の格好の事例である。自然保護局は火山泥流(ラハール)の危険に関してマオリ族と協議しながら公共安全リスクを最小化する選択肢の環境文化影響評価を行った。ひとつの選択肢は山頂に向かって一本の溝を整地する案だったが、マオリ族はこれは「固有の完全性と文化的世界遺産としての地位を脅かす」として反対した。これを受けて、自然保護局長は溝を整地するかわりに最先端の警告システムを整備し、ラハールの高速道路への流出を防ぐためにワンガエフ(Whangaehu)川沿いに保護堤を建設する案を選択した。この決定は、世界遺産委員会から、その倫理的・文化的なセンシティブリティに関して賞賛をうけた。

故Sir Te Heuheuの息子、Tumu TeHeuheuは先住民の重要な管理役割の協議で以下のように述べた。
「Ko Tongariro te maunga (トンガリロは我々の祖先の山)
Ko Taupo de moana (タウポ(Taupo)は我々の内陸の海)
Ko Ngāti Tuwharetoa (Tuwharetoaは我々の部族)
Ko Te Heuheu te tangata. (Te Heuheuは我々の長)

私が言おうとしているのは、文化的多様性と生物的多様性の保護の基本的原則、マオリ族の言葉でいう「カィティアキタンガ(kaitiakitanga)」の原則である管理原則の重要性である。自分たちの文化的景観の管理において、これらはすべて簡単なことのように思えるが必ずしもそうではない。我々はほとんどの場合、管理者である政府や公園の利用者と調和しているが、時に保護者としてカィティアキタンガの役割を精力的に果たすことが必要である。政府がトンガリロ山を含む管理戦略案を公表した時には、その一部に合意できなかったTuwharetoaが調停プロセスを使ってカィティアキタンガとしての責任を遂行した。たくさんの協議が行われ、善意に基づいて管理戦略は最終的に双方の合意に達した。

カィティアキタンガもしくは保護者の全責任を執行するにあたって、我々は、我々部族にとって意義のある景観に関する世界的な関心と我々の文化的真実の維持のバランスをとる必要も切に感じている。課題は、現在世界遺産条項で保証されている国立公園と部族の関係を認識するという点に関するのではなく、部族の完全性を維持しながら世界的な関心を受け止めて管理し、これによって、双方を理解し、認め、これからの世代で共有していくことである」(Te Heuheu 2005年)

出所：Te Heuheu 2005年、Sacred Sites Film Project、Polidor
 (http://www.sacredland.org/world_sites_pages/Tongariro.html)

1894年に世界で4番目に設立されたニュージーランドのトンガリロ国立公園は、その景観の文化的・精神的価値を保護し、ヨーロッパからの入植に対してこうした価値を認識してもらおうとするマオリ族の長期にわたる努力の成果である。

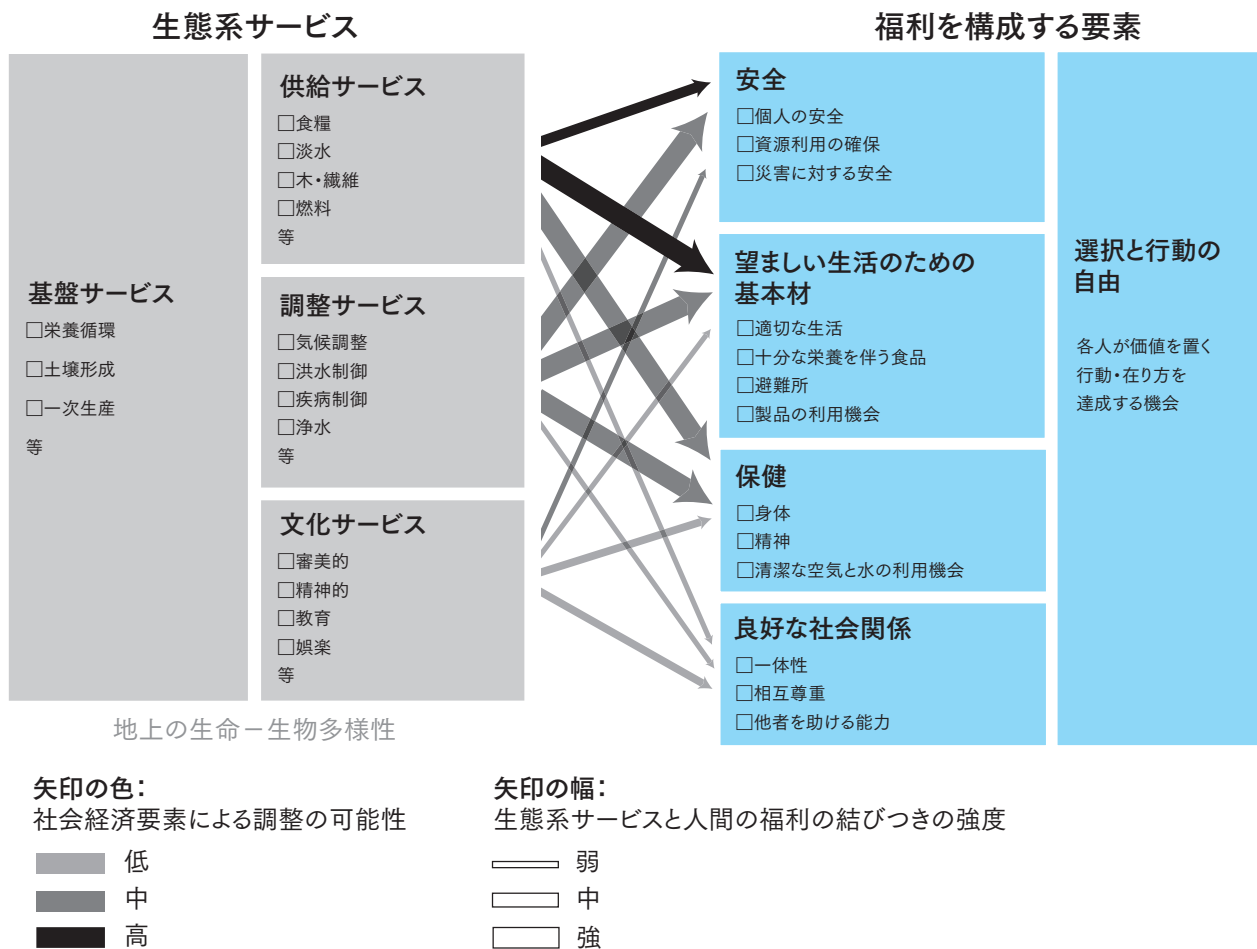
スピレーションは自然がもたらす生態系サービスの一部であることを認識する。

自然に触れることで喜びを感じる人は多い。これは多くの精神的伝統や非宗教的文化に関係する人々の多くにもあてはまる。自然とのふれあいや場所に対する特別の思いは人間の福利の基本的なニーズである。米国の都市公園運動では植樹された緑の空間の価値が実証されている。美しい景観の写真ですら福利の感覚を促すという報告もある。もち

1.2 生態系サービスと人間の福利

自然の聖地は多くの人々の精神的な福利に大きな意義をもつこと、ならびに文化的・精神的なイン

図3 生物多様性と生態系サービス、人間の福利の結び付き
 (ミレニアム生態系評価 2005年より)



この図は生態系サービスの各カテゴリーとそれに関連する人間の福利の構成要素の結び付きの強さと、社会経済的要素がこの結び付きを調整できる可能性を示している(たとえば、ある生態系サービスが劣化したとして、その生態系サービスの代わりとなるものを購入することができれば調整の可能性は高いといえる)。結び付きの強さと調整の可能性は、各生態系および地域で異なる。ここに描写した生態系サービスの人間の福利に対する影響に限らず、その他の環境要素や経済、社会、技術、文化的要素などの要素も人間の福利に影響を与える。また、人間の福利の変化に生態系も影響を受ける。

ろん国立公園などの保護地域に行けば、多くの人が「スピリチュアル」や「ヒーリング」と表現する自然との深いつながりを感じる機会が得られる。

一部の自然の地域は、先住民や地域コミュニティにとって精神的伝統の中心であり、神聖視されている。往々にして、こういった場所の特別な自然は、人による影響をほとんどもしくは全く許さず、また、原生自然と壮大な地形の美しさを伴う静寂と静穏を求める。こうした情趣には主流信仰の実践者も刺激される。このように、美しい建物を除けば飾りけのない原生の自然と変化に富む景観は自然との調和の感覚をもたらす。

自然の聖地は、その「無形の」サービスだけで価値を評価されるものではない。これらはたとえば山の集水地や神聖な井戸、河川や湖といった水源であったり、薬や食糧、儀式の道具その他資源を提供したりする。

現代の経済は、自然のシステムが提供する環境サービスを常に見過ぎてきたため、生態系は深刻に劣化した⁴⁸。

生態系サービスの概念は比較的新しいもので、

この概念の確立によってこれまでの生態系サービスに対する不当評価の再考が促された。最も認識されている生態系サービスは、集水や沿岸保護など物質的な恩恵の供給である。生態系の価値の一部として自然による保健や福利の提供が認識されるようになったのはつい最近である。現在、文化的サービスが人間の福利の重要な構成要素として捉えられていることが図3から読み取れる。自然の中での審美的、精神的、教育、娯楽活動はその他の社会経済要素で簡単に代替することはできない。自然の聖地自体を福利の感覚の中心点とするコミュニティも多い。ロシア連邦のブリヤート族のErjen Khamaganovaは以下のように述べている。

「すべての先住民国家は健全な生活を促す独自のシステムを生みだしてきた。(中略)こうしたシステムで、常に聖地は特に重要な役割を果たしてきた。先住民の方法できちんと教育をうけた人は、聖地に入るときに禁忌を犯さず、聖地の精神的所有者に保護されていることを実感する。日常の生活からストレスを感じている人は、聖地に踏み入ると自分自身でいることのできる機会を得る。避難できる場所を見つけ、保護されているという感覚は、人間の心、身体、魂にとっても好ましい影響を与える⁴⁹。」

図み4 オーストラリアの先住民保護地域(IPA)の好ましい社会的影響

内部報告から作成された以下の統計は、先住民保護地域がより望ましい社会的成果をもたらすという議論を支持するものである。

IPAコミュニティの95%が、プログラム参加による経済参加と開発便益を報告している。

IPAコミュニティの60%が、幼児教育におけるIPA活動の好ましい成果を報告している。

IPAコミュニティの85%が、IPA活動が初期の就学を改善すると報告している。

IPAコミュニティの74%が、IPA管理活動が薬物乱用の低減に貢献すると報告している。

⁴⁸ ミレニアム生態系評価 2005年

⁴⁹ Khamaganova 2007年

IPAコミュニティの74%が、IPAの取組みへの参加は関係性を回復し、家族とコミュニティ構造を強化し、より機能的な家族の構築に貢献すると報告している。

ネパブナ(Nepabunna)コミュニティ（オーストラリア初のIPAであるNantawarrina IPA）

「Nantawarrina IPAは我々にとって最も大きな出来事だ。すべてが変わった。IPAの活動は、特にコミュニティの長老が若者の学校と仕事の問題を扱う上で貴重だ。」

出所：Gilligan 2006年

オーストラリアの先住民保護地域の保健および社会福祉の側面については、囲み4に概要をまとめた。

1.3 認識

政府もしくは民間の保護地域内もしくは付近に自然の聖地があることを公に認識し、公式な保護地域内にある自然の聖地の管理に伝統的聖地管理者がアクセスし、適切な(理想的には主要な)役割を果たす権利を支持する政策を整備する。

自然の聖地は、その保護を促進し伝統的聖地管理者の権利を尊重し容認する、文化的に適切で思慮に富む方法で公式に認識されるべきである。

政府の保護地域内の自然の聖地：

自然の聖地がすでに整備された法的な保護地域内にある場合、政府管轄機関が適切な合意に基づき自然の聖地を認めることによって、伝統的聖地管理者が公園管理に参加することが正当化・公式化され、保護地域全域の保護が強化される。これは幅広いコミュニティの参加と支援によって実現することが可能であり、保護地域全域にとっても有益である。公式な認識は、聖地に対する地元の自負心を促進するほか、先住民や地方の精神的伝統や主流信仰伝統が神聖視する場所にいることに気付いていない観光客による意図的ではない聖地の冒涇に対する保護を支援することにもつながる。また、土地利用に関する地域コミュニティと保護団体、政府組織との衝突を回避し、軽減することにも役立つ。

多くの聖地の価値は、他者の介入がないこととその場所が秘密にされていることにある。公式に認められることによって観光客による負荷が増え、非意図的もしくは意図的な損傷のリスクが増える可能性もある。したがって、特定の自然の聖地を認知するかどうかの決定は非常に慎重に検討すべきで、聖地管理者の事前合意(ガイドライン3.1参照のこと)と認識を支持する意志表明をともなって初めて完全に有効となる。また、特定の聖地に対する認知された正統な聖地管理者を特定するには適切なプロセスが必要で、複雑な工程が必要とされるケースもある(ガイドライン3.4)。重要なのは、できる限り聖地管理者の自然の聖地の管理に関する伝統規則を認め、支持することである(ガイドライン2.2および6.4)。時には、場所を明らかにしてはならない場合もある(ガイドライン2.4)。

聖地と新しい保護地域の設立：

自然の聖地を中心として周辺に新しい保護地域が提案されたり、自然の聖地が位置する地域に対して生物多様性や景観などの価値から保護が提案されることがある。どちらの場合でも、その聖地の自然を完全に理解し、伝統的聖地管理者の関与、合意、支持を得る必要がある。

保護地域指定が提案されている地域の優れた生物多様性が、先住民社会や地域コミュニティによる長期にわたる保護によるものであることを、非常に多くの事例が示している。こうしたコミュニティは、往々にしてその聖地を聖堂や寺院、その他外部に対する象徴で飾らない。こうしたことによって、

一部の状況では、政府や科学団体が先住民・地域コミュニティが生物多様性などの価値の保護に果たしてきた役割の理解や容認が容易ではない。

保護地域制度を通じて慎重に行われた公式な自然の聖地の認識は、その自然の聖地の保護の強化に役立つと同時に、生物多様性とより広い環境の保護を促進する可能性がある。また、地方の文化の価値を保護・促進し、保護地域管理における伝統的聖地管理者の役割の正統性強化にも貢献する。

このような公式な認識は、自然環境が産業的農業や林業、鉱業、伐採、集約的な観光、住宅開発など競合する土地利用への転換のリスクに晒されている場合や、自然の聖地内部での資源利用の負荷がある場合に特に有用である(ケーススタディ 4 西シベリアを参照のこと)。こうしたことから、公式で法的な保護地域指定は、聖地管理者による保護を支援できる可能性がある。

聖地とそれを管理する先住民地域社会や信仰的聖地管理者の慎重な特定を行い、議論は敬意と信頼に基づくものとするのが重要である。さらに、適切な交渉技術⁵⁰や効果的な仲介を適宜活用すべきである。不可欠なのは、情報に基づく適切で正統な関係者の合意にすべての決定が基づくことである。先住民社会が、自身の文化規範に根付く保護地域の開発を先導し、それを政府が認識する事例が増えている(ケーススタディ 15 ディムル(Dhimurru) IPA 参照のこと)。新しい保護地域は、慎重かつ配慮を伴った方法で整備されるならば、自然の聖地の適切な保護

ツールになりうる。CBDとIUCN/UNESCOのガイドラインは、ベストプラクティスの枠組みである。

しかし、国の保護地域に関する法律を通じた聖地の保護を考慮する際には慎重な検討が必要である。十分な配慮に基づいた適切な方法で自然の聖地とその管理者を認識する保護地域に関する法律を整備している国は非常に少なく、保護地域管轄機関の多くは力づくの実施手法を活用した保護主義モデルを採用している。不適切な法や不適切な法の適用が少数派を弱体化させるのは過去の経験から明らかである。したがって、政府による自然の聖地の支援および認識は、全ての関係者と交渉のうえ、聖地管理者の自由で情報に基づく事前の合意をとまう協議によって実施されるべきである(ガイドライン1.4、3.1)。自由で情報に基づく事前の合意の考え方は、少なくとも国際法では主に先住民社会に適用されるが、自然の聖地の管理者との交渉においては、この原則をすべての聖地管理者に同じように適用することを推奨する。

もうひとつの選択肢は、国立保護地域システムの規定における多文化プロセスの設立である。この場合、各文化グループがその基準と優先順位に基づいて保護地域候補を挙げる機会を持つ。カナダでの経験から、さまざまな生物地理的地域を代表する地域を特定するために科学的手法を使用することは現代社会では珍しいことではないが、伝統社会では自然の聖地や歴史的に重要な地、特定の文化集団の起源に関連する地に重みを与える価値を主体とする基準を好む傾向があることが分かった。

ケーススタディ 2

かつて観光の脅威に晒されていたが生きている地球への神聖な贈り物として認識された
タンザニアのザンジバル、ミサリ(Misali)島：

ミサリ島は、島の大部分を占めるイスラム教ザンジバル社会にとって宗教的価値をもつ。しかし、ザンジバル政府は当初この島を外国所有の観光地とすることを計画していた。観光開発計画を立ち上げるために、事業権協定が署名された。この決定を知った漁師と保全団体は計画中止を働きかけるために結束

⁵⁰ 原則に基づく交渉 (Fisher他 1992年) など

し、決定を覆すよう政府を説得した。4～5年にわたる真摯な努力の末、ザンジバル政府は漁師をミサリ島保護海洋保護地域の筆頭管理者として認識しただけでなく、「生きている地球への神聖な贈り物」として世界にこのプロジェクトを提供した。

ミサリ島は、タンザニア沖合のザンジバル群島の2つの主要な島のうち北に位置するペンバ(Pemba)島の西海岸沖合に位置する小さい(1ヘクタール)サンゴの小島である。ペンバの約26の漁村と11,500人の島民の生活は漁業に依存しており、彼らにとってミサリ島は面積は小さいが島を囲むサンゴ礁が豊かな漁場となっていること、そして一時的な漁業キャンプ(dago)としての機能のためにとっても重要である。定住者のいないこの島を多くの漁師がキャンプ地として使う。彼らが正確にいつ、どの程度の期間滞在するかは、使用する漁具の種類と目的の種に適した月齢や潮のサイクルによる。たとえばタコ漁師は、サンゴ礁に近付きやすくなる小潮の間にキャンプを行うことが多い。

1990年代初頭、地元の漁師の生活は2つの脅威に直面した。最初の脅威は、ミサリ島を観光リゾートとして貸し出すというもので、これが実現すれば漁師は島をdagoとして使えなくなり、生活に深刻な打撃がある恐れがあった。2番目の脅威は、kigumi(以下に説明する)やそれより頻度は少ないもののダイナマイト漁などの破壊的漁法の増加であった。

観光客の脅威に対応して、漁師は島のサンゴ礁の生態的価値を支持する保全家と連携し、ヨーロッパのツアー事業者に島を観光リゾートとして貸し出す事業権に関する政府の決定に異議を唱えた。たくさんの働きかけによってこの決定は覆った。その後、漁師による共同管理地域の案が開発され、1998年には、ついにミサリ島海洋保護地域が宣言された。

しかし、破壊的漁法を管理し、漁師に真の利益をもたらすにはまだ課題が残った。Kigumiは地元で開発された非常に破壊的な漁法で、漁師の一団が棒を使って水面とサンゴ礁をたたき、魚を大きな引き網に追い込むものである。網として使われるのが多いのは蚊帳であるが、蚊帳は網目がとても細かく、一番小さな稚魚までサンゴ礁から捕獲されてしまう。後に残ったサンゴ礁片は損傷し、魚が一匹もいなくなる。

ミサリ島の神聖な価値に注目が集まりはじめたのは、持続可能な漁業を促進する活動の最中だった。この島は、地元のイスラム教にとっては聖なる島とされている。言い伝えによると、かつて島を訪れた預言者Hadharaが漁師に祈りのための絨毯(msala)を求めたところ、これを持っていなかったので、預言者はこの島自体を祈りの絨毯として使うことを宣言したという。この島の上で直接祈るという行為が島に名前の由来となり、聖地となったと言われている。

この地方の言い伝えとミサリの漁師のほぼ全員がイスラム教徒ということから、ミサリの漁師による共同管理と持続可能な観光を支援するイスラムの環境教育を実現するためにモスクの指導者と協働する斬新なプログラムが開発された。このCAREタンザニアが運営する「ミサリ倫理プログラム」は、自然および環境管理のためのイスラム基金(Islamic Foundation for Ecology and Environmental Management)に支援されている。恐らくこれがイスラム教倫理に基づく海洋保護プロジェクトの初めての成功事例である⁵¹。

⁵¹ Khalid & Thani 2007年

このプログラムのもとに開催された最初のワークショップでは、宗教指導者と政府、漁業コミュニティが一堂に会してコーランの教えと環境利用に関するガイダンスが議論された。このアプローチは地元では非常に歓迎され⁵²、ミサリ島海洋保護地域の管理はイスラムの倫理的原則に基づくべきであるという提案がなされた。このプログラムは12村で活動を行い、モスク指導者のためのワークショップを開き、イスラム神学校のためのポスター作成やコンペを行った。また、イスラム教指導者用研修教材の開発や保全に関する宗教教育の理解の促進支援を進めている。

初期の段階から政府とザンジバルの指導者はプロジェクトを支援し、2000年には政府はミサリ倫理プログラムの事例を世界自然保護基金(WWF)と宗教自然保護同盟(ARC)のプログラムの一環である「生きている地球への神聖なる贈り物」として提供した。

プログラムはペンバ島に良い影響をもたらした。プロジェクトの初期段階のベースライン調査では、海およびその資源の利用とイスラム教の関連を見出している漁師は34%のみだったが、プロジェクト後半の時点の調査では66%の漁師が関連性を認めた。漁師はいくつかの保護策を実施しており、この教訓が他の村にも広がっている。プロジェクトの主な成果のひとつに教師のためのガイドブックの出版・普及(Khalid & Thani 2007年)があげられる。このガイドブックはスワヒリ語に翻訳され、ペンバの漁業コミュニティ全体に普及している。これは、広く世界中のイスラム教社会にも重要性を持っている。

出所：Dudley他 2005年、Khalid & Thani 2007年

ケーススタディ 3 日本の聖地のゾーニング

日本の総体的な伝統的土地利用ゾーンは、奥山(高地の聖なる山)と里山(持続可能な管理下にある森林をもつ山の緩い斜面)、人里(開墾され、広く住民が居住する農耕地)の3つの主要な地域で成り立つ。人里のなかには、鎮守の森と呼ばれる寺や神社が建てられた小さい聖なる森が多数あり、その地域の生物多様性の貯留地となっている。日本人は自然界の神(800万ほどの神がいるとされる)を崇拝し、鎮守の森は神聖な雰囲気や自然と人間性の調和・共存を保つ重要な要素として機能する。経済的成功と物質主義を重要視する最近の日本の生活スタイルの変化は、この日本列島の総体的な考え方に優先され、これを損なった。鎮守の森が象徴する我々の先祖が確立した神聖な枠組みを再考することも持続可能性の斬新かつ迅速な追求に有意義であろう。

出所：岩槻 2005年、2007年

1.4 協議

すべての議論に適切な伝統的文化的聖地管理者、実践者、リーダーを巻き込み、保護地域内もしくは付近の自然の聖地の認識と管理に関する同意を得る。

法的な保護地域内にある聖地を認識するプロセスにおいて、適切な伝統的聖地管理者との協議は非常に重要である。これは保護地域管理に関する聖地管理者との協働において不可欠な最初のステップであり、より深い関与と共同管理の足掛かりになるものである。協議は早い段階から始め、規定を明

⁵² Khalid & Thani 2007年

確にし、長期にわたって継続しなければならない。保護地域スタッフ側の連絡調整役がコミュニケーションの責任者となり、慎重にすべてのコミュニケーションを行うべきである。協議出席のための交通費と自然の聖地の認識と管理に関与する聖地管理者の経費をカバーできる資金が調達できれば理想的である。適切な聖地管理者と実践者、協議リーダーの決定は複雑で繊細な問題であり、時間と配慮が必要である(関係者分析に関する囲み7およびガイドライン3.3、3.4参照のこと)。「聖地管理者」は、必ずしもその聖地との現在の地理的な結び付きを示唆するものではないことを念頭に置く必要がある。

1.5 包括的モデル

自然の聖地は、社会的、文化的、環境的、経済的価値を包括的管理モデルに統合することであり、それは人類の有形および無形の遺産の一部であることを認識する。

多くの自然の聖地は、数世紀(その一部は数千年)にわたって伝統的制度のもとで管理されてきた。これらは現存する最も成功した管理制度であり、人間と自然の持続可能な関係の原型モデルである(ケーススタディ3日本、15スリパダ・アダムス・ピーク、10カサンクワ(Ka'sankwa)、14リラなど)。このように、完全な自然-人間システムとしての保全は人類にとって重要な達成を示す。

これらのシステムは、第二次世界大戦後の時代に支配的で、西洋型の近代化と同義語として幅広く捉えられ続けている「開発」のほとんどの対極にあるものである⁵³。地域文化や伝統文化は、主に開発のブレーキとして捉えられてきた。しかし、生態学的危機が深刻となった現在、持続可能性と回復力に関する関心が新たに生まれている。「我々は、地上の

すべての生命の存在を脅かす環境危機のただなかにある地球との新しい持続的な関係を人間社会が模索する時代に生きている⁵⁴。」

それぞれの地域文化の基準を通じて特定された重要地域を完全に認識する「多文化保護地域システム」の開発の検討が理想である。カナダを除き、こうした事例は現在非常に少ないが、ブルガリアのリラ(Rila)修道院国立公園は、地域の精神的価値と自然の価値を完全に認め、これらの価値の結び付きを維持することが管理目的とされている(ケーススタディ14)。

2 保護地域内にある自然の聖地を計画策定プロセスと管理計画に統合する

2.1 公園の計画策定

保護地域の領域内にある自然の聖地の管理を含めるよう管理計画を修正するための計画策定プロセスを開始する。

保護地域管理計画策定は、場所ベースの保全活動のために最も広く受け入れられているツールのひとつである。1990年初頭から、幅広く合意され支持される最終計画を保証する重要な方法として管理計画策定のプロセスがより一層重視されるようになってきた。主要な関係者の参加は不可欠で、公園計画策定のベストプラクティス標準になっている(ガイドライン3.1、3.2、3.3も参照のこと)⁵⁵。生物多様性条約が採択した生態系アプローチ(ガイドライン2.7)は、計画策定は当該資源に最も近い組織レベルで行うべきであるとさらに規定している。しかし、通常、精神的価値と自然の聖地は保護地域計画策定において考慮されない。今後すべての管理計画策定にあたって、文化的・精神的価値、自然の聖地

⁵³ Eade 2002年

⁵⁴ Tucker & Grim 2001年

⁵⁵ Thomas & Middleton 2003年

の保護・管理が考慮されるべきである。聖地管理者の伝統管理枠組みを統合する、もしくは可能であればそれをもとに計画策定および管理を行うことが理想的である。米国国立公園局はひとつのアプローチ

を示し、文化資源のための計画策定方針を開発した。この概要は囲み5に示した。添付資料として、グアテマラにおける文化的要素の検討の事例を添えた(添付1)。

囲み5 米国公園局における文化的計画策定：米国国立公園局の文化資源に関する方針

計画策定

効果的な公園管理には、公園の文化資源に関する情報に基づいた意思決定が必要である。これには総合的計画策定プロセスの利用が最適である。公園の文化資源は何か、なぜこうした資源が重要なのかという理解が効果的な計画策定の基盤となるが、これを理解するために、公園局には自然と文化資源のタイプ、その(1)分布、(2)状況、(3)重要性、(4)地方、地域、国レベルの状況に関するベースライン・データの入手が求められる。文化資源の計画策定とその一環である資源評価プロセスには、文化資源の専門家と関連の専門知識を持つ学者、伝統的に関連性のある人々、その他関係者との協議が含まれる。このプロセスにおいて、現在の研究成果とさらなる調査の必要性が公園の法的な歴史ほか関連情報とともに検討される。

計画決定の前に、その資源を重要とする価値に対する計画案の影響分析と潜在的な悪影響を避けるもしくは緩和する代替案の検討を行う。計画策定は常に文化資源の損傷回避を目的とし、伝統的に関連する集団にとっての価値に配慮する。資源保護のアプローチと代替策の特定および検討を保証するために、文化資源に影響する計画策定プロセスには文化資源専門家と伝統的に関連する人々、その他関係者を巻き込み、関与機会に関する適切な情報を提供する必要がある。

文化的景観の有する価値の多くは、その歴史的な土地利用と慣習による。土地利用が特定の景観の重要性の主な要因である場合、利用の継続とその歴史を示す有形の証拠の保持のバランスをとることが対策の目的となる。ひとつの景観において、そのなかの文化的特徴と自然の特徴の多様性と在り方が、民族の歴史および関連する人々の文化にとって神聖性その他の現在も引き継がれる重要性をもつことが多い。計画決定においては、こうした特徴と過去および現在の利用を特定し、信仰、姿勢、慣習、伝統、伝統的に関連する人々の価値を配慮する。

出所：米国国立公園局 2001年 <http://www.nps.gov/refdesk/mp/chapter5.htm>

2.2 自然の聖地の特定

秘密保持の問題がなく、密接な連携があり、伝統的聖地管理者の権利が尊重されている場合、参加型管理計画策定プロセスの一環として保護地域内もしくは付近の聖地の位置、自然、利用、管理体制を特定する。

事前合意(ガイドライン3.1)と秘密保持(ガイド

ライン2.3)、地域の聖地管理者の支持と参加を全面的に尊重したうえで、保護地域内の聖地を特定し、その制度的管理とガバナンス構造、伝統管理規則の特性を確立するプロセスを実施する。

ひとつの有効なアプローチは参加型マッピングと文書化ならびに参加型地理情報システム(PGIS)を使った資源利用慣習の共同評価である⁵⁶。

⁵⁶ Rambaldi他 2006年、添付8参照のこと

伝統的な意思決定とガバナンスの仕組みは場所により大きく異なることがあるが、これを理解するのは重要である。管理団体が自然の聖地の管理の全側面に関する詳細な規則を開発していることが通

例で、アクセスと利用の制限が多く、の聖地に共通する特徴となっている。できる限り、自然の聖地の管理に関する聖地管理者自身の規則を保護地域の規則・方針に適宜反映し、尊重・支持すべきである。

ケーススタディ 4 ロシア連邦西シベリアの特別保護地域と保護生物種

神聖視される多数の地域を含む景観全域にわたる保護とヨーロッパ・ビーバーなどの絶滅危惧種の生存という結果をもたらしたのは、ハンティ (Khanty) とマンシ (Mansi) の先住民社会とその土地の間の長期にわたる関係である。この地方の他の場所では17世紀までに狩猟により絶滅したこのビーバーが生き残ったのは、実際、この2つのコミュニティがこの動物を神聖視してきたためである。地域コミュニティがビーバーを保護してきた自然の聖地のひとつは、後にMalaya Sosva自然保護区に指定された。

西シベリア、ユグラのハンティ・マンシ (Khanty-Mansiysk) 自治管区に位置するこれらの聖地は、現在、石油採掘の脅威にさらされている。伝統的聖地管理者にとっては、聖地の原生自然が最も重要であるという事実がこれらの聖地の持続的な保護をより難しくしている。許可を得ていない安易な訪問によって聖地の神聖性が損なわれ、最終的には聖地の放置につながる可能性がある。

自治管区の保護管轄機関は、先住民コミュニティと協働し、合計370万ヘクタール(同区の6.3%)となる26の特別自然保護地域を設立した。ここには400の自然の聖地が含まれるが、その場所は公開されていない。この方法により、石油採掘の影響が緩和され、生物多様性と地域の文化的・精神的価値、先住民コミュニティと結びつきが維持されることが期待されている。

出所：Merkushina 2007年

2.3 秘密の尊重

聖地管理者に自然の聖地の位置やその他の情報を明らかにするよう圧力をかけないことを保証する。要請があれば、保護地域管轄機関に提供した秘密情報を守るための制度を設立する。

保護地域内の自然の聖地の特定は保護地域管理にとって有用であるが、その位置や文化的価値、歴史、利用を明らかにするよう地域コミュニティに圧力をかけてはならない。いくつかの事例では、自然の聖地は隠されていたり、聖地管理者社会内においても特定のグループ(性別や年齢)のアクセスが制限されていたり、洗礼を受けていないものにはその存在を明かせないものだったりする。同様に、外部

の人間の存在自体が神聖な価値を損なうもしくは消滅させ、聖地の放棄をもたらすことがある。

保護地域内に自然の聖地があり、聖地管理者がその場所を明らかにしたくないと望む場合、保護地域管理者がとれるひとつのアプローチは、管理の意図を聖地管理者に伝える仕組みの整備である。これを整備すれば、管理計画が聖地と衝突する場合、フィードバックを提供するよう要請し、フィードバックに基づいて管理計画を調整することができる。この方法で、保護地域管理者は聖地の実際の場所や利用の詳細を知らずとも聖地管理者のニーズに対応できる。

秘密の文化情報を共有するにあたっては、秘密を

保持し、許可されていない人々や一般への漏洩を防ぐために必要な手段をすべてとらなければならない。これを行うにはいくつかの方法があるが、たとえば聖地管理者との合意のもとで許容され信頼された保護地域のスタッフがコミュニティと協働し、必要な情報の保持者となるような制度などがある。文書記録が制限付きで許容される場合には、その管理には慎重を期すべきである。

2.4 明確な境界の設定もしくは非開示

適切であれば、保護効果を促進するために特定の自然の聖地の境界を明確にする。もしくは秘密保持の必要性を尊重し、適切に保護されたより広いゾーンの中に自然の聖地を置き、正確な場所を開示しない。

自然の聖地の保護を促進するには、さまざまな戦略が必要である。最も適切なアプローチに関する決定には、場所だけではなく時間も特定しなければならない。知識や意識、明確な境界を含む当該聖地の宣伝の強化が最も望ましいアプローチの場合もあるが、情報の普及によって聖地の損傷や冒涇のリスクがある場合は、積極的な情報公開をしない、あるいは非公開とするほうが望ましいケースもある。後者のアプローチのひとつは厳正な保護地域として広い地域を指定することである。これは人口密度の低い地域で活用できる。

自然の聖地を保護するその他の方法には、ゾーニングの利用や影響を受けやすい地点を避けるような観光客ルート・道路設計、原生地を対象とする許可制度の利用と慎重な管理、認定ガイドの同伴義務付けなどがある。観光客の負荷が大きい場合、わかりやすい標識や(極端なケースでは)特に影響を受けやすい地域の立ち入り禁止などが必要である(写真ページを参照のこと)。

2.5 ゾーニング

特に外部からの悪影響に脆弱な聖地については、周辺および付近にサポートゾーン、バッファゾーン、移行ゾーンを整備する。

保護地域管理計画および開発計画策定機関の土地利用マスタープランの双方において、ゾーニングは土地利用の計画策定と管理の標準的ツールである。ゾーニングは、特定の地域への管理目的の適用や利用・アクセスの制限により、自然の聖地の保護にいろいろな方法で利用できる。

多くの自然の聖地には、保護地域のゾーニングに似た伝統的な区画制限が見られる。たとえば、精神的指導者のみが許される中核もしくは「内奥の聖所」や儀礼的な使用やアクセスのためのエリアなどがある。したがって、保護地域内の自然の聖地の新規ゾーニングは、数世紀にわたり慣習とされてきた聖地管理者たちの伝統的区画に基づくことが理想的である。保護地域管理者には、聖地に存在する可能性のある伝統的区画を適切に理解する取り組みが求められる。

また、ゾーニングはガイドライン2.4で述べたアクセス制限と非開示の目的を達成するためにも利用できる。たとえば最低限の介入しか必要としない自然の聖地の場合には、周囲により大きな区画を設置し、その内部へのアクセスを制限することができる。

自然の聖地の内部も管理の促進のためにゾーニングを行うことができる。ケニア・カヤ(Kaya)世界遺産の一部である神聖な林カヤ・キノンド(Kaya Kinondo)では、カヤの長老たちがエコツーリズムのために伝統的な内部区画構造を築き、観光客ルートと観光客ゾーン、利用する際のドレスコード、写真撮影禁止・許可地域(ケーススタディ5および写真ページを参照のこと)を開発している。

ユネスコ生物圏保護区の構想も自然の聖地の保護に効果的に適用できる。このモデルでは自然の聖地自

体を「中核」ゾーンとし、バッファゾーンと移行ゾーンをその周辺に作るができる⁵⁷。特に自然の聖地周辺の土地が改変されている場合など特定の状況においては、バッファゾーンが生活や保護目的を助ける働きをする。コミュニティ構成員の収入を増加させることもある。神聖な森の周辺における経済的に重要な樹木(果物や燃料材など)の利用がひとつの例である。

これにより、神聖な森の場所が明確になり保護が促進されるほか、地域の生活にも貢献する。このほかバッファゾーンの一部に自然の聖地に生育する在来種を生育している事例もある。これは、当該地域の生物多様性の価値および生息域の回復を促進する(ガイドライン2.6)。

ケーススタディ 5 ケニアのカヤ(Kaya)の神聖な林

ケニアの沿岸の小さな断片森林群が1980年代後半に植物生態学者に発見された。この生物学的に価値の高い小森林は神聖な林としてコミュニティによって管理されていたが、植物生態学者による発見から伝統的聖地管理者のミジケンダ(Mijikenda)族との生産的な連携が始まり、2007年には世界遺産候補になった。

カヤ(Kaya)は「家産」を意味し、カヤ森林は9つのミジケンダ族の村の跡地である。外部からの脅威に晒されたミジケンダ族はまず木が密集した沿岸林に避難したが、その後カヤ森林を離れ、外の土地を開墾した。現存する49のカヤ森林は小さいままだが、かつて広範囲にわたっていた森林の生物多様性が今も残されている。調査によると、カヤ森林はケニアに現在残っている沿岸森林の10%を占めるが、それが包含する希少種の数是他を圧倒する。沿岸地域の最も保護価値が高い27の森林のうち7つがカヤである。また、ケニアの希少種の半数以上は沿岸地域に存在し、その多くがカヤを生息域としている。

脅威：1970年代以降、観光開発のために一部のカヤ森林が部分的に損なわれてきた。この開発の圧力は現在も拡大し続けている。観光客に販売する木彫り彫刻のための無許可伐採や地域住民の生活のニーズの充足などもカヤには脅威である。ミジケンダ族は伝統規則を尊重しているが、それに従う意思が弱い人々の流入などにより伝統制度が揺らいでいる。また、人口増加や生活改善の意向、貧困もさらなる負荷をもたらしている。沿岸部で進んでいる高級観光開発は、最先端のホテルが立ち並ぶ地域とカヤ森林の大部分がある未開発の地方僻地との間に古典的な分裂を生んでいる⁵⁸。

神聖な林への脅威を認識したカヤ族の長老は、政府に支援を求めた。1980年代の共同保護の取り組みをうけて、1992年には沿岸森林保護部門が設立された。これは、WWFの支援によりカヤ族の長老との連携でケニア国立博物館が行ったプロジェクトである。

法的保護：法的保護を獲得するプロセスにおいて議論の主題となるのは最適なメカニズムであった。具体的には、カヤ森林の精神的・文化的・歴史的価値、コミュニティのアクセスレベル(比較的許容されているが無制御ではない)、厳正な保護の必要性である。伝統的な利用を許容しながらどのように保護するかという問いに対して検討された選択肢は、森林保護区もしくは国定史跡、国立公園としての保護である。各選択肢はそれぞれ管轄機関や関連法律、利用と管理の構造が異なり、長所短所がある。

⁵⁷ UNESCO 2003年b

⁵⁸ Sindiga 1996年

検討の結果、厳正な保護および地域のアクセスと利用、文化的・生物学的価値の積極的な保護のバランスを最適に保つものとしてケニア国立博物館の管理下の国定史跡指定が選ばれた。カヤ森林を認定するために関連の遺産および博物館法令を改正する必要があったが、最終的にカヤ森林の大部分が国定史跡に指定された。

こうした改正を行っても、ミジケンダ族の長老の伝統法は元来ミジケンダ族のみに適用される口承の法であったため、国の法律としては認識されず、公式にこれらの伝統を統合することは困難だった。しかし、伝統的管理の重要性と役割については実務的には理解が確立されている。日々の管理と伝統規則の施行は長老たちが行う。カヤの警備員を雇っている地域もある。長老たちは自分たちで対処できない問題が発生した場合のみ、より広い地域におけるカヤ森林の存在を維持管理するケニア国立博物館のスタッフに連絡する。

文化的保護：保護プログラムによっていくつかのカヤの管理方法と伝統儀式が復活した。各カヤでは長老会議が強化された。たとえばクワレ(Kwale)地区では定期的に全地区の長老の会合が開かれ、その議長は地区議会のメンバーも兼務する。このようにして、伝統的なリーダーシップがカヤの長老の関心を政治的に表明することが可能となっている。

エコツーリズム：現在、管理費用を賄うために収益増加の取組みが行われている。クワレ地区のカヤ・キノンド(Kaya Kinondo)では、WWFがエコツーリズムプロジェクトを支援した。このプロジェクトでは長老が管理委員会の委員長を務め、観光客の立ち入りや写真撮影が許されるエリアや、それらを禁止するエリアが設定された。また遊歩道建設の条件など一連の条件も規定された。あまりに多くの植生が遊歩道建設のために伐採された場合、長老が判断した場合、プロジェクトに罰金が課される。カヤの端には簡素な観光客センターが設立された。地域コミュニティから採用されたボランティアガイドの研修も行われている。近隣のホテルでは、ガイドがツアーデスクを運営し、村の訪問と食事で構成される半日のエクスカージョンを勧めている。

観光客利用エリアは小さいものの、それでも長老たちはカヤの自然は定期的に人間の存在を遮断し、完全に休息する必要があると感じている。こうしたことから、ミジケンダの伝統的な週4日制の休日である4日に1日観光を禁じることを決定した。ミジケンダ暦を西洋暦へ読み替えるといふ森林が閉鎖されているかわかる。また、長老は状況に応じ例外を要請することができる。

カヤの長期的維持：過去20年の間に、生物多様性の高い価値が証明され、伝統的管理が認識・再活性化されるというカヤの長期的な将来の保証に向けた大きな前進が起こった。また、法的な認識も獲得し、土地利用の変化と過剰利用はまだ残っているとしても制御されている。こうした前進にも関わらず、政府からの直接資金はごくわずかで、ケニア国立博物館は外部から支援に依存し続けている。カヤの長老は日常的な管理を主に自分たちの資金で行っている。長老や森林は広範囲に広がっていることから、これは大きな課題となっている。

この地域で働く人々は、カヤ森林の長期にわたる維持は周辺コミュニティの生活の改善と収入の創出にかかっているとしている。もし生活が向上し、代替収入が得られれば、既存の森林は維持される。クワレ地区の3つのカヤの経済発展支援を目的としてマイクロファイナンスのスキームが始まったが、まだ初期段階であり、生活に大きな効果はまだ出ていない(Wild他 2007年)。

著者：R. Wild（カヤ・キノンド長老議会議長、クワレ地区カヤ委員会委員長、カヤ地区議員指名候補Abdalla

Ali Mnyensi氏、エコツーリズム管理委員会副委員長、カヤ・キノンド長老のOmar Rashid Kituzo氏、カヤ森林警備員Ali Mwalimu Mwarandani氏、カヤ・キノンド・エコツーリズム・プロジェクト・コーディネーター Hemed Mwafundjo氏とのインタビューに基づく)、Githitho 2003年、2006年も参照

2.6 連結および修復

自然の聖地の間やその他同様の生態をもつ適切な地域との間に生態コリドーを創り連結する。劣化した景観においては、より広い地域の再生にむけた重要な最初の一步として自然の聖地を修復する。

自然の聖地は、往々にして大きく変化し劣化した景観における希少種や固有種、絶滅危惧種の最後の避難地である。これは、伝統的聖地管理者による自然の聖地の保護に起因することが多く、生物多様性の価値に優れた自然の聖地はより広い自然の植生の回復の取組みの出発点とすることができる。たとえば、神聖な森のなかの豊富な植物多様性は、遷移のコンセプトに基づいて、生態系を連結し回復するための資源として利用できる⁵⁹。自然の聖地の間の同じような植生や関連する植生を結ぶコリドーを認識・整備し、生態系の連続性と保護価値を強化することが理想的である。また、自然の聖地は生態学的な「飛び石」の役割やひとつの景観内で種が移住できる生息域の役割も果たす。気候変動によるかく乱という状況下にある種の生存にとって、こうした機能は重要であろう。しかし、気候変動の影響に関する景観の生態ネットワークにおける自然の聖地の役割を理解するには、さらなる研究が必要である(ガイドライン2.8)。

2.7 生態系アプローチ

公正な方法で保護と持続可能な利用を促進し、文化的小および精神的価値をもつ土地や水、生物資源の総合管理の主要戦略として生態系アプローチを採用する。

近年、生態系アプローチは生物多様性条約(CBD)の主要な要素となり⁶⁰、国家政策および法令における具体的な表現の整備および適切な実施、経験共有を促進する取組みが締約国に求められている。IUCN生態系管理委員会(CEM)は、生態系アプローチを促進し、その原則を実践する手順を開発した⁶¹。このアプローチと手順を以下に簡単に説明する。

生態系アプローチは、土地、水、生物資源の保護と公正な方法による持続可能な利用を促進し、生物多様性保全、その持続可能な利用、コストと便益の衡平な配分というCBDの3つの目標のバランスをとるための総合管理戦略である。

生態系アプローチの12原則は、その実践にあたって以下の5つの段階に整理される⁶²。

- 最初かつ最大の課題：地域と主要な関係者
- 次の課題：生態系の構造、機能、健全性、管理
- 経済的課題
- 空間の順応管理：周辺の生態系からの影響、周辺の生態系への影響
- 時間の順応管理：長期的達成目標、目標達成の柔軟な方法

生態系アプローチは初期の段階での関係者の特定を必要とする。以下は、関係者特定の4つの主要なステップである。

ステップ1：当該生態系に利害関係を持つ主要関係者の特定

ステップ2：ステップ1で特定した関係者を一次、二次、三次関係者に分類し、これに照らして関

⁵⁹ Ramakrishnan 2003年のRamakrishnan他 1994年、1996年

⁶⁰ 2000年の第5回COPで採択された。(決議V/6)

⁶¹ Shepherd 2003年、2004年

⁶² Shepherd 2003年、2004年

係者の見解を評価する。

資源に最も依存している関係者は通常、一次関係者とする。資源の近隣に居住するが、それほど依存していないものを含む影響力が大きい関係者(政府関係者、国際保護団体など)は、二次関係者もしくは三次関係者とする。

ステップ3：関係者の生態系に関する管理能力とその意志を比較評価する。

ステップ4：定期的な会合を行う関係者会合を設立する。

生態系アプローチは、自然の聖地に対応可能な効果的で広く受容された土地管理の枠組みとなる。現在は、生態系アプローチの実施に向けて、たくさんの参考資料等が利用できる⁶³。特に自然の聖地にとって重要なのは、生態系に関する伝統的知識と先住民によるガバナンス制度の理解である(ガイドライン4.3)。

2.8 景観アプローチ

より広い文化的景観や保護地域システム、生態コリドー、その他土地利用において、自然の聖地が果たす役割を認識し、それに基づき自然の聖地に景観アプローチを適用する。

自然の聖地はそれ自体の価値に加えて、より広い景観の一部を形成している。景観全体が神聖視されるコミュニティにおいても、その中には特定の機能を持つ地域や精神的価値が一層高い地域がある。ほんの一部しか法的に保護されていない神聖な景観もある。自然の聖地が神聖な景観の一部でない場合、自然の聖地はより「普通の」景観の中にあるが、神話や歴史、巡礼ルートや共同管理などさまざまな方法を通じて結び付いている。このような景観の多くは時間の経過とともに人間の活動によって生物学的に改変されてきた。少

なくともある程度の人間による生息域の改変は、例外ではなく通例であるという認識が高まっている。僻地の自然でさえ先住民や地域住民による改変が行われている。したがって、長い時間をかけて人間が大きな影響を与え、またその植生を改変することで、多くの景観が進化してきた。このような景観の中には、往々にして自然を起源とする特別な聖地が存在する。

このような景観を保護するメカニズムは「景観保護アプローチ」として知られるようになった。景観保護アプローチは、自然と文化の保護を一体化し、人々と土地の関係を維持したうえでその管理を促進する⁶⁴。

Adrian Phillipsは以下のように述べている。

「景観は以下のものが出会う場所として捉えることができる。

- 自然と人々(これらのどのような相互作用によって特徴ある場所が形成されたか)
- 過去と現在(どのように景観が自然と文化の歴史を記録しているか)
- 有形価値と無形価値(どのようにこれらが統合し、我々にアイデンティティの感覚をもたらすのか)⁶⁵」

あらゆる自然の聖地は自然と文化の歴史を記録し、アイデンティティの感覚をもたらす傑出した場所の創造に重要な役割を果たしてきた。したがって自然の聖地の保護には景観保護アプローチが重要である。

自然保護の歴史の中で、このような景観は通常IUCNのI-IVカテゴリーとされる「厳正保護地域」よりも軽視されてきたが、近年、自然的要素と人的要素の双方を抱合する景観の価値を認識する保護アプローチが普及し始めている⁶⁶。IUCNカテゴリーV：景観保護地域および世界遺産条約の文化的景観がその公式な認識制度の主要なものである⁶⁷。この2つの補完アプ

⁶³ <http://www.iucn.org/themes/cem/ourwork/ecapproach/index.html>

⁶⁴ Brown他 2005年

⁶⁵ Phillips 2005年、太字は原典のまま採用

⁶⁶ Brown他 2005年

⁶⁷ Phillips 2005年

ローチはそれぞれ重視する点が異なる。カテゴリ V：景観保護地域は、主に国もしくは準国レベルの自然環境、生物多様性、生態系の完全性を重視する。一方、世界遺産条約の文化的景観は、人類の歴史、文化伝統の継続性、社会的価値、顕著な普遍的価値に基づいて指定される⁶⁸。

2.9 開発計画策定における認識の支援

保護地域システムの外地域の土地利用に関する計画策定は主に開発計画策定機関が行う。全国的な自然の聖地の認識を促進するために、こうした開発計画策定機関などの支援を模索する。

本ガイドラインの主要な対象者は保護地域管理者だが、土地利用に関する決定に重要な役割を担うのは開発計画策定管轄機関である。開発計画策定者は、地域計画やより限定した地域の戦略開発や土地利用計画を策定する。開発計画策定者は、保護地域管轄機関に協議を求めることが多く、この機会に保護地域管轄機関は開発計画策定プロセスに関する意見を伝えることができる。また、定期的に土地の生物的・文化的価値について計画策定機関に助言を与え、計画策定における聖地の認識と保護を提言することができる。

新しい保護地域の計画策定に計画策定機関が関与する可能性も高い。また、新規計画の開発や新規開発時には地域の利害関係者との協議が法的に義務付けられていることが多い。しかしながら多くの国で、開発計画作成手順は未発達で、計画決定の基盤となる生物学や文化に関する詳細知識や文化的知識に欠けている計画策定者は少なくない。地域計画策定者に特定の地域の文化的・生物的価値に関する情報を提供し、聖地の管理者との協働を支援できる立場にあるのは保護地域管轄機関である。

2.10 保護地域カテゴリとガバナンス

自然の聖地はすべてのIUCN保護地域カテゴリおよびガバナンス類型に存在すること、ならびに正式な保護地域システムの外にある聖地はその聖地管理者の意志に基づきさまざまな法的・伝統的メカニズムを通じて認識・支持されることを認識する。後者には、適切な場合コミュニティ保護地域という形態も含む。

保護地域カテゴリ：

自然の聖地はIUCNの保護地域カテゴリの全カテゴリに存在する⁶⁹。特に保護地域システムの内側に指定された自然の聖地の一部はカテゴリ III 天然記念物として指定されている。しかし、Borrini-Feyerabend他(2004年)はIUCNの6つのカテゴリすべてがそれぞれ特定のケースに有用であると分析し、「特定の事例を分析することによって、保護へのコミュニティの関与に厳正な保護目的が相容れるかを判断し、地域保護や資源利用制限などのコミュニティによる伝統慣習の保護効果の評価を行うことができる」と記している。実際、アクセスと利用の面では多くの自然の聖地が最も保護されたIUCNカテゴリであるカテゴリ Ia 厳正保護地域と同様に保護されている。たとえばアフリカとアジアの聖なる森の多くでは、すべてではないがほとんどの資源の採掘的利用が制限され、収穫、狩猟、アクセスも厳しく制限されている。こうしたことによって、これらの森は非常に重要な生物多様性価値を保持しているのである。

もうひとつの利用制限の事例は中国政府に対するカワゲボ(Kawagebo)登山禁止の申し立てである。これは、地域住民にとっての神聖な価値を理由として行われた。雲南省のカワゲボ山、チベット自治区のカイラス(Kailas)山、ネパールのマチャプチャレ(Machhapuchhare)、ブータンのガンカー・プンスム(Gangkhar Puensum)は登山者によって「登頂されたことのない」数少ないヒマラヤ山脈の4山頂である(囲み6参照のこと)。

⁶⁸ Brown他 2005年

⁶⁹ Verschuuren他 2007年

囲み6 登山者立ち入り禁止の神聖な山

グルン(Gurung)の人々にとって神聖なネパールのマチャプチャレ(Machhapuchhare)は、これまで誰にも登頂されたことがない山である。1957年には、知られている唯一かつ、初めての登頂が試みられた⁷⁰。このとき登山隊は北の尾根を経由し山頂の50m手前まで登ったが、山頂を尊重し、足を踏み入れるなという地元の長老との約束を守り、先に進まなかった。そして、渓谷の神殿に捧げものを行い、山の女神をなだめた。以降、マチャプチャレ山は公式に聖地となり、登山が禁止されている。

ブータンで最も高い標高7,570mのガンカー・プンスム(Gangkhar Puensum) (隆起は2,990mを超える)は、未踏の世界最高峰である。1983年のブータンによる登山解禁後、1985年と1986年に4登山隊が登頂を試み失敗に終わったが、1999年にはある登山隊がチベット側を経由して衛星峰の登頂に成功している。1994年より、地域信仰を尊重し6,000mを超える山への登山が禁止され、2003年以降登山は完全禁止となった。

カイラス(Kailas)山は、ヒンズー教や仏教、ジャイナ教、先住チベット伝統のボン教の信者10億人以上に神聖視される世界で最も神聖な山である。仏教徒の伝統によると、チベットで最も有名なヨガ行者のMilarepaが、12世紀に魔法のように山頂に飛翔したとのことである。これ以降、登頂の試みがなされたという記録はない。

出所：<http://en.wikipedia.org/wiki>

保護地域のガバナンス：

近年、特にコミュニティレベルのガバナンスについて、保護地域のガバナンスが複数存在することに注目が高まっている。2003年の世界自然公園会議では、自然の聖地と地域コミュニティや先住民によって長期にわたり保護されてきたその他の地域を対象とする「コミュニティ保護地域(CCA)」の考え方が導入された。先住民社会と地域コミュニティならびに保護地域に関するWCPA保護地域ベストプラクティス・ガイドラインシリーズ第11号においてこの考え方はさらに明確にされた⁷¹。そこにおいて特定された提言と方針の選択肢の多くが自然の聖地に大きく関連しており、本ガイドラインを支持している(表1 および添付8 参照のこと)。

2.11 国際的側面

一部の自然の聖地およびそれを神聖視する文化は国境をまたぐこと、既存もしくは今後整備される可能性のある越境平和公園の内部もしくは周辺に位置することを認識する。

保護地域は越境保護地域という形で国境間の協力促進の役割を果たしてきた。国境をまたぐ公園間の協力という考え方は、1932年という早い時期にカナダと米国間で始まった。その他の越境保護地域も近年開発されつつある⁷²。越境保護地域の中の一つカテゴリーに「平和公園」と呼ばれるものがあり、これは自然および文化的価値の保護と維持管理に加えて、平和と協力の促進という目標を持つ。

多くの越境保護地域は自然の聖地などの文化的・精神的価値を包含している。たとえばボツワナと南

⁷⁰ Reynolds 2003年

⁷¹ Borrini-Feyerabend他 2004年

⁷² Sandwith他 2001年

アフリカの間にあるカラハリ(Kgalagadi)越境公園は、コイ(Khoi)族とサン(San)族にとって古く歴史ある神聖な地である。現在、ロシア連邦とモンゴルの間でも国境をまたぐ協力が行われており、ブリヤート(Buryat)族にとって神聖なバイカル湖の集水域に関する共同研究が進んでいる⁷³。

「世界で最も古く最も深い湖、そして我々にとって神聖なバイカル湖(モンゴルとロシアの間)には、3,000種以上の種が生息している。このほぼ半数が地域固有種である。ブリヤート族の起源はバイカル湖に直結したもので、先祖は湖の動物や樹木であるとされている。家族もしくは部族の起源として、聖地のさまざまな生命が祖先とされ保護されてきたという事実がこの優れた多様性を保ってきた⁷⁴。」

越境保護地域の文化的・精神的価値の理解をさらに深めることは大きな意義がある。同時に、自然の聖地は平和構築などその他重要な価値の拠点となり、より多くの注目を集めることがある。

3 関係者の合意、参加、包含、連携を促進する

3.1 事前合意

新しい正式な保護地域や保護地域システムに自然の聖地を統合する際、もしくは聖地に影響を与える管理方針を開発する際には、適切な聖地管理者の自由かつ事前の情報に基づく合意を得る。

自由かつ事前の情報に基づく合意は広く受け入れられた原則となった。

「自分たちの土地や領土、天然資源に影響を与える行動に対して、自由かつ事前の情報に基づく合意(FPIC)を与えるもしくは留保する人間の権利は広く認識されるようになり、特に先住民にとって開発もしくは保護のために彼らの土地と資源を管理・利用しようとする非政府関係者とのやり取りにおいて重要であると捉えられるようになった⁷⁵。」

自由かつ事前の情報に基づく合意は国際法によって確立され、CBDやIUCNなどさまざまな国際組織に受け入れられている⁷⁶。しかし、国内法にはあまり反映されておらず、その実施において大きなギャップが発生している⁷⁷。「自由かつ事前の情報に基づく合意は、先住民が継承するその土地と資源に関する優先権を認め、情報に基づく合意の原則に基づき、第三者と対等で敬意をともなう関係を築くことを要求する正統な権威を尊重する⁷⁸」と国際農業開発基金はまとめている⁷⁹。自由かつ事前の情報に基づく合意を支える原則は、(1)提案されている活動とその予測される影響に関する情報と協議、(2)先住民の有意義な参加、(3)代表制度、である。

先住民の自由かつ事前の情報に基づく合意の権利は、先民族の権利に関する国連宣言においても言及されている。同宣言第30条は「先住民は、特に鉱物や水その他資源の開発、利用もしくは採鉱に関して、先住民の土地や領土、その他資源に影響を与えるプロジェクトの承認に先住民の自由かつ事前の情報に基づく合意を不可欠なことを国に求める権利を含む、先住民所有の土地や領土、その他資源の開発もしくは利用の決定、優先付けと戦略の策定の権利を持つ⁸⁰」としている。

先住民のFPICの権利の尊重は、社会および環境

⁷³ Drobyshev Yu他 2007年

⁷⁴ Khamaganova 2007年

⁷⁵ Colchester & Ferrari 2007年

⁷⁶ 第5回世界公園会議(添付6 ダーバン宣言) など

⁷⁷ Colchester & Ferrari 2007年

⁷⁸ 人権委員会、人権保護促進小委員会先住民に関するワーキンググループ第22回会合2004年7月19～23日、p.5

⁷⁹ IFAD 2005年

⁸⁰ FPP 2004年 添付3

の持続可能性を達成する重要なツールとして重要視されるようになった。この権利の尊重が、先住民と彼らの領土内に保護地域を整備しようとする人々との間の不幸な衝突に終焉をもたらすことが期待される⁸¹。

この本質的な権利は確立されたが、原則と実践の間に大きな溝が残っていることをこれまでの経験が示している。FPICを効果的に用いるには、同意を有意義なものにするためのコミュニティの能力開発や法に関する適切な助言、先住民組織の代表性の促進⁸²などその他の要素が必要である⁸³。

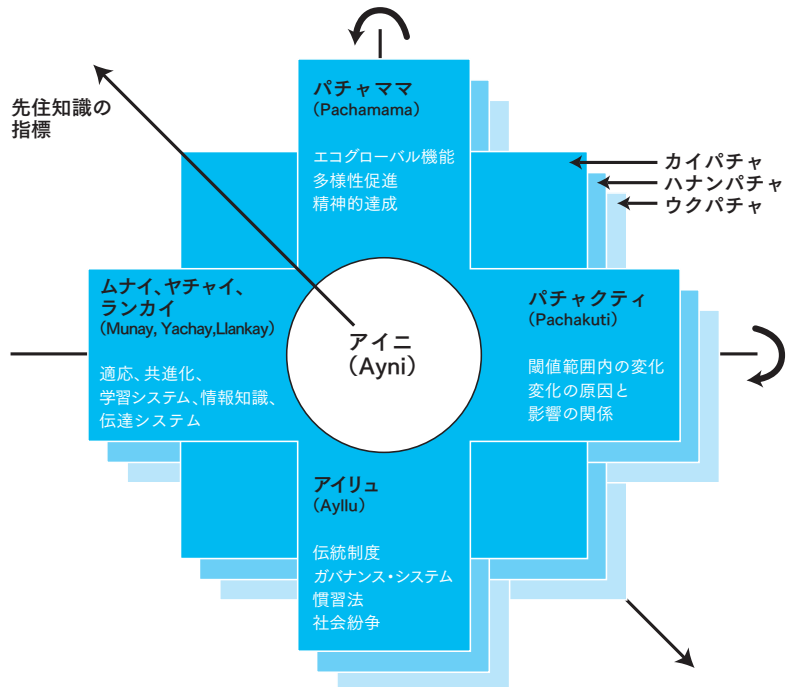
3.2 自主的参加

国もしくはその他関係者が自然の聖地の管理に関与する場合、それに対する適切な聖地管理者の合意および自主的な参加を得ることを保証する。

地域住民の自然の聖地の保護への自主的参加は根本的な原則である。保護地域内の自然の聖地の保護を促進する計画について、適切な聖地管理者と保護地域管轄機関が話し合いを持つことは重要である。歴史的に、政府機関と聖地管理者の関係は良好なものでなかったり、信頼に欠けたりする場合がある。自然の聖地を支援する計画は、外部関与による損傷や冒瀆を恐れることがある聖地管理者の合意があって初めて開始できる。このような恐れや懸念がある場合、それを完全に尊重し、いかなる圧力もかけるべきではない。

図4 ミレニアム生態系評価の概念的枠組みの地域における適応

ミレニアム生態系評価(MA)の枠組みは規模の異なるさまざまな評価に適用された。特に地域を絞った評価では、地域社会のニーズと懸念を適切に反映するために枠組みを適合させることが必要である。ペルーのビルカノタ(Vilcanota)地域の先住民コミュニティのために、彼ら自身が行った評価(ケーススタディ16参照のこと)では、ケチュア(Quechua)の生態と社会の関係に対する理解を元に、この枠組みが根本的に構築し直された。ケチュアの宇宙観においては、宇宙と時間の不可分性である相互扶助(アイニ(Ayni))やすべてのプロセスの循環する性質(パチャクティ(Pachakuti))などの概念がインカの生態系の定義を構成する重要な要素とされる。人間を取り巻く周囲に関するより高貴な英知(ヤチャイ(Yachay))を人類にもたらず愛(ムナイ(Munay))と労働(ランカイ(Llankay))は、ケチュア社会



念がインカの生態系の定義を構成する重要な要素とされる。人間を取り巻く周囲に関するより高貴な英知(ヤチャイ(Yachay))を人類にもたらず愛(ムナイ(Munay))と労働(ランカイ(Llankay))は、ケチュア社会

⁸¹ Colchester & Ferrari 2007年

⁸² IFAD 2005年

⁸³ Colchester & Ferrari 2007年

と自然界を結び付ける主要な概念である。アイリュ (Ayllu)とはすべての生物の相互作用を調整する制度を表す。

完成した枠組みはMAの概念枠組みと類似する点もあるが、評価者であるケチュアの人々はMAのものとは異なる特徴を重視した。ビルカノタ概念枠組みも複数のスケール(カイパチャ (Kaypacha)、ハンパチャ (Hananpacha)、ウクパチャ (Ukupacha))を含むが、これは空間的なスケールと過去と現在、未来の循環する関係性も表している。この空間と時間という概念に見られるのは、ケチュアの人々の適応能力である。ケチュアの人々は変化を歓迎し、順応的学習プロセスによって変化に適応していく(現在の変化の速度はこの優れたコミュ

ニティの適応能力をもってしても難しいとされている)。ビルカノタ枠組の十字型は、ケチュア族によく知られた最も聖なる形である「チャカナ (Chakana)」を表し、相互扶助(アイニ)を重視した意識的な集団意思決定を通じて世界の秩序を保つものである。パチャママはMA枠組みの「生態系の財とサービス」および「人間の福利」の構成要素が合体したものに似ている。パチャクティはMAの「誘因」(直接および間接の双方)に似たものである。アイリュ (とムナイ、ヤチャイ、ランカイ)は反応と考えることができ、より有機的に変化と適応の循環プロセスに統合されている。

ケチュア社会によるビルカノタ評価では、(水、土壌、農業生物多様性に焦点を絞り)パチャママの状況

とその動向、これらの財とサービスがどのように変化しつつあるか、その変化がなぜ起きているのか、その他のパチャママ構成要素への影響はどのようなものか、どのようにコミュニティが適応してきたか、また適応しつつあるか、そしてこれらの課題に将来、対応するためのケチュアの原則と制度の弾性の状況を評価する作業プロセスが行われた。単にMA枠組みを地域の言語に翻訳するのではなく、地域の思想と原則に基づいてその地域特有の概念枠組みを開発することによって、地域コミュニティは評価プロセスを自分のものと感じ、自身の知識と福利の原則を活用し、地域環境と人口を評価し、その文化的・精神的制度の問題に対する対応を検討する力を得た。

3.3 包含

周縁化されたグループを含む関連のすべての聖地管理者および関係者を自然の聖地に関する意思決定に包含する。また、より高位の方針や国家レベルの政策を含む自然の聖地に関する意思決定のプロセスを慎重に規定する。

意思決定には、適切な幅広い関係者を包含しなければならない。先住民や地域コミュニティの聖地において、この関係者とはコミュニティのリーダー、部族の長老たち、首長、精神的指導者、伝統的所有者と実践者、知識保有者、コミュニティ全体などが含まれる可能性がある。主流信仰の聖地においては、修道的リーダーシップもしくは宗教階層のさまざまなレベルの関係者を含む可能性がある。ひとつの聖地に関与するさまざまな関係者の理解には、関

係者分析が有用かもしれない(囲み7)。

「参加には、より長期間にわたる実施と柔軟な介入の設計、密接なモニタリングと評価、効果的な関係者間コミュニケーションが必要である⁸⁴。」

周縁化されたコミュニティやコミュニティの少数派を含めることが理想である。これは、特に性別や民族によって参加が左右される構造が支配的な場合は容易ではない。同時に、基本的な人権にしたがって地域の文化的規範を尊重する必要もある。

現在、コミュニティからの幅広い関係者の参加は標準的な慣習となったが、より一層これを補強する必要がある(もう一度学ぶ必要性も時に認められる)。国家レベルの政策開発へのコミュニティの参加はそれほど一般的ではない。その結果、往々に

⁸⁴ IFAD 2005年

して現状の知識をほとんど考慮することなく遠隔地で開発された不適切な政策が出来上がる。自然の聖地に関する国家政策を開発する際には、コミュニティのニーズを反映し、入念にその参加を検討すべきである。コミュニティを公式に「代表」する者とコミュニティの「代表者」を分けるのは良い方法である。主要な関係者を公式に代表する個人が参

加し、それぞれのコミュニティを正式に代表して発言するのが理想的である。これは常に実現できるわけではないので、主要な関係者の代表で、コミュニティについて話すことができる個人の参加を求めることが第二の選択肢である。前者のほうが意義が大きい、後者は政策プロセスへの情報の提供という点で有用である。

囲み7 関係者の特定と分析

関係者分析は広く受け入れられた参加型開発プロセスのひとつのツールとなり、相互作用のパターンの理解や介入の改善、意思決定に関与する人々の決定、政策策定の改善、紛争の理解に活用されている。

関係者は天然資源の利用者と聖地管理者であり、関係者分析とは属性と相互関係、関心、特定の資源に関する関連性による関係者の特定と描写のツールである⁸⁵。

関係者分析は以下のような柔軟なステップで実施する⁸⁶。

- 主たる分析目的の特定
- システムとそのシステムの意志決定者に関する理解
- 主要関係者の特定
- 関係者の関心、特徴、状況の調査
- 関係者間の交流のパターンと内容の特定
- 管理オプションの規定

以下の質問についても検討すべきである。

- 誰が分析の目的を決めるのか？
- 誰が最重要関係者か？

これらの質問は、開催者にとっては他者を集める権限や正統性もしくは資源、その他関係者の包含・排除基準の選択権、関係者分析を行う理由やテーマの設定権に関する。その他関係者にとって、これは「認識されている」もしくは「発言権」を持つことと関連し、逆に、ある課題に関する権限や正統性、緊急性などの属性をもつために認識されたり発言権を持つことになる⁸⁷。

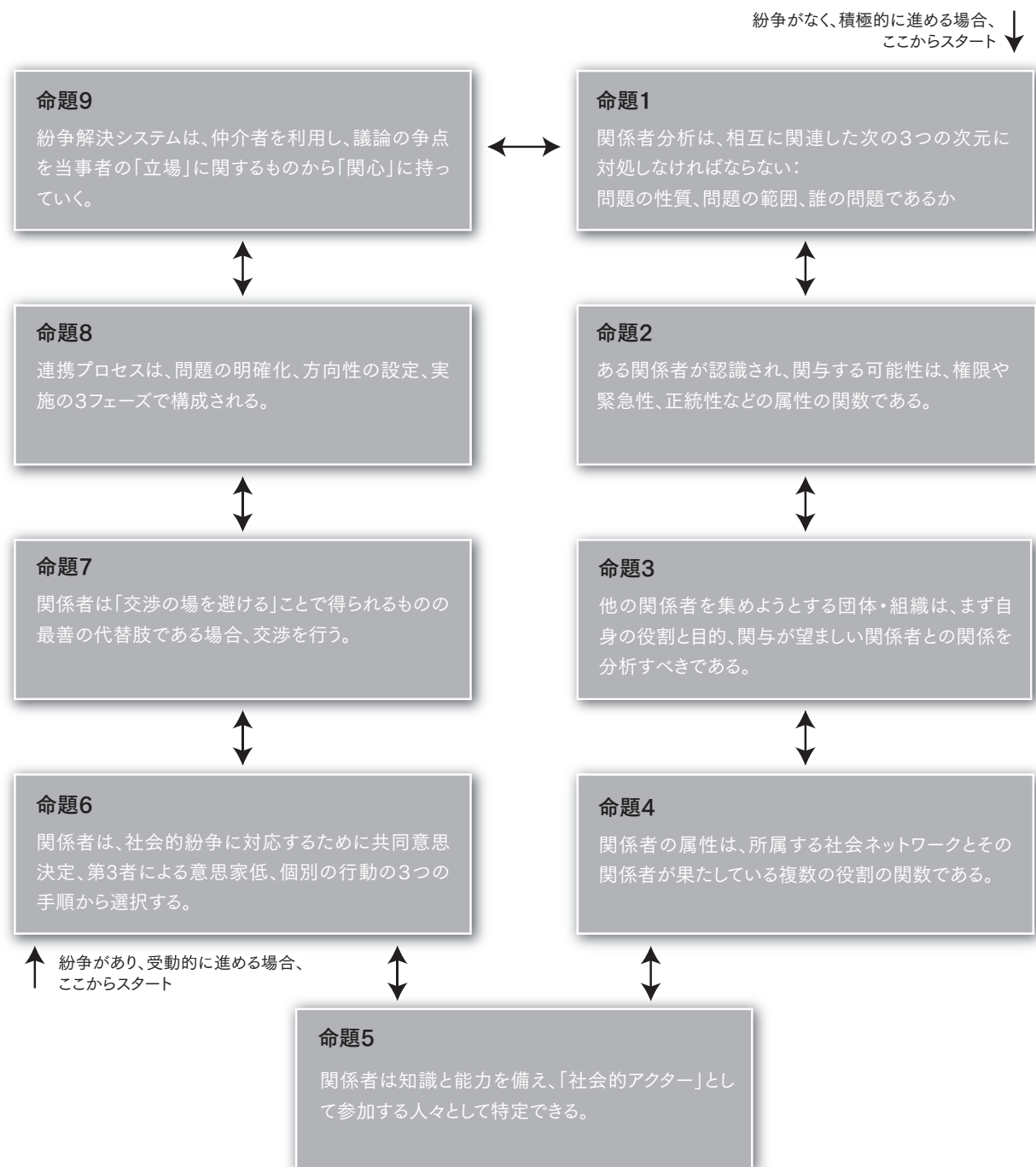
Ramírez (1999年)はこれらの問いの答えを導くために、多数の提案に基づいて関係者分析と紛争管理のための概念枠組みを開発した(図5参照のこと)。基になった提案は広範囲にわたる文献レビューに由来するもので、Ramírezの原文を参照することをお勧めする。この枠組みは、紛争と非紛争の双方の状態における関係者に対するものである。

⁸⁵ Ram3rez 1999年

⁸⁶ Grimble他 1995年

⁸⁷ Ram3rez 1999年

図5 関係者分析と紛争管理のための概念枠組み(Ramírez 1999年より)



単純な当該地域のグループを評価する基準や規模範囲のリストや表が関係者分析ツールとして使われることが多い。これらの表は比較的簡単に作れるが、課題もしくは問題の定義に関する合意の確立と問題の範囲の定義、関連グループの特定は複雑で常に一定ではない。

Colfer (1995年)は、森林関係者の評価において、人と森林の相互作用の最も重要な要素や特徴の一部を特定し(以下)、自然の聖地に適応した。

● (物理的および感情的な)近接性

この次元はまず資源との距離であり、近くに居住する関係者を重視する。しかしさまざまな理由から、自然の

聖地の多くの関係者がそこから離れた場所に居住している可能性もある。これは特に広い聖地を考慮するとき、当てはまる。

● **既存の権利**

既存の権利の認識は、倫理的な観点および実際上の観点の双方から重要である。既存の権利の無視は往々にして紛争を招く。

● **依存性**

多くのコミュニティは、当該資源の精神的価値や神聖性に大きく依存している。資源の直接利用への依存は少ないが、その文化的価値と社会の基盤としての役割に対する依存で、こうした価値の生態系サービスとしての認識が広がっている。

● **先住民の知識**

主要な関係者の多くは、通常、前世代から受け継いだり、長期間にわたる結び付きがもたらした経験からその地域に関する幅広い知識を持っている。聖地に関する地域の知識を実証することで、コミュニティとの結び付きが確立できる。

● **資源・文化の統合**

文化はそれを取り巻く環境と密接に結びついている傾向がある。自然の聖地はその確固たる事例であり、生命に意義をもたらし、コミュニティ構成員にアイデンティティを付与する。

● **権限の欠如**

特に当該資源が法的に指定された保護地域内に存在する場合など、多くのケースで特定の資源に関連性をもつグループは比較的権限を持っていない。権限の欠如を認め対応することも関係者分析の重要な要素である。

自然の聖地に関する交渉やその管理にすべての主要関係者を含むためには、特定の地域に関係する制度や個人をきちんと理解することが非常に重要である。

3.4 正統性

自然の聖地に関する意思決定において、正統性や権限のレベルが各個人および団体によって異なることを認識する。

自然の聖地に関与する複数の関係者のなかでも、議論や決定においてより大きな正統性を持つ発言権を持つ関係者が存在する。このうち最も重要なのは、適切な伝統的聖地管理者の発言権である。管理決定に最も関与する関係者の意見が届いているのは重要であり、生態系アプローチ（ガイドライン 2.7）の提言のように一次、二次、三次グループに関係者を分ける方法が実際的なアプローチのひとつとして挙げられる⁸⁸。

聖地管理者制度の複雑さはよく理解しなければならぬ。複数で多岐にわたる聖地管理者制度をもつ自然の聖地もあり、このような聖地では関与のプロセスを開始する前に、聖地管理者とコミュニティを敬意をもって慎重に理解する必要がある。正統な聖地管理者と権限を持つ意思決定者の特定が重要である。複数のコミュニティが重要視し、複数の文化と聖地管理者が関与する聖地の場合は、特に慎重に時間をかけて関係を構築し、コミュニティの動向を完全に理解すべきである。

⁸⁸ Shepherd 2003年、2004年

3.5 紛争の管理

伝統的な聖地管理者と最近の占有者、資源使用者、管理者の間の相互理解を促進するために、適切であれば紛争管理や仲介、解決の方法を利用する。

さまざまな関係者が自然の聖地の利用に関して相互和解に至っている⁸⁹事例が多数ある一方で、聖地の管轄権が競合する場合などにおいて紛争が起こり、聖地を巡る争いが発生する。このような際、相互理解に至るには仲介と紛争管理技術が必要となることがある。状況の改善は期待できるが、関係者全員の満足を得るのは難しく、こうした努力に問題の完全な解決を期待するのは非現実的である。保護地域管轄機関が仲介として機能するケースもあるが、保護地域管理者が深く関与しすぎているために第三者の仲介が必要な場合もある。慎重な評価を

行い、保護地域管轄機関が微妙な状況を悪化させることがないように留意すべきである。このような状況下で往々にして重要な役割を果たすのが支援NGOである。米国のデビルズタワー（Devils Tower）国定記念物登山（ケーススタディ6）をめぐる紛争管理の事例では、まずいくつかの関係者会合を通じて紛争を管理し、その後裁判所での判決をうけて、対立するさまざまなグループ間に前向きな関係が構築された。

ガバナンスや仲介、紛争管理のツールは利用が容易で、普及しつつある（関係者と紛争に関する枠組みについては囲み7を参照のこと）。交渉手法も研修を受けた経験豊富な仲介者のアドバイス同様、非常に役立つ（添付8参照のこと）。公共教育も紛争の最小化や回避に重要な役割を果たす（原則4参照のこと）。

ケーススタディ6 米国のデビルズタワー（Devils Tower）国定記念物（マトティピラ（Mato Tipila））

アメリカ初の国定記念物であるデビルズタワーは、草地とポンデローサ松の森林に囲まれ、何マイルも離れた地点からも眺望できる。ブラックヒルズ（Black Hills）の西端に位置し、山とブラックヒルズに固有のノーザン・プレーンの動植物コミュニティを保護するデビルズタワーは地理的にも壮大であるが、文化的にも大きな意義を持つ。ノーザン・プレーンの部族にマトティピラ（Mato Tipila（熊の宿））として知られるこの記念物は、多くのアメリカ・インディアンが崇拝する聖地である。里帰りしてきたこの地方出身者にとっては、帰郷を歓迎する目印となる。登山家にとっては、長い間、北米で最も登山が難しい山のひとつであった。

1995年には、公園スタッフと登山者、環境団体とネイティブ・アメリカンによる複数の会合を通じて、この聖地を利用するすべての人々の関心とニーズ、利用による自然資源・文化資源への影響に配慮した登山管理計画が作成された。この管理計画の開発により、毎年6月、登山者に対する自主閉鎖が行われるようになった。さらに連邦法と大統領命令により、アメリカ・インディアンにその伝統的宗教活動と文化活動を連邦政府の土地で行う権利が与えられた。

1995年の登山管理計画（CMP）は、登山者による娯楽使用とアメリカ・インディアンによる伝統文化的利用の均衡の維持を目的としたものであった。国立公園局（NPS）はアメリカ・インディアンのデビルズタワーとの関連性を尊重し、多くの伝統文化活動（夏至の儀式など）が行われる6月の登山の自主閉鎖を確立・提唱した。この自主閉鎖の主な目的は、重要な聖地であるこの記念物と文化的な関連をもつアメリカ・インディアン部族の理解の一層の促進であった。

⁸⁹ Dudley他 2005年

1995年の登山管理計画を発端として、ベア・ロッジ多目的利用連合対Bruce Babbitt訴訟が翌年起こった。この訴訟はアメリカ・インディアンにとっての聖地であるこの記念物を争点とするもので、原告団の申し立ては6月の自主閉鎖は宗教を促進し、憲法修正第1条が保証する表現や宗教の自由を侵害するというものであった。ワイオミング連邦地区裁判所は1998年4月にこの申し立てを却下し、同計画は当局管轄権の正当な執行であるとした。

2002年には、国立公園局が1995年の登山管理計画の見直しを行い、2006年には以下のような点を含む改訂版が公開された。

登山者教育プログラム：スタッフの登山警備隊訓練や登山登録事務所への登山教育ビデオの配布は改良されたプログラムでも続行される。登山教育ビデオは、登山者の安全、資源への影響、デビルズタワーの文化的重要性に関する意識を高めるものである。

安全標準：今後、国立公園局は営利目的のガイドを対象としてその能力を訓練・試験する専門性認証を要求する。これは、ガイドを伴う登山を選択するデビルズタワー登山者の約4割の安全性を向上させる。

6月の登山自主閉鎖：今後も国立公園局は伝統文化活動が頻繁に行われる6月の自主閉鎖を継続する。この自主閉鎖は1995年のCMP整備以来、毎年行われている。

その他、ハヤブサの巣作りを妨げないための季節的閉山や、ハンマーを使った登山ボルト交換の許可といった1995年のCMPの要素は変更なく継続される。新しいボルトと電動ドリルの使用は認められない。

デビルズタワー国定記念物の設立から100年経過した2006年春、アメリカ・インディアンが初めて管理者として雇われた。これによって、地域社会の構成員や登山者、部族民からの公園内の管理決定に関する情報提供と参加が増加した。紛争があった時代には、部族と登山者、地域社会構成員の大規模な会合は一度も開かれなかった。現在、仲介者をともなった登山活動関連の課題に関与する全利用者との議論を促進するための会合の開催が期待されている。2007年にはこのような会合の準備として、さまざまな関係者を一堂に会した大きな行事がいくつか開かれた。Arvol Looking Horse首長と地域社会構成員の出席のもと、地元の登山ガイドの家で食事会が開かれた。6月には、公園局スタッフと登山ガイド1名が部族民とともに儀式に参加するよう地元の祈とう師に招待され、より建設的な関係が構築され、関連部族と地域社会、近隣社会、登山者コミュニティの間の新たな協力が形成された。

この成功の一因は、将来の世代のためにこの記念物を保護しようと願う利用者共通の認識である。より望ましい保護のためのパートナーシップと連携努力を通じて過去の違いを超越し、利用者を結束する相互尊重の結果、この共通認識が築かれることが我々の望みである。

筆者：米国国立公園局デビルズタワー国定記念物管理者D. FireCloud

4 自然の聖地の知識と理解を促進する

4.1 多数の分野にわたるアプローチ

地元の長老、信仰や精神的リーダー、地域コミュニティ、保護地域管理者、自然・社会学者、芸術家、非政府組織、民間セクターなどの多数の分野を統合した自然の聖地管理アプローチを促進する。

総合的な研究・管理制度が自然の聖地には必要である。自然の聖地は環境とその生物資源、地域社会および先住民社会の生きている文化表現や信仰制度の保護のすべてに結び付いているために、真に総合的な管理制度が必要なのである。理想的には、こうした管理制度は自然の空間と文化的空間の双方としての自然の聖地を理解し、配慮するものであるべきである。このように、自然保護目標と文化保護目的、精神信仰制度の表現を満たす総合的な管理制度が実行されるべきである(囲み8)。当該地域の自然環境と社会文化の総合管理のために、複数の専門分野や文化にわたる理解に基づいて生態学者、文化人類学者、伝統実践者の取組みを統合することができる。このような場合、聖地の精神的側面を完

全に理解するには芸術や人文科学(言語学者、哲学者、宗教・精神的指導者、詩人、作家、芸術家)に頼る必要がある。芸術家などは、幅広い大衆の自然の聖地に関する意識啓発と理解の促進に適役であることが多い。

米国の世界遺産のハワイ火山国立公園のキラウエア(Kilauea)観光客センターには、火山の女神ペレ(Pele)の絵が長年展示されている。火山の女神ペレは現在、公園内にある世界で最も神聖な山のキラウエアとマウナロア(Mauna Loa)に住むとされる。この20世紀初頭に書かれたペレの絵はヨーロッパアメリカ人のようで彼らの文化を反映していないとするネイティブ・ハワイアの主張を受け、Mountain Instituteと公園のクプナ(kupuna)(ハワイの長老)のグループが新しいペレの絵画を作成するためにコンペを開いた。このコンペは、2つの火山の神聖性と彼らの生きている神ペレに対する観光客の意識の啓発を目的とした。展覧会の結果、地元の芸術家から提出されたたくさんの絵のなかから選ばれた一枚が古い絵にとってかわり、保護地域を生みだした創造の力の新しい描写が飾られることとなった(写真ページ参照のこと)。

囲み8 自然の聖地の文化的価値と精神的価値の評価

それぞれの保護地域の管理計画には、以下のような「無形」の文化的・精神的価値がどの程度当該地域で重要であるかを評価するガイドラインと手順を含むべきである。

- 薬学や植物学、動物学、家畜、農業、水管理、工芸、地図作成、口承の歴史などを含む伝統知識、先住民知識と地域慣習
- 言語や音楽、歌、ダンス、絵画、文学、祭り、食物に具現もしくは言葉として表現される当該地に関連する文化的遺産やアイデンティティ、伝統
- 精神性、儀式、宇宙観(世界観)
- 以下のような社会制度に表れるコミュニティの価値観
 - ▷ 慣習法制度
 - ▷ 合意形成
 - ▷ 自然との調和
 - ▷ 資源の持続可能な使用

▷ 非暴力、共感、共生、人々との平和的な関係

自然保護地域管理方針では、以下に挙げる特定の文化的価値・精神的価値(「無形価値」とこれらが保護地域景観にどのように統合しているかについて配慮し、公共教育教材においてはこれらの価値に言及するべきである。

- 固有の存在価値
- 保健および治癒(ヒーリング)の価値
- 観光や原生自然地域体験の娯楽的価値
- 教育的価値
- 西洋科学の知識もしくは歴史
- その地域らしさ
- 審美的価値、景観価値
- 精神的刺激、巡礼
- 平和と和解
- 芸術的刺激と表現

もし孤立した自然の聖地、もしくはより広い地域、広範囲に及ぶ景観が以下のために重要視される場合、保護地域管理者は、特定の生物的、文化的、精神的価値に基づいてその地域を対象とする保護戦略を開発すべきである。

- 豊富な固有種、清浄な水、滋養などの生物多様性価値、地形もしくは景観価値
- 薬用植物、神聖な動物、儀式的使用、ビジョン探求、巡礼、口承伝統など
- その力、外界からの孤立性、利用制限による精神的価値

著者：C. McLeod

4.2 総合的研究

総合的生物・社会研究プログラムを開発し、生物多様性の価値を調査し、生物多様性保全に対する自然の聖地の貢献を評価し、特に文化に根付いた行動が生物多様性を保護する方法などの社会的側面を理解する。

自然の聖地は顕著な生物多様性価値を抱合し、自然保護における聖地管理者の役割の理解も広がっている。研究の数も増えているが、実際の自然の聖地の生物多様性の価値および生物多様性と自然の聖地の関係はいまだ明らかになっていない。同様

に、自然の聖地に関連する文化慣習が、生物多様性の保護とその損失の低減にどのように貢献するかもよく分かっていない。研究によって自然の聖地の保護価値が示されたことで、聖地の維持を重要視する人々が増えた。聖地管理者の要望を尊重した研究プログラムもこの分野の知識を増やし、聖地と生物多様性の関係を科学的に構築することを促進する。この知識によって、自然の聖地が生物多様性保護に果たす重要な役割、ならびに自然の聖地の保護を目的とする管理方針および行動が促進される(3.4参照のこと)

4.3 伝統的知識

生物多様性条約 (CBD) の第8(j)条に則して、特に自然の聖地に関する先住民および地域コミュニティの伝統知識や斬新な発想、慣習の尊重、保護、維持管理、利用を支持する。

生物多様性条約締約国の第8(j)条に基づき、締約国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する先住民および地域コミュニティの知識および革新、慣習を尊敬し、保護し、維持する。また締約国は、このような知識がもたらす便益について、知識保有者の承認と関与をとまなう衡平な配分を促進する。

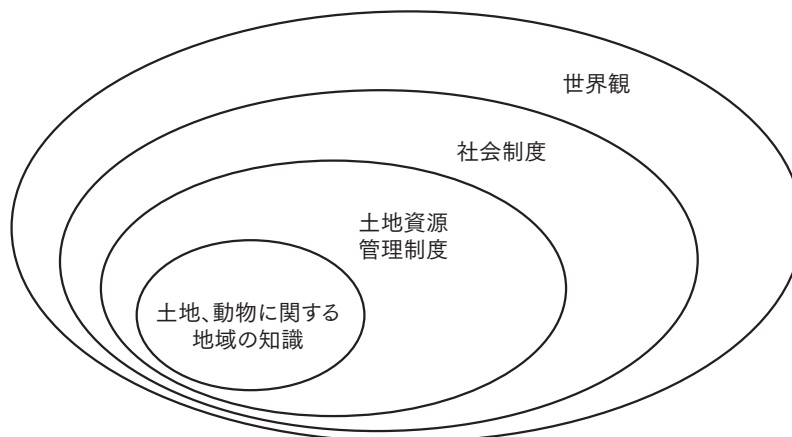
自然の聖地の保護・管理には、科学的知識および伝統的知識の双方を最大限活用すべきである。総合管理制度は、自然科学および社会科学ならびに伝統的知識の活用を要請する。生態に関する伝統的知識については、自然の聖地の管理者の多くが、神聖な生物種の保護者や伝統的治療者、ハーブ専門家、農業暦の意思決定者としての役割を果たすために豊富な生物物理環境の知識を有している。科学および伝統的生態知識の共有は、先住民文化の知的財産権を尊重・保護しつつ、聖地の持続可能な管理・保護の関係者全員にとって有益でなければならない。伝統知識の管理者、自然科学者、社会科学者、人文科学を専

攻する学生は、統合された方法で協働し、自然の聖地の持続可能な保護の確保に取り組むべきである。

Berkes (1999年) は、伝統知識を1) 土地と動物に関する地域の知識、2) 土地および資源管理制度の知識、3) 社会制度の知識と分析、4) 世界観の知識と分析 (図6参照のこと) の4つの相互に関連するレベルで捉えている。これらの4つのレベルは、特に自然の聖地に関連する伝統的知識の検討に有用な枠組みとなる。Berkes他⁹⁰も伝統的知識と精神的価値の重要な関係を以下のように認識している。

「西洋文化の国際化とは、なかでも特に西洋的資源管理の国際化を意味する。現存する残された伝統制度も恐らくこうした過程を逃れられないだろうが、新たな環境管理アプローチを刺激し、トップダウンで中央集権型の資源管理に対して、参加型で地方に根差した選択肢を提示することができるだろう。(中略) おそらく、伝統的生態学的知識の最も根本的な教訓とは、世界観と信仰が重要であるということだと思われる。ほとんどすべての伝統的生態学的知識制度は、知識と慣習、そして**信仰**が複合しているという特徴を持つ。ほぼ全世界共通して、非支配的で敬意に満ちた人間と自然の関係性という神聖な生態学的倫理が伝統的な生態学的知識の信仰的要素の一部を構成している⁹¹。」

図6 伝統知識と管理制度の分析の4レベル (Berkes 1999年より)



⁹⁰ Ramakrishnan 2003年、Khamaganova 2007年など

⁹¹ Berkes 1999年 p163 太字は原文のまま

4.4 ネットワークの確立

自然の聖地の伝統的聖地管理者および彼らを支援する人々、保護地域管理者、最近の占有者、利用者との協議と情報共有を促進する。

自然の聖地の管理を強化するために、異なる聖地や伝統から聖地管理者を集めることは往々にして有益で、アイデアと経験の共有をもたらす。多くの伝統的聖地管理者は、孤立して管理を進めている。経験共有のために異なる聖地の管理者を連携することによって、それぞれの自然の聖地の保護の取り組みが促進される。ネットワークは、一国内などさまざまな地理的範囲で構築できる。聖地を含む景観がより最近の占有者と利用者の管理下にある場合、さまざまな利用者を集めることは相互理解と文化的景観の管理改善のために有益であろう。

4.5 コミュニケーションと普及啓発

補完的コミュニケーションと教育や普及啓発プログラムを開発し、自然の聖地の保護管理に関する方針と教材の開発においてさまざまな学習、表現、評価の方法を促進・統合する。

多くの自然の聖地にとって、保護のレベルは直

接、周囲の社会にどの程度認められ、理解され、支持されているかと直接関係している。こうした社会の幅広い層の参加と理解、支持を増やすには、コミュニケーションや教育、普及啓発活動を通じた対話が必要である。特に、今も口承伝統を継承しているコミュニティをはじめ、多くのコミュニティが伝統的なコミュニケーションに対するアプローチを有している。現在、コミュニケーションと教育の両分野では「双方向学習」の考え方が重視されている。ドラマやダンス、歌、詩はすべてコミュニティ構成員やその他の人々が参加する双方向コミュニケーションとして効果的に活用できる。これらのパフォーマンス芸術は、地域の無形遺産や知識、倫理を保持し、表現する手段でもある(ケーススタディ9 マラウィ参照のこと)。ドラマと劇は、特に保護地域管理者に意見する際など、繊細な問題を平和的な方法で表現する非常に効果的な方法である。また、これらのアプローチは文化に根差すものであり、地域の文化と芸術を活性化する助けとなる。このほか、博物館展示や巡回展示、祭りなどを用いたアプローチがある。これらはすべてインドの神聖な森の知識を促進するにあたって実施されたものである(ケーススタディ7インドの神聖な森)。また、インド国立人類博物館は、9つの神聖な森を模倣した植樹を斬新なデモンストレーションとして行った。

ケーススタディ7 インドの神聖な森の重要性の普及啓発

インド中部ボーパール(Bhopal)市にある国立人類博物館(Indira Gandhi Rashtriya Manav Sangrahalaya – IGRMS)は、国内の神聖な森の文化的、生物学的、生態学的重要性と、この歴史ある制度が直面している脅威に対応するため、他の機関と連携し複数の活動を行っている⁹²。

教育を目的とする9つの神聖な森の生きた複製：1999年、博物館は200エーカーの庭にアルナーチャル・プラデーシュ (Arunachal Pradesh)とチャッティースガル(Chhattisgarh)、ケーララ(Kerala)、マハラシュトラ(Maharashtra)、マニプル(Manipur)、メーガーヤラ(Meghalaya)、ラージャスターン(Rajasthan)、タミル・ナードゥ (Tamil Nadu)、西ベンガル(West Bengal)の9州の神聖な森を複製し再現した。地域の土壌と気候を考慮

⁹² Indian Statistical Institute (Calcutta)、Centre for Interdisciplinary Studies (Barrackpore)、Pune大学人類学部、Indian Institute of Science (Bangalore)、Kerala Institute for Research and Training in Anthropology and Development Studies (Kozhikode)、St Joseph's College (Thiruchirapalli)、Applied Environmental Research Foundation (Pune)、Indian Institute of Forest Management (Bhopal)、North Eastern Hill University (Shillong)、世界自然保護基金インドを含む

し慎重に選別を行い、この9州の植物が植樹された。これらの植物は、各州の地域社会によるダンスと祝典によって儀式の形式をとって植樹された。森のひとつは、コミュニティの伝統にしたがってポーパール市の住民によって植樹された。これらの森の複製は、先祖や地域社会のアイデンティティや浄化、長寿、神聖な価値を持つ生きた苗床となる。

屋内展示：インドの神聖な森のさまざまな側面を伝える写真や地図、図表などを使った神聖な森に関する屋内展示が整備され、博物館を訪れる人々が神聖な森の伝統について学ぶことが期待されている。

巡回展示：1999～2000年には、67枚のパネルにおよぶ写真と地図を使った巡回展示が行われた⁹³。この巡回展示は、地域住民とさまざまな団体の交流を通じて国内の神聖な森の理解を深めること、ならびに地域のさまざまな管理慣習と知識制度の強化を目的としていた。非常に好ましい反応が得られているが、現在、さまざまなところから得た追加情報を加え、さらなる充実が図られている。インド全国から要望を受けている。

神聖な森祭り：2000年1月には、3日間にわたる全国神聖森祭りが開催され、15の州から185人が参加した。この祭りは林業従事者や科学者、報道関係者を含む神聖な森に関連するさまざまな関係者による関係者ネットワークの構築や地域を特定したフィールドベースの活動、関連情報の出版など神聖な森のさまざまな側面を議論する初の場となった。

2007年3月には再び神聖森祭りが開かれ、ネットワークが活性化されたとともに、この機会を利用して「Sacred Groves in India」という書籍が出版された。このような祭りは、神聖な森の関係者を一堂に集め、それぞれの地域における神聖な森の管理・保護の経験を共有する機会となる。この祭りのフォローアップとして、IGRMSは博物館の活動の一環として神聖な森に関するイニシアティブの開発を決定した。

実証地区計画策定：国家レベルのプログラムのフォローアップとして、カルナータカ(Karnataka)州のコダグ(Kodagu)地区で、神聖な森の保護戦略の開発・実施モデルケースの実証が行われた。コダグの神聖な森 devarakadusは、1878年のインド森林法施行以降、保護森林とされてきた。これにも関わらず、devarakadusは長年にわたる違法伐採や外来種の植樹、牧畜、火災、浸食などによって損なわれてきた。これに対応するために、州の森林局は地域住民や神聖な森の管理者とともに同地区の神聖な森の保護の改善に乗り出すことを決定した。州森林局は、devarakadusのさまざまな側面に関する広範囲にわたる調査経験をもつPonnampetの森林大学の活発な参加を得て、協議を開始した。この目的のために構成された神聖な森管理者の作業部会の発表を通じて、Devarakadu保護森林地域に関する計画策定、保護、再生、開発、管理に村民を関与させることを目的とする「共同森林保護管理－Devarakadu」という提案が形成された。このイニシアティブは、2000年10月にコダグ地区のVirajpetで開かれたDevarakadu祭りの際に発足し、これらの森林に伝統的な結び付きをもつ村民は神聖な森委員会に参加するようになった。神聖な森委員会が形成され、その構成、義務と責任、生産共有制度、その他方針が設定され、さらに総括として「コダグ地区神聖な森委員会連盟」が作られた。現在、このプログラムは州森林局によって認められているが、神聖な森委員会のより一層の意識啓発がプログラムの成功には必要である。

著者：インド、ニューデリー The Energy and Resources Institute、Yogesh Gokhale

⁹³ Malhotra他 2000年

IUCNの教育コミュニケーション委員会(CEC)は、保護地域管理者に有用なさまざまな教材を提供している。ますます多くの保護地域解釈プログラムが、保護地域の神聖な価値に関する情報を包含するようになっている(ケーススタディ15 ディムル(Dhimurru) IPA)。

CBDの多分野横断テーマである教育と普及啓発(CEPA)では作業プログラムを作成し、2010年国際生物多様性目標に向けた優先行動が現在開発段階にある。また、CBDはCEPA「ポータルサイト」の運用を通じて普及啓発に関する情報を提供している⁹⁴。

4.6 目録(インベントリー)の作成

特に脆弱な聖地をはじめ、各聖地の聖地管理者の自由かつ事前の情報に基づく(秘密の保持の必要性がある場合はそれに則した)合意に基づき、自然の聖地の地域、国家、国際目録を作成し、国連保護地域データベースへの情報反映を支援する。開示を限定すべき情報の保護制度を開発する。

地方の聖地管理者が(必要があれば秘密を保持したうえで)それを賢明と判断した場合、管理と保護方針の指針として聖地のインベントリーを作成することができる。自然の聖地の参加型マッピングや、聖地の利用および歴史的管理の記録詳細(ガイドライン1.4)などがこれに含まれる。ひとつの地域内の自然の聖地の総数の把握が有用なケースもある。これによって、自然保護および文化的価値に対する貢献の評価とガバナンスのさまざまなレベルにおける適切な方針の開発が促進される。ケーススタディ5として取り上げたケニアのカヤ(Kaya)は、保護を促進する生物インベントリーの望ましい事例である。

世界全体の自然の聖地の総数とその範囲は明らかになっていない。その数は現存の保護地域の数をゆうに超えることは間違いない。規模は小さいものが多いが、時に非常に大きい聖地もある。世界の面積の広い保護地域の上位20位のうち5つが、その地域では先住民保護地域として指定されているものである(ただし、必ずしもこれらが「神聖」であるとは限らない)⁹⁵。地域インベントリー、国家インベントリー、国際インベントリーを作成することで自然の聖地の理解が促進される。同じように、損失の速度も明らかでなく、自然の聖地の損失のパターンと速度、原因を理解し、解決策を見つけ保護を促進すべきである。

保護地域内にある聖地もしくは統合が検討されている聖地を国連の世界保護地域データベースに掲載すると、正式に認識された保護地域との関連性が生まれ、世界的な理解が高まる。これらの聖地をリストに掲載する場合には、地域コミュニティとその精神的指導者の自由かつ事前の情報に基づく合意を得よう留意すべきである。開示が限定される情報については、それを効果的に保護するために適切な制度を整備する必要がある。信頼構築と連携を成功させるためには、厳密な秘密維持管理は不可欠である。

4.7 文化の再生

自然の聖地が、地域文化の有形遺産および無形遺産、その多様な文化表現、先住民や地域の精神的伝統および主流の精神的伝統の環境倫理の維持管理再活性化に果たす役割を認識する。

一部の国では、自然の聖地の伝統的管理の弱体化が起きている。若い世代はコミュニティの伝統との結び付きを失いつつある。自然の聖地は、コミュニ

⁹⁴ CEPAポータルサイト：<http://www.cbd.int/programmes/outreach/cepa/home.shtml>

⁹⁵ 2003年8月にはおよそ102,000の保護地域があった。インドだけでも(そのほとんどが小さいものであるが)およそ150,000～200,000の神聖な森が存在するとされる。保護地域の総面積は1,880万km²(Chape 2003年)、自然の聖地の総面積は不明である。もちろん非常に大きな数値であると思われるが、保護地域との重複の程度は明らかではない。

ティの価値と伝統の活性化に根本的な役割を果たすことができる。聖地管理者に対する政府や市民社会の支援は、聖地の管理と文化の継続の双方を支援する。文化の抑圧を経て、自然との文化的な結び付きを再構築するための取り組みが行われたケースもある(ケーススタディ8)。

特に文化再生において重要なのは、固有の教育制度の促進で、このなかで自然の聖地は重要な役割を果たす。先住民族の権利に関する国連宣言は、先住民が自身の教育制度を確立し管理する権利を認めている。多くの地域社会においても、教育制度が伝統的社会の知識と文化、自然、自然の聖地に関する

理解を効果的に伝えることは重要である。Erjen Khamaganovaは次のように述べている。

「私の母国語のブリヤート語では、教育プロセスを「Khumuuzhlekhe」と呼ぶ。これは人間を表す「Kkun」に由来し、人が人間になるのを支援するという意味である。これはブリヤート語では、事象や現象や行動が互いに複雑に結び付き関係し合う世界を理解する能力を指している。ブリヤート文化の聖地は、こうした相互関係の表れであり、終わりのない全体の一部である人間として目覚めるための重要な「教育ツール」である⁹⁶。」

ケーススタディ8 中国陝西省(Shannxi)の太白山(Taibai Shan)国立自然保護区の道教自然寺院

陝西省太白山は、秦嶺山脈(Qinling)山脈の中央の大きな山である。太白山は、ジャイアントパンダの生息域保護のために現在も拡大している保護地域ネットワークのひとつである太白山国立自然保護区の中に位置している。この自然保護区では、絶滅の脅威にさらされているジャイアントパンダに加えて、銀杏(Ginkgo)や希少なキジ、サンショウウオ、猿などさまざまな動植物も保護されている。その他、同地域には周至(Zhouzhi)国立自然保護区やLaoxincheng自然保護区、西安黒河(Xi'an Heihe)森林公園などがある。

中国の多くの道教徒、仏教徒にとって秦嶺山脈の全体が神聖であり、毎年百万人以上が信仰上の理由や景観を楽しむためにこの地を訪れる。2003年にWWF中国の支援でジャイアントパンダを保護する取り組みが始まった当初、最も適した保護の取り組みは意識向上と行動変化をもたらすコミュニティベースのプログラムであると予想された。しかし、この保護計画は数世紀にわたって山の生態系の維持を支援し、現在もこの地を訪れる多くの観光客の中に活きている道教や仏教の思想・慣習をまったく認識していなかった。

実際、神聖な山は非常に特定された文化的、宗教的な重要性を持ち、こうした重要性が生態学的理解をさまざまな面で規定する。こうした宗教的な理解が、聖なる山をどのように生態学的に保全するかという原則を規定することになる。1990年代中頃には、中国の道教連合がARCと国内の主要な5つの神聖な山を調査し、道教の指導者が居住する山の環境はより保護されていることが明らかとなった。

実際、以下に挙げた道教の生態系に関する宣言に表されているように、道教は社会の富を物質ではなく、生態学的豊富さで測る。「道教は、異なる種の数で豊富さを判断するという独特の価値観を持つ。宇宙のすべてがのぞましく成長すれば社会は豊富になる。そうでなければその王国は衰退に向かっている⁹⁷。」

道教が先導する太白山での保護活動は、まず保護行動の中心に秦嶺山脈の神聖な価値の認識を置き、次に

⁹⁶ Khamaganova 2007年

⁹⁷ Palmer & Finlay 2003年の中国北京、中国道教連合

文化革命時に破壊された道教寺院を生態学の研修センターとして再建し、次にこの取組みを拡大するためにこうした活動を秦嶺山脈のその他の聖なる山に適用した。

このプロジェクトの第2段階は、2007年6月に中国初の宗教的生態学研修センターが開設され成功裡に終了した⁹⁸。太白山Tiejia道教自然寺院は、道教徒に1000年にわたって重要視され、現在でも訪問者が訪れる寺院の地に建てられた。そばには神聖な樹とWWFビジターセンターがある。

道教自然寺院の開設後、道教と自然保護をテーマとした第2回ワークショップが開かれ、道教の僧や尼僧(18寺院の代表)、公園スタッフ、保全団体代表が参加した。このワークショップでは、この取組みを太白山からさらに広げるための第1歩が実現し、生態学教育に関する道教寺院連合という新しいネットワークが形成された。この連合には土地利用と寺院管理を周辺地域の生態と保護に統合する活動や道教生態教育ハンドブックの開発などが提案されている。

出所：Dudley他 2005年、

ARCウェブサイト<http://www.arcworld.org/projects.asp?projectID=257>、Xiaoxin 2007年

4.8 異文化間の対話

例もある。こうした事態は避けなければならない。

自然の聖地を仲介として異文化間の対話を促進し、相互理解、敬意、寛容、調停、平和を確立する。

以下の要素などが自然の聖地を通じた異文化対話を構成する。

自然の聖地は複数のグループの間に相互理解を形成する機会としても機能する。

- 相互学習と「双方向」の活動（ケーススタディ 15 ディムル (Dhimurru) IPA)
- 催事や祭りの共有
- 共同研究と知識習得のさまざまな方法の追求
- 重要性と意味を回復するために、古い地名もしくは元来の地名の認識と使用の拡大

異なる文化の聖地管理者が、長期にわたって連携してきたという事例もある（ケーススタディ 11、スリパーダ、アダムスピーク）。この原則を守るには努力が求められる。保護地域管轄機関は、こうした集会的連携を支援・促進できる可能性がある。保護地域管轄機関は、寛容性や協力、和解、平和を促進しながら異文化間の対話と理解を橋渡しすることができる。しかし、保護地域管轄機関もしくはそのスタッフがすでに起きている緊張を悪化させる事

多くの自然の聖地をめぐる争いや紛争が起きてきた。異文化間対話、理解、寛容性や協力、和解、平和の構築の促進は、すべて紛争緩和に有用である（ガイドライン3.5）。

ケーススタディ9 マラウィ 世界無形遺産とチェワ族(Chewa)の神聖な森

2005年、マラウィとザンビア、モザンビークの偉大な舞踊グレワムクル(Gule Wamkulu)がユネスコに人類の口承及び無形遺産の傑作として指定された。グレワムクルはチェワ族の神聖な森と密接な結び付きをもち、無形遺産と自然の聖地が直接結び付いた事例である。

⁹⁸ Xiaoxin 2007年

「グレワムクル」はマラウィとザンビア、モザンビークに住むチェワ族にとって神聖な信仰であり、儀式舞踊である。これは、男性の成人の儀式を司るニャウ(Nyau)集団が大人社会の一員となったことを祝って儀式の最後に舞う踊りである。ニャウの踊り手は木と藁でできた衣装と仮面を身につけ、野生動物や死人の魂、奴隷商人、さらには現代的なホンダ車やヘリコプターなどに扮装する。そして、しばしば望ましくない行動を表す邪悪なキャラクターを演じ、儀式の参加者にモラルや社会的価値を教える。現在チェワ族の母系制度が社会的意義を失ったとはいえ、ニャウ社会とそのグルワムクルはいまだ重要とされ、チェワ族はキリスト教会とニャウ社会の両方に属す傾向がある⁹⁹。」

チェワ族の神聖な森は、自然で干渉されていない植生をもつ小さい土地で、集約的農業やその他の利用が行われている土地に囲まれた孤立した地域である。神聖な森は大きく成長することが多い固有の樹木の生育を助け、数少ない森林多様性の避難地として機能する森もある。地元では「墓地森林(Graveyard Forests)」として知られる森林は、墓地とマスクヤードという2つの地域で構成される。コミュニティ構成員は墓地に埋葬され、葬儀の際にのみ神聖な森に入ることが許される。その他の場合に入ることが許されるのは、ニャウ社会の洗礼を受け、許可された男性のみである。マスクヤードでは仮面が作られ、グレワムクルの練習が行われる。踊り手と仮面は大きな催事のためである(写真ページ参照のこと)。

伝統指導者やグレワムクルと省庁の協働が増え、保健省との基礎保健に関する意識啓発などが行われている。また、森林局も参加型林業プログラムの一環として同様のイニシアティブを検討している。墓地森林とは対照的に、特に南部を中心とする森林保護区のほとんどで劣化が非常に進んでいる。しかし、墓地森林自体にも大きな負荷がかかっている。これはAIDSの流行のために木材を原料とする棺の需要が急増しているためである。このAIDS流行に対応して、性的な習慣の変更を促すのが伝統的指導者の急務となっている¹⁰⁰。また、伝統的な葦の棺を復活することも神聖な森への負荷の緩和につながるひとつの解決策である。より広い視点からみれば、慢性的な食糧不安、環境悪化、HIV/AIDSの流行などの問題を抱えたマラウィが、国として深く根付いている伝統との相乗効果を追求することもひとつの解決策である。

グレワムクルをはじめとするこうした伝統の役割は、ホワイト・ファーザーズ(White Fathers)のムア(Mua)使節団によって助けられてきたほか、カソリック教会の文化内受容方針からも支持されている¹⁰¹。マラウィのデッザ(Dedza)地区のムア使節団は、Ngoni芸術センターで伝統的な美術、工芸を宣伝するほか、博物館に400を超える伝統的マスクのコレクションを収蔵している。また、舞踊団による伝統舞踊の披露や開発従事者のための文化意識啓発研修に加えて、健康と教育関連のプロジェクトを行ったり、伝統的モチーフとキリスト教のモチーフの両方を使った木彫りの生産者を支援したりしている。その作品の一部は、現在バチカン美術館など世界中でコレクションされている。ムア使節団の取組みは、この地域における伝統的なアフリカの宗教とキリスト教の相互理解を大きく支援し、ユネスコによるグレワムクルの無形世界文化遺産指定を支援した。

著者：R. Wild (ムア村長とニャウ社会構成員・グレ踊り手、ホワイト・ファーザーズのムア使節団ディレクター Claude Boucher Chisale神父へのインタビューに基づく)

⁹⁹ UNESCO http://www.unesco.org/culture/intangible-heritage/22afr_uk.htm より引用

¹⁰⁰ Bryceson & Fonseca 2005年

¹⁰¹ Ott 2000年、Boucher 2002年a、b

5 適切な管理アクセスと利用を提供したうえで自然の聖地を保護する

5.1 アクセスと利用

公的な保護地域にある自然の聖地の伝統的聖地管理者のアクセスと利用を尊重する適切な方針と慣習を開発する。

自然の聖地が法的に保護地域に組み込まれている場合、伝統的聖地管理者のアクセスを尊重する政策と行動が必要である。特に重要なのは、儀式や個々の聖地の維持管理のためのアクセスである。いくつかのケースでは、保護地域に組み込まれている自然の聖地の管理者が自身の聖地に行くのに巡回員を避けるために身を隠したり、法を犯したりしている。また、複雑かつ往々にして現実的ではない許可手続きや、利用料の支払いを聖地管理者に課しているケースもある。

観光客から料金を徴収する保護地域においても、地域社会構成員は無料もしくは非常に割り引かれた金額で保護地域に立ち入りできることが多いが、まだこのような制度が検討されていない保護地域においては、聖地管理者や実践者が聖地の訪問や利用を求める際にこの制度の導入を検討すべきである。

自然の聖地に関連する精神的な慣習の多くがプライバシーや沈黙、静寂を必要とする。何らかの介入を受け、重要な儀式や何年にもわたる実践者の精神的な努力に混乱が生じる場合がある。保護地域での娯楽の圧力と自然への大衆アクセス向上の取り組みが増えたために、聖地管理者のプライバシーのニーズと観光客に認められた自由の間で摩擦が生じる可能性があり、聖地管理者の文化があまり尊重されていない場合、この摩擦は悪化する。したがって、自然の聖地および周辺を定期的に閉鎖し、儀式のプライバシーを確保するための政策を整備すべきである。

ケーススタディ 10 コロンビア、シエラネバダ・デ・サンタマルタ(Sierra Nevada de Santa Marta)、Ka'sankwa の聖地回復と文化強化のための先住民の取り組み

シエラネバダ・デ・サンタマルタのKa'sankwaの先住民は、入植がすすんだ山脈の沿岸低地の4つの聖地の環境と文化、精神の回復、修復、再構築に取り組んでいる。この地域はゲリラや民兵組織、大規模なバナナとヤシ油の栽培、森林伐採、土地利用の変化、大規模な開発プロジェクト、氷河の後退や河川の乾燥などの大きな課題に直面しており、社会生態システム全般の生態バランスと精神的バランスを回復し、文化的伝統を強化し、先住民の精神的指導者マモ(Mamos)の精神的・社会的活動の継続を促進することを目指している。

シエラネバダ・デ・サンタマルタのKa'sankwaは、断層地塊で世界で最も標高の高い沿岸の頂である。海拔5,775m (18,942フィート)で、面積は12,000km²を超える。Ka'sankwaの雪をかぶった山頂と氷河から29の河川を通じて流れる水はサンタマルタ(Santa Marta)やリオアチャ (Riohacha)、バエドゥパル(Valledupar)の都市をはじめとする低地での農業やこの地域の住民1,000,000人をうるおし、最終的にはカリブ海に流入する。Ka'sankwaの高地は、2つの国立公園(シエラネバダ・デ・サンタマルタとタイロナ(Tayrona))と3つの先住民保護区とされている。この全域がユネスコの生物圏保護区に指定されている。シエラネバダ国立公園は南米で最も固有性、多様性に優れ、脅威にさらされている地域の一つである。ジャガーやピューマ、ジャガーネコなど捕獲が難しい猫の仲間に加えて、バクやアカマザマ、ホエザルなど120種の哺乳類が見られる。また3,000メートル(9,900フィート)以上に住み完全な孤立のなかで進化してきた46種の両生類と爬虫類の生息域となっている。これらの種は公園の外の地域では生息が確認されていない。鳥類についてはシエラネバダ・デ・サンタマルタ国立公園だけで628種が記録されている。

コギ族(Koguis)とアルワク族(Arhwacs)、ウィワ族(Wiwas)とカンクアモ族(Kankuamos) となる35,000人の先住民は、みなタイロナ文明の子孫である。彼らは、タイロナの伝統の相続人かつ管理者であり、「母なる法(Law of the Mother)」に基づいて文化的・精神的な「奉仕(works)」を通じて先祖伝来の土地Ka'sankwaを管理してきた。これらの「奉仕」は儀式や供物などを意味し、マモの司祭によって聖地ネットワークで行われる。こうした聖地は高地から中高度地域、低地、沿岸までタイロナの伝統的な土地全域に広がっており、重要度に応じて順位が付けられている。地球の創造に関する先住民の信仰では、シエラ周辺の地域は高い山を中心として、「黒線」と呼ばれる境界をもち、水の循環が終わる海まで伸びる循環領域であり、この領域が世界の中心で、母に依存し母の水源と土地、聖地を守る子どもの家である。いくつかの聖地には、マモが領土と文化の維持管理を確実にするために思索や教育、儀式などを行うカンサマリア(Cansamarías)と呼ばれる住居があり、こうした聖地とシエラを中心の間のスピリチュアルな力の流れを守り、全体的な均衡が保たれている。

西洋世界との最初の接触以降、先住民社会は絶え間ない略奪と領土や神聖な場所、墓地、先祖の慣習の破壊を目撃してきた。生き残った4部族は、文化のさまざまな変容を経験している。しかし、今日、タイロナのマモと先住民社会が持つきわめて豊かな哲学的、生態学的、精神的知識の価値が先住民社会の外部の人々に少しずつ理解され始めている。こうした知識はKa'sankwaにとってだけではなく、人類全体にとって価値がある。先住民の天然資源管理の基本を理解する取り組みが行われているという事実が、植民地時代に一般的だった先住民の知識に対する否定的な態度が変わり始めていることを示している。

長年にわたり、マモはKa'sankwaの聖地ネットワークにおける精神的な慣行の維持に努めてきた。しかし、今日、中・低高度の聖地は非先住民によって管理されている。この中には破損や冒涇にさらされていたり、他の活動に利用されたり、他の所有権下にあたりするものが多い。シエラの中・低高度の土地では、ゲリラと民兵組織の間の領土紛争が数年間拡大し、地域生活が厳しく制限されたほか、マモが行ってきた聖地の管理の慣習と管理が大きく阻害された。

現在マモは、4つの聖地(各コミュニティについて1つづつ)を回復し、各聖地に2つのカンサマリア(男性用・女性用 各1つ)を建設し、記憶の管理者および精神的法と社会的法ならびに母との関係性の理解者として、コミュニティ自らが継承者であり保護者である伝統を教育・伝統できるようにすることが適当であると考えている。また、同様の方法で非先住民社会に働きかけ、シエラネバダ・デ・サンタマルタのKa'sankwaの根本的な理解と共有、相互信頼の構築にも努める。

まず初めに先住民社会が実施したいステップは、アクセスを失った聖地の文化・生態学的な調査と、現所有者との結び付きと理解の構築である。これは、4つの聖地を機能するものとしてもう一度確立する可能性の追求も目指している。

マモの継続的で恒常的な取り組みに基づく低地の4つの聖地の再確立は、シエラ先住民の物理的および精神的な生存を支援するもので、極めて重要性が高いとされている。先祖伝来の領土における先住民の文化の永続性だけでなく、シエラのコミュニティ全体が依存する水資源と生物多様性の保護がこれによって保証される。

著者：Guillermo E. Rodriguez-Navarro

5.2 観光客による圧力

観光客がもたらす負荷を理解・管理し、巡礼その他のための利用の季節変動がもたらす負荷に対する特別な規則を整備し、適切な方針、規則、行動規範、観光客用施設や聖地訪問の慣行を開発する

多くの自然の聖地に神聖性や景観、景色や娯楽的な価値を目的とした観光客が訪れるが、こうした観光客は自然の聖地に大きな圧力をもたらす。

一部の聖地においては、年間を通じて観光客の圧力は一定だが、祭りや巡礼の季節（ケーススタディ11を参照）などの期間には異なる管理が必要となる。聖地の神聖な価値に焦点を当てた巡礼は許容されること

が多いが、特に巡礼の性質が変化した場合や巡礼者が増加した場合、聖地の価値と相容れない活動が広まった場合などにおいては大きな課題が生じる。

聖地管理者が遠く離れた地に居住する聖地もあり、こうした聖地に対しては管理支援がかなり必要である。135キロ離れたウイ Chol 族 (Huichol) が巡礼するメキシコのチワワ砂漠のウィリクタ (Wirikuta) の自然の聖地がこの例である¹⁰²。

同様に、いくつかの自然の聖地においてはアクセスの制限と立ち入りの限定もしくは禁止が必要である。聖地管理者の希望に応じて、立ち入りとアクセスを管理する制度が必要である。聖地を「休養」させることを重視する聖地管理者もいる（ケーススタディ5 カヤ）。

ケーススタディ 11

スリランカ、スリパダ・アダムス・ピーク(Sri Pada-Adams Peak)における複数の信仰の共存

スリパダ(Sri Pada)またはアダムス・ピーク(Adams Peak)は生物多様性と原生自然に優れた地域で、数百万人に水を供給する複数の河川の集水地である。スリランカの文化的景観の要であり、世界遺産にも指定されている。さらに、仏教やキリスト教、イスラム教、ヒンドゥー教のコミュニティから神聖視されている。原生林の周辺には数千人が暮らし、こうした住民の多くが原生林の資源に依存している。一方、毎年300万人が、生きていて考えられている、「閣下」として知られる存在に敬意を表するため登山する。山の神聖性の中心は、山頂の岩に刻まれた神聖な足跡スリパダである。スリパダについては各コミュニティが独自の信念をもつ。仏教徒は、仏陀が3度目にスリランカを訪れた際(紀元前577年頃)の足跡と信じている。このときブッダは山の守護神で聖遺物を守るスマナ・サマン(Sumana Saman)を訪れたとされる。ヒンズー教徒は、シヴァ神が世界を創作する舞を踊ったあとに残った印しであるとし、イスラム教徒はアダムが苦行として天国から追放された後、この場所に片足で1000年間立っていた跡だとしている。キリスト教徒は、スリランカにキリスト教をもたらしたと言われる聖トーマスの足跡だと信じている。

スリパダの円錐頂は標高2,243メートル(7,360フィート)で、島の中央にそびえる山脈の最高峰である。その壮大さと神聖な足跡が、この頂きの精神性を高めている。頂周辺はサマナラ・アダヴィヤ(Samanala – Adaviya)と呼ばれる森林自然保護区(224km²)で囲まれており、これこそが生きてるとみなされている「閣下」で、その寛大さが人間の生活を支え、気候を調整し、土壌や水を補給している。山から小川や河川に流れる水は、浄化された「聖なる水」とみなされている。

尾根には仏教寺院のネットワークがあり、巡礼者に宗教的なサービスを提供している。僧侶たちは森林の洞窟

¹⁰² Otegui 2003年

で瞑想する。また、森周縁のコミュニティは寺院と関係性を築いており、食糧や繊維、建設資材や家庭用品の材料を森林から調達する。記録されている薬用植物は640以上である。山に対する敬意は生活に浸透し、地元の人々は日々の行動を行う前に山を讃える。規則は、確固たる社会的根拠をともなう実践を通して適用される。巡礼や林産物の収穫には事前許可が必要である。破壊や乱獲、無駄な採取はスマナ・サマンを汚し、これを行ったものは道を見失ったり、命を落としたり、怪我をされるとされている。すべての資源は敬意をもって利用され、収穫と巡礼の季節は明確に定めら、また、脆弱な地域は立ち入り禁止と明示されている。資源の採取は、詳細な伝統知識によってコミュニティの最も豊富な知識と経験をもつ構成員が行う。若い世代は、先祖代々の経験や知識を得るために年長者に従うよう教えられている。

56年を超える歳月を森の中の岩の洞窟で暮らし、林産物だけに頼って生きてきたある地域住民は、以下のように森林を総体的に捉えている。

「シリパ・アダヴィヤ(Siripa Adaviya)は偉大な力に満ち、どんな人工的な制度よりも優れている。シリパ・アダヴィヤは心の目で捉えるべきである。巨大な生物であり、何千もの動植物に様々な生息域を提供している。この「閣下」は、生命を育み地域全域の多様性を維持する。食糧や水、避難所を提供し、季節ごとに材料を再生し、全生物を支持する状況を維持する。この優位性は説明できないが、理解しなければならない。神聖な山の森は自然のプロセスを通じてそれ自体を維持し、そこに生息するすべての動植物は有用なものである。」

巡礼シーズンは12月から5月とされ、それ以外の期間の登山は伝統によって禁止されている。住民とは異なり、巡礼者はいかなる材料や動植物も収穫してはならない。巡礼者は、整備された規則に則した誓いを立て、登山の前には神聖な河川で沐浴し、清潔な服を着て、肉食を避け、登山中には宗教的な歌を歌う。

国内の他の森林同様、アダムスピークの国の所有権は古くから受け入れられてきた。偉大な力の領域であると広く考えられる森林は、はるか昔の王によって瞑想のために仏教の集落に寄贈された。スリパダでは、こうしたコミュニティは、森林の大自然のさまざまな地域の管理者としてだけでなく、山頂への巡礼ルートを確立する役割も果たす。1940年以降、野生生物保護局の法的権限のもとに、地域文化から森林を分離することが難しいために法的な所有権と伝統的な関係の間の紛争の可能性が抑えられてきた。文化は保全を取り巻く問題ではなく、保全の中心的な課題である。しかし文化は保全対策から除外され、文化的価値観が高く評価されているのは、特定の文化遺産に関するものである。持続可能性の大きな課題は、文化や伝統的聖地管理者とその管理領域を効果的な管理ツールとして応用することである。スリランカには自然と原生自然地域を保護する制度があるが、森林の神聖性を総合的に扱う適切な制度を確立する必要がある。

スリパダ・アダムスピークは、伝統的な人々が法的制度や政策の介入に頼ることなく神聖な山の森を守ってきた最良の事例である。この事例は、過去130年に国の大部分の森林が消失したという文脈の中に存在している。また、異なる精神的な伝統のコミュニティによる同一の自然の聖地の利用と尊重の例証でもあり、伝説と信仰が、神聖な足跡の保護・尊重という共通の関心をもつすべてのグループを集団と調和のとれた方法で抱合することを可能にした。

出所：Wickramasinghe 2003年、2005年より引用

5.3 対話と尊重

精神的伝統とコミュニティのリーダー、娯楽観光客の間で現在行われている対話を促進し、保護地域規則およびさまざまな文化の価値の尊重を促す公共教育を通じて自然の聖地の不適切な利用を管理する。

通常、自然の聖地では観光客を伴うようなたくさんの活動が行われるが、こうした行動が文化的に不適切な場合がある。神聖な山や岩への登山、神聖な洞窟や森林への立ち入り、神聖な川や湖、泉での水浴び、神聖な儀式への許可を得ない参加、神聖な動物の狩猟、火葬灰の散布、「ニューエイジ」的供物の置き去り、無許可もしくは文化的な理解を無視した聖地への立ち入りなどがこれに含まれる。これらの行動は、自然の聖地を損ない、聖地管理者とコミュニティ全体をかく乱する。極端なケースでは、聖地管理者によって聖地が放棄されることさえある。

こうした行動を管理するために、さまざま制度を作ることができる。行動の許容範囲に関する観光客教育やゾーニングの導入、最も影響を受けやすいエリアから観光客を遠ざける歩道の整備、一定の行動を禁止する規則の開発（ガイドライン2.4および2.5で詳細に記載）などである。出来る限り、利用に関する紛争はユーザー間の対話を通じて対応し、妥協と相互尊重を確立すべきである。

教育は、これらの紛争に対応し、対話と尊重を促進する上で重要な役割を果たす。ほとんどの場合、自分たちに期待される行動を一旦理解すれば、大多数の観光客はその聖地において不適切もしくは不敬とされる行動を自制し、聖地管理者の要望を尊重する。聖地管理者の要望を尊重しない少数派の管理は、継続的な課題である。

5.4 観光

管理の行き届いた責任ある観光は、先住民および地域コミュニティに経済的利益をもたらす可能性があるが、こうした観光事業は文化的に適切で敬意をとめない、聖地管理者社会の価値制度を追従するものに限るべきである。可能であれば、先住民や地域コミュニティが所有・運営し、環境や文化に対して十分に配慮していることが明らかな観光企業を支援する。

観光は、地域社会にとって代替的な収入源を提供する可能性がある。伝統文化に対する関心が高まるなかで、自然の聖地は所得と社会生活の向上に役割を果たすことができる。理想的なモデルは、資源と地域社会の支援を重視し、敬意をもった影響の少ない訪問を推進するエコツーリズムである。自然の聖地に直接関係するエコツーリズムは、適切に行われ、倫理的原則に基づいて管理されれば、地域住民に直接（経済、社会、環境的）利益をもたらす。しかし、これは先住民や地域住民の価値体系に対する適切な敬意をとまなうことが条件である。

観光は現在、世界最大の経済活動のひとつであり、聖地やその他の「特別な場所」の観光需要は年々増加している。多くの自然の聖地では、大規模な観光客の訪問に対処しなければならない。さまざまな国の修道院や主流信仰の聖地には、多数の訪問者が訪れる。同様に、中国では自然の聖地に対する関心が新たに高まり、多くの観光客が引き寄せられている。観光開発プロジェクトは、常に地域の聖地管理者の利益になるとは限らず、聖地管理者が関与していないことさえある（ガイドライン5.5）。

特に観光産業をはじめとするすべての利害関係者の間で、観光と自然の聖地に関する学習と情報共有を行うべきである。観光パンフレットや資料だけでなく、ツアーガイドやリーダーが正確に地域の文化的価値を説明し、適切な行動や制限、タブーの理解を促す必要がある。神聖な山への登山の動機や登山行動、神聖な森へ立ち入るときの服装、行動、式典や儀式の写真を

撮影しないなどの配慮などがその例である。

地域住民や先住民の伝統、主流の伝統的管理者もしくはコミュニティが観光活動を所有・運営している場合、観光が生活に有益となる可能性が高い。また、自然の聖地の生物学的価値と文化的価値の保全を積極的に補強する可能性がある。たとえばガーナの聖なる森の研究では、聖地管理者コミュニティが管理し、観光利益が同コミュニティにもたらされる聖地では、政府が管理しコミュニティへの利益還元が少ない聖なる森よりも、絶滅が危惧される猿の保護に対する地域住民の支持が高かった¹⁰³。

5.5 意思決定コントロール

自然の聖地の管理者が、観光客などの行動に関する意思決定管理権を保持するよう努める。また、保護地域計画を起因とする経済的負荷などによる影響を減らすよう十分に確認し、バランスを維持する。

自然の聖地の多くは魅力的な観光地である。聖地が毎年数百万人の観光客が訪れる国際的なアイコンとなっている国も多い。しかし残念なことに、観光によって、観光客が体験に來たいと感じるその価値自体が損なわれることも少なくない。このような観光の両刃の性質はよく知られているものの、いまだ効果的な管理は課題に留まっている。観光の文化や社会、経済、環境に対する影響は、些細なものから深刻なものまでさまざまである。自然の聖地の場合、文化への影響が生じやすくなりリスクが大きいため注意が必要である。観光に関する決定においては、聖地管理者の自然の聖地に対する管理権を保持すべきである。聖地の完全性を認め、維持するために、

伝統的聖地管理者が一定の範囲の管理権の回復に苦勞してきた事例も多い。

IUCNの保護地域カテゴリー制度は、賢明に適用すれば観光管理にも有用である。特に制限が厳しい保護地域のためのカテゴリーIは、アクセスがほとんどもしくはまったく必要ない聖地を支えるのに適している。

一旦、観光客に注目されると、追加の規則の開発や適用が必要となる場合が多い。このような状況で開発された最近の規制には、行動やドレスコード、写真などに関するものがある。神聖性の程度に関わらず、写真撮影が許される場所を限定するのは全く珍しいことではないが、撮影する写真の種類の限定はあまり一般的な慣習ではない。オーストラリアのウルル(Uluru) (エアーズロック)の伝統的な保護者であるアナング族(Anangu)は、ウルル・カタジュタ(Uluru-Kata Tjuta)国立公園内の多数の場所の写真撮影を禁じている(ケーススタディ 12、添付2)。観光客は岩全体を写す写真のみ撮影が許される。この聖地の画像を利用しようとする業者からの申し出はすべて公園スタッフが審査する。

ゾーニング(ガイドライン2.5)も自然の聖地における観光管理に役立つ。

いくつかのケースでは、聖地管理者がコミュニティの生活を支援する手段として積極的に観光活動を促進している。慎重に行えば、これは有益となる可能性がある(ケーススタディ 5 カヤ)。自然の聖地とその関連文化に関する観光客の興味によって、地域の誇りが再燃し、聖地の地位が高まる可能性もある。

ケーススタディ 12 オーストラリアのウルル・カタジュタ(Uluru-Kata Tjuta)文化の尊重

オーストラリアの壮大な赤い一枚岩ウルル(Uluru)とそれに隣接するカタジュタ(Kata Tjuta)は、地元のアボリジニのアナング族(Anangu)にとって大きな精神的な意味をもつ。アナングの信仰制度は、砂漠の風景と密接に絡

¹⁰³ Ormsby 2007年

み合っている。ウルルとカタジュタは、ヨーロッパの探検家にそれぞれ「エアーズロック」と「オルガ山」に改名された後、オーストラリア政府によって保全と観光開発の対象とされた。1985年には、所有権がアナング族に返還され、330,000エーカーの国立公園(世界遺産)の一部として保護され、オーストラリア公園局と共同で管理されるようになった。

ウルル周辺の聖地の多くでは、観光客やカメラマンの立ち入りが制限されている。観光客が岩に登ることを回避するため、次の文書がウェブサイトに掲載されている。「アナング族は岩登りを禁じてはしません。しかし、アナング族の法と文化を尊重し、その重要性に関する教育や理解を通じて、岩に登らないことをあなた方自身が選択することを望みます。」

公園の写真撮影ガイドラインは以下のように定めている。

「聖地のイメージが撮影もしくは展示された場合、もしくは公園の自然と文化的価値や一般の意識・理解・享受を促進しない製品・サービスの宣伝のために公園が使用された場合、自らの文化が劣化するとアナング族は信じています。(中略)

アナング族にとって、ウルルの精神的な意義は大きなものです。たくさんの影響を受けやすい聖地がウルルと関連しています。これらの聖地を尊重し、ガイドラインにしたがってアナング族の信仰を尊重してください。地図1(添付2)には動画・写真撮影や写生を禁ずるウルルの場所と、その地点からウルルを撮影してはならない地点を掲載しています。ほとんどの場所には明確に標識が出ていますが、具体的に特定することや公に議論することが禁じられているために標識がない地点もあります。」

アナング族は公園の管理委員会の過半数を占めるほか、レンジャーや文化の通訳者として公園に雇用されている。彼らは、伝統文化法のジュクルパ(tjukurpa)に基づいて、公園の精神的、文化的、生態学的完全性を維持し、管理慣習を築き、自分たちの権利と知識の尊重を確かなものにしていく。

アボリジニへの聖地の所有権の返還とアボリジニの名前の回復、ウルルとカタジュタの神聖性の尊重の獲得は、観光収入の共有とアボリジニが所有する観光の開発という2つの側面における大きな前進である。これらの前進にもかかわらず、ウルル周辺の3つのアボリジニのコミュニティの社会的、経済的条件はまだまだ主要な課題として残っている。

(詳細は添付2参照のこと)

出所：<http://www.environment.gov.au/parks/uluru/vis-info/permits-image.html>

5.6 文化的利用

持続可能な利用を確保したら、文化的に価値の高い聖地内の動植物の配慮ある収穫もしくは配慮ある利用に不必要な介入をしない。共同資源評価と合意意思決定に基づくものとする。

儀式やその他の関連する目的のための自然の聖

地とより広範囲の保護地域の動物や植物種の選択的利用は、収穫が持続可能な環境の全体的な質を損なわない場合、許容されるべきである。多くの伝統的信仰制度では、式典や供物、祭事、神聖な建物の材料から儀式期間の自給自足のためといったさまざまな理由から、植物や動物の収穫を必要とする。時に必要な動植物が希少種であったり絶滅の危機にいたりするケースがあり、こうした場合は特に

問題である。

オーストラリアのノーザンテリトリーのディムル(Dhimurru) IPAで行われている、コミュニティが神聖視する絶滅危惧種のジュゴンやウミガメ、海洋哺乳類の自給自足的狩猟がこの一例である。この例では、ジュゴンやカメに対する主な脅威はコミュニティではない他のグループに由来している。ディムル土地管理社は、持続可能な収穫の手順を開発し、より広いコミュニティ（ケーススタディ 15ディムルIPA）を対象に動物の保全を促進している。伝統儀式に特定の種を利用することができないという問題を地域コミュニティが抱えている一方で、近隣の娯楽狩猟地において同じ種が狩猟され、不必要な確執が生じているケースもある。

植物や動物の収穫の伝統は、保護地域管理者と地域コミュニティの紛争の原因となるが、このような動植物種の選択的かつ持続可能な利用を許可するメカニズムを探る取組みが必要である。現在、この種の資源利用に関する意思決定のために参加型手法を用いた評価ツールが開発されている¹⁰⁴。商業的な目的のための種の利用は、急速に乱獲につながる可能性があるため、原則として禁止する必要がある。資源の利用許可においては、生物資源の選択的利用が広く生態系に与える負の影響可能性を避け、当該地域に特別な質が維持されるよう注意が必要である。

文化的に重要な種の選択的利用のメカニズムが機能し、それが持続可能であると証明されれば、保護地域管理者と地域コミュニティの間には信頼と自信が構築され、一般的な保護地域をめぐる紛争の減少に貢献する可能性がある。数多くの保護地域管理機関と地域コミュニティの間の資源利用協定には、公園資源の選択的利用が含まれている¹⁰⁵。

5.7 保護

過剰利用や汚染源、天災、気候変動影響、その他破壊行為や窃盗など社会に起因する脅威を特定、調査、管理、緩和し、自然の聖地の保護を促進する。予測不可能な天災および人災に対する災害管理計画を整備する。

自然の聖地に関する課題は多い。これらは、課題はそれぞれの状況に固有だが、土地利用の変化や人口圧力の増加、貧困や生活のニーズに起因する脅威などが含まれる。また、若い世代の地域文化や宗教への関心の低下という価値システムの変化もある。一方で、伝統やそれに関連する聖地への関心が定期的に復活することがある。さらには、その地域社会を構成する一部が民族的もしくは宗教的な理由により敵意を抱き、その結果、破壊されることさえある。場合によっては、故意の儀式妨害や神聖な動植物の伐採・狩猟、神聖な山々への登山が起きたり、意図的に儀式的な対象が汚されたり倒されたりもする。

多くの神聖な自然の聖地が危険にさらされている。用材や野生動物の違法伐採や資源開発活動の影響、ダムや道路建設の影響、墓や遺跡の略奪、部外者による侵害、敬意を伴わない観光、近隣の環境の劣化、伝統的住民が利用できる土地と資源の減少など、内外からのさまざまな圧力と脅威にさらされている。

環境の変化も自然の聖地に影響を与える可能性がある。望ましい管理をとるならば有益である環境変化（ウルルなど、Calma 2005年）もあるが、火災など聖地を損なう可能性がある問題（ギリシャのアトス山、Kakouros 2008年）の慎重な評価が必要である。保護地域では自然の聖地の状況分析を行い、直面している脅威と聖地の状態を記録することを（囲み9付属1の要約を参照のこと）勧める。この分析には、自然と人間が誘発する変化を緩和するための計画を含めるべきである。貴重な工芸品が見つかるような聖地では、地元地

¹⁰⁴ People and Plants Internationalによる植林など。添付8参照のこと

¹⁰⁵ たとえばWild & Mutebi 1996年など

域の尊敬と信頼の条件が変わった場合、または、外部からの新しい影響が生じた場合、聖地に対する配慮を改める必要があることがある。

現在、生物多様性と自然環境の新たな脅威として、気候変動の影響に関する懸念が多数表明されている。自然の聖地は、気候変動の影響に脆弱な生息域の断片であると同時に、気候変動影響緩和の潜在的な戦

略の要素でもある。自然の聖地に対する気候変動の影響の研究は、新しい重要な調査分野である。危急種のリストを整備したうえで、聖地管理者コミュニティと協働し、最も絶滅の危機に瀕している種の一部を聖地に関連する場所で域外保護することは、緩和活動の1つの分野である。このような作業は集中的な取り組みと多くの資源を必要とするが、他のオプションよりもコスト効果が高い可能性がある。

囲み9 グアテマラにおける聖地の計画策定と管理

ネイチャーコンサーバンス（TNC）のグアテマラ・プログラムでは、自然の聖地などの保護地域の自然と文化資源の管理を改善するための保護地域計画手法を開発した。TNCは、グアテマラ西部の高地でアティトラン（Atitlán）流域多用途利用地域の評価を実施し、その結論の一部は以下のようなものであった。

「アティトランの聖地に認められる劣化の主な影響は、景観の劣化、アクセスの制限、伝統知識・文化の全般的な損失であった。劣化の主な原因は、森林破壊、森林火災、不適切な廃棄物処理、先住民の権利の欠如、不適切な観光管理である。

方法論の最も重要なステップは、生物多様性と文化資源や聖地に対する重大な脅威の緩和の最も現実的な戦略の特定である。

この方法を使用して、グアテマラのアティトラン地域の計画策定では次の戦略を開発した。

- 伝統知識の研究、体系化、普及
- 先住民地域に展開する政府や非政府組織（NGO）、民間企業のスタッフの文化的感性の向上
- マヤの精神的教えの社会的受容の促進と聖地を訪れる観光客を対象とする規則規範の開発
- 保護地域の神聖性は、関連して開発される法令や管理計画の解釈、コミュニケーション素材の中で明示的にされるべきである。人々は、そこが地元コミュニティから神聖視される地であることを知るべきであり、またそれを尊重する必要がある。
- 聖地を含む保護地域の計画策定と管理への精神的指導者の参加を強化する。このために、以下の方法を提案する。
 - ▷ 通常の会合に精神的指導者を含めることに加え、さらに特別かつより詳細な会合を開催する
 - ▷ さらに望ましいのは、聖地管理者自身の会合と分析制度に特別テーマとして聖地の保護を含むよう地域の精神的な聖地管理者に依頼する
 - ▷ 保護地域管理の公式な組織に彼らを含める」

この計画策定と評価プロセスの詳細については添付1を参照のこと。

出所：ザ・ネイチャー・コンサーバシー・グアテマラ、Secaira & Molina、2003年

5.8 冒涇と再浄化

偶然もしくは故意の冒涇に対して自然の聖地を保護し、損傷された聖地の回復、再生、再浄化を適宜、促進する。

現在も自然の聖地は損傷され、冒涇されている。どの程度損傷しているかは明らかではないが、多くの聖地が脅威にさらされている。聖地の損傷の原因は、競合的利用や権力闘争、資源の圧力、文化的関連性の減少(囲み1 インドの神聖な森の損失参照)などである。自然の聖地に対するさまざまな圧

力を理解し、損傷を防ぐための支援を提供すべきである。聖地管理者の同意がある場合には脅威にさらされた聖地の全国的リストを作成し、その窮状を訴え、保護と回復への行動を刺激することができる。

また過去に被害が発生し、再神聖化された自然の聖地もある。モンゴルでは信仰を主体とする管理に戻すため仏僧が儀式を行った。モンゴルには地域の神と歴史的な管理の特徴を表す宗教的な文書が存在する聖地が多い。こうした文書の多くが再度持ち出され、管理のために利用されている(ケーススタディ 13)。

ケーススタディ 13 モンゴルの聖地の回復

モンゴルは伝統的に仏教国であるが、1924年から1989年の共産主義時代には暴力によって仏教が抑制されていた。この期間、何万人もの仏僧が殺され、事実上モンゴルの900すべての僧院と多数の神聖な経典が破壊された。共産主義時代が終わる1989年に残ったのは首都ウランバートルで唯一機能していた僧院だけで、モンゴル国内の僧院の図書室にはほとんど何も残っていなかった。

新しい問題に対する古い解決策

共産主義崩壊後、僧院は復活し、埋蔵されていた経典や僧侶などが隠し持っていた経典が多数発見された。これらの経典から、過剰放牧や狩猟、水不足、汚染、伐採、廃棄物を原因とする地方の環境悪化の反転という国家的な問題に刺激的な解決がもたらされた。

共産主義以前、世界で最も神聖な場所としてモンゴルの国民は自分たちの国を崇敬していた。思いやりの神である観音菩薩がその守護者である。土地全体に広がる数百の聖なる山や谷にはそれぞれ神聖である所以と崇敬の作法を記した聖なる文書がある。2002年には、新たに復活したガンダン寺の僧が宗教自然保護連合とWWFモンゴル、世界銀行の支援をうけて「モンゴルの聖地」と題する古代経典集(聖なる文書)を発行した。

モンゴルの聖地の復活

この文書は、共産主義下で抑圧されていた80の聖地の神聖な地理と儀式を説明したものである。現在までに7つの最も重要な聖地が再神聖化され、これらの聖地には地域の僧院コミュニティが奉仕している。モンゴルの伝統では、神聖な景観では石を立てて目印として、その地域の木々、動物を保護する必要性を示す。12ヶ月という短い期間のうちに、マーモットや猛禽類を含む野生動物の数が大きく増加した。長期的には、自然の過程を通じて植生や樹木も回復することが期待される。

聖地回復のプロセスの一部として、数百年にわたる禁猟の習慣(絶滅の危機に瀕しているユキヒョウやサイガ・アンテロプの禁猟を含む)をはじめとする伝統的な狩猟・伐採の禁止が復活された。この禁止は、古代仏教のすべての生命に対する同情の教えの表れであり、仏教徒による持続可能な天然資源管理を奨励するものである。モンゴル最古の保護地域であるボグドハーン(Bogd Khan)山も現在禁猟とされている聖地のひとつである。この山では800年前をさかのぼる12世紀に、ハーンの特別令によって最初に狩猟禁止が導入された。2003年6月に

は、ウランバートルに面する森林の保護に関する懸念に対応して、仏教界は山の側面に新しい観音様の彫刻を彫り、森林保全を強化した。禁猟による完全な保護下にあるもう1つの地域はハーンケンティ (Khan Kentii) 原生保護地域である。これは、面積120万haで国内の森林の10分の1をかかえた多くの希少・絶滅危惧の動植物の生息域である。

石を立てた目印と、それが象徴する意味を各地域の地方政府と遊牧民社会に影響力を持つ僧侶が支援したことによってこのプロジェクトは成功した。

出所：宗教自然保護連合ウェブサイト(www.arcworld.org)、

Introduction to Sacred Sites in Mongolia (著：Hatgin Sukhbaatar博士)

5.9 開発の圧力

開発の影響が波及する自然の聖地や先住民・地域コミュニティが生物多様性条約の開発活動影響の最小化のためのアグウェー・グー (Akwé: Kon) ガイドラインを支持している場合、総合的環境社会影響評価を適用する。

ほとんどの国で環境影響評価の制度が開発され、その開発計画策定に関する法令の一部として環境影響条項が統合されている。自然の聖地の場合、これらの評価手法を適用し、文化的側面など広い範囲を考慮したToRを確保することが重要である。一部の司法区域では、影響評価は原則として合意達成後に行われ、提案された開発の影響の緩和だけを目的としている。このような状況では、初期段階で自然の聖地の価値を意思決定者に通知するメカニズムを開発する必要がある。

生物多様性条約によって起草されたアグウェー・グー (Akwé: Kon) ガイドラインは、先住民や地域社会が伝統的に占有するもしくは利用する聖地や土地、水に関して行われる、もしくはそれらに影響を与える可能性が高い開発提案に関する文化的・社会的影響評価の実施のための自主的手順である。このガイドラインに準じれば、自然の聖地の生物学的価値と文化的価値の正確な評価が促進され、意思決定プロセスにこれらの価値の正確な評価を反映することができる。Akwé: Kon (発音akway goo) はモーホーク語で「創造におけるすべて」を意味する¹⁰⁶。

¹⁰⁶ モーホークは北米の先住民族

5.10 資金調達

適宜、自然の聖地の管理保護資金の適切な調達に十分に留意し、透明性および倫理、衡平性、持続可能性を考慮した収益創出・共有制度を開発する。世界の多くの地域で貧困が自然の聖地の劣化の一因であることを認識する。

自然の聖地の資金調達は繊細な問題だが、以下の方法で聖地管理に経済的価値が統合されていることが多い。

- 自然の聖地は、通常、神や祖先の霊、聖人、その他経済的なものを含む苦難の時期（経済的苦難の時期を含む）に頼る宗教的象徴と関連がある。
- 自然の聖地の精神的指導者は、経済的なものを含むコミュニティ全体の福利の責任も担っていることが多い。
- 自然の聖地への供物は現物もしくは現金が望ましいとされる。これは寺院や教会の献金箱と同様であるが、それよりは非公式である。
- 聖地管理者は、時には正式な報酬やコミュニティからの献金を受け、文化的・宗教的機能を果たす。

また、社会経済状況が変化しつつある自然の聖地については、より積極的な管理と保護が必要な場合がある。たとえば、観光客が増加すればガイドの増員が必要で、経済と社会動態の変化によってレンジャーをおく必要が生じることもある。ケニアのカ

ヤの長老たちは、生計の選択肢の欠如と貧困をカヤの長期的な維持に対する2つの主要な脅威(ケーススタディ5を参照)とした。

適切な聖地管理者と十分に協議する場合、聖地管理者は会合場所までの移動や研究、コミュニティ会議、保護地域のスタッフとの対話に貴重な時間を割くことになる。こうした費用を精算し時間を償うための配慮は適切であり、歓迎される。

貧困の拡大と資源の減少との関係を理解し、これを緩和することは過去30年間の主要な課題であった。これは、特に保護地域においては、資源利用を閉鎖し、同時に新しい生計獲得の機会を提供することができるために、複雑な課題である。保護地域は、資源と生活の一層の悪化を防ぐことができる。貧困に関する見解は文化間で非常に異なり、伝統文化の損失自体の価値は測りがたい。過去50年間の貧困と開発の議論は、西洋式の開発が最適だとしてきた。このために、多くの先住民や地域社会は往々にして開発の障害と捉えられてきた。現在、こうした見解は持続可能性や気候変動、環境の悪化に対する懸念の高まりによって幾分見直されている。

6 適切な国家政策の枠組みの中で自然の聖地の管理者の権利を尊重する

6.1 制度分析

伝統管理制度を理解し、こうした制度による自然の聖地の継続的管理を実現・強化する。現在、聖地管理者のいない自然の聖地については、遺産管轄機関などにより適切な管理が行われるよう調整する。

現行の管理制度の理解：

自然の聖地を治める伝統制度に基づくアレンジメントは多岐にわたり、常に保護地域管理者や政府

機関がこれを理解するとは限らない。時には、制度の管理者がすでに故人である場合や聖地管理者の氏族の主要な構成員が聖地のそばに住んでいない場合もある。自然の聖地の制度を理解し、新しい管理構造と関連付ければ、聖地に対する配慮と管理の改善が促進される。近年、社会調査や共有財産管理や制度の理解が進んだ。これらの制度の重要性に対する理解が深まった現在、保全コミュニティはこの知識を利用し、既存制度を認識し、共有財産制を反映した共同管理オプションの開発に取り組んでいる。

通常、保護地域管理機関との協働にあたっては多少の制度調整の必要がある。たとえば、オーストラリアのウルル・カタジュタ国立公園では、アナンダ族の法であるジュクルパとオーストラリアの自然保護法の双方に基づいて運営される管理委員会が設立され、日常の公園管理としての西洋文化はジュクルパに導かれている¹⁰⁷。ギリシャのアトス山でも同様の調整が行われており、管理委員会が設立され僧侶かつ生態学専門家の6名が研究業務を担当している(添付7)。

ますます多くの保護地域において、保護地域管理に関係者関与を公式に促すために管理委員会の構造が用いられている。これは、関係者関与(ガイドライン2.7)を求める生態系アプローチを法的に認めるものである。自然の聖地を治める幅広い制度に合わせて、保護地域管理機関が柔軟性を持つことが重要である。

規則は、ひとつの制度を規定する基本要素のひとつである。通常、聖地管理者制度は自然の聖地の管理の全側面に関する詳細規則と、アクセスと利用の制限を定めている。アクセスが許可されている場合、通常、行動が規則によって厳しく制限されている。出来る限り、自然の聖地に関する聖地管理者の規則を尊重・支持し、適宜、保護地域の規則に統合することが有用である。

¹⁰⁷ Calma 2005年

現在聖地管理者がない聖地のケア：

歴史的に神聖視されてきたが、現在は伝統的聖地管理者がない自然の聖地には、たくさんの管理上の課題がある。明確な聖地管理者の不在は地元の人々はその聖地を配慮していないことを意味するわけではなく、実際は、非公式に長期にわたって世話をされている聖地が多い。重要なのは、本当に有効な聖地管理者がいないかどうか確かめることである（存在するかもしれないが、容易に認識できない場合がある）。

いくつかの場所では、政府の遺産管理機関が重要と考える場合にこのような聖地の配慮・管理に乗り出している。また、異なる精神的なコミュニティが聖地の世話を引き継いでいるという例もある。たとえば、スコットランドのアラン島沖合のホーリーアイランド(Holy Island)は、長い間軽視されてきたキリスト教の聖地であるが、最近仏教コミュニティが管理を受け継いだ。非

常に古い聖地の一部は、現在、精神的価値に関する方針の有無に関わらず歴史的遺跡を管轄する政府機関によって管理されている。

6.2 法的保護

特に国立保護地域やその他の土地計画策定枠組の外にある自然の聖地に対する人的脅威および自然の脅威を低減する法、政策、管理改善を提唱する。

自然の聖地は、たくさんの脅威に直面しており、その多くが失われつつある。聖地にかかる負荷はさまざまである。法的に保護地域内とされている聖地は基本的に保護されているが、それ以外の聖地は大きな脅威にさらされる場合がある。自然の聖地保護のための適切な法制度を開発する取組みを地域の聖地管理者の支持を得て進める必要がある。

ケーススタディ 14 ブルガリアのリラ(Rila)修道院国立公園

リラ修道院自然公園は、キリスト教会(ブルガリア正教会)が設立したヨーロッパ最大の重要な保護地域のひとつであり、精神的・文化的価値と自然の価値が効果的に統合されている好事例のひとつである。

リラ修道院は、10世紀初頭の隠者Ivan Rilskyに設立された。おそらく、この由来が自然と修道院の「聖なる結びつき」が常に保たれてきた所以であろう。この修道院は広範囲にわたる資産を所有・管理してきたが、1947年には国有化され政府のものとなった。1998年にはこれらを正教会へ返還するための申し立てが始まり、2002年まで続いた。1983年、ユネスコがリラ修道院を世界遺産に指定した。

ブルガリアの人々にとっては、リラは国内で最も雄大な山の懷に抱かれた最も神聖な場所である。バルカン地域で2番目に大きい修道院で、その千年を越える歴史の間、常に人々に開かれてきた。修道院の周りには聖なる泉、創設者の聖なる洞窟、5つの庵などいくつかの「聖域」がある。現在、リラ修道院には小さな修道コミュニティが奉仕している。

リラ修道院は、何世紀にもわたってブルガリアの言語や文化、人々の意識を支える拠点だった。ブルガリアの最初の国史の本はこの地で書かれた。修道院にはバルカン地域で最も古く最も重要な図書館がある。

自然公園は健全な生態系を宿した1,000-2,700mの壮大な山の景観で、ほとんどが氷河を由来とする28の湖やブナ、オーク、国内最古のトウヒ林などで構成される。こうした森林には36の在来植物種(うち20種以上がこの地域でしか見られない)が生息する。栄養ピラミッドの頂点に立つオオカミとヒグマの生息数が十分であるなど、動物の多様性にも優れている。

リラ修道院国立自然公園は、2000年の環境水資源省の法令によって設立された。保護面積は約25,000haでそのうち19,000haが教会、3,600haが国の所有である。国有財産は、自然保護区として、教会の財産は自然公園としてともに手厚く保護されている。この周囲を国立公園が囲んでいる。

2003年には、管理担当者が参加する協議プロセスを経て、さまざまな専門分野の有識者で構成されるチームによって自然公園の管理計画が策定された。ゾーニングには宗教上の価値のための区分などが設定されている。修道コミュニティには少量が割り当てられているが、一般による狩猟や収穫は禁止されている。宗教・文化遺産の保全、自然構成要素の保護、天然資源や観光、自然観察、教育の管理、正教会と国家機関の活動の調整などが管理計画の主な目標である。自然とリラ修道院の結び付きを保証し、ブルガリアの精神・文化の中心地として地域の再生をサポートすることが重要である。

出所：国立森林委員会(リラ修道院国立公園に隣接する) www.bg-parks.net.

6.3 権利に基づくアプローチ

自然の聖地の管理アプローチを基本的な人権ならびに宗教と信仰の自由に関する権利、その他適宜、自己開発、自治、自己決定を尊重する権利に基づくものとする。

異なる精神的伝統がひとつの自然の聖地を共有している場合、異なる精神的伝統の聖地管理者の間に妥協が確立されていることがほとんどだが(Dudley 2005年)(ケーススタディ 11スリパダ・アダムス・ピーク)、希望に沿う崇拝の自由が許されていなかったり、自然の聖地へのアクセスが争われていたりする場合もある。自然の聖地を冒瀆することによって支配力を強め、外部の価値体系を強制しているケースもある。国連総会が1948年に採択した国連世界人権宣言は、信教の自由と信念を次のように定義している。

「誰もが思想や意識、宗教の自由の権利を有する。この権利は宗教又は信念を変更する自由を含み、単独または他のとの連携で、公的に又は私的に、教育や活動、崇拝、順守において宗教や信念を明らかにする自由を含む。」

2007年には、国連は先住民族の権利(添付3)に

関する宣言を承認した。3.9節の囲み2は自然の聖地に関する主要な記事や文書をまとめたものである。

また、IUCNも衡平性と持続可能性に配慮し、権利に基づくアプローチを用いている。IUCNは、「自然の完全性と多様性を保護するために世界中の社会に影響を与え、促進し、支援し、いかなる天然資源の利用が衡平で生態的に持続可能であることを保証する¹⁰⁸」ことを使命としている。

保護地域スタッフは、十分な訓練を受ける必要があり、自己の信仰以外の信仰を尊重しなければならない。

6.4 聖地管理者の権利の保証

国の保護地域枠組の全体において、聖地管理者による自然の聖地の自主的な調整・管理権の認識を支持し、それに衝突する優勢な価値による侵害から保護する。

自然の聖地の保全改善の取組みにおいては、聖地管理者の自立性の維持が重要である。特に自然の聖地を含む新しい保護地域ネットワークを開発する場合、あらゆる努力をし、聖地管理者の管理権が認められていることを保証することが望ましい。多く

¹⁰⁸ <http://www.iucn.org/en/about>

の伝統社会にとって、地域社会の将来は自然の聖地と切り離せない。

地域社会および先住民社会は、保護地域に指定されることの利点をますます認識し始めている。先住民グループは、自身が伝統的に保護してきた地域を保護地指定するよう政府に提案している。たとえばオーストラリアでは、「先住民保護地域」(IPA) (ケーススタディ 15) が最近開発されている。これらの先住民保護地域は、生物学的・文化的な利点があるだ

けでなく、重要な社会的な利点がある (囲み4参照のこと)。

優勢な価値制度が自然の聖地の管理者に課されている事例もまだあり、時に破壊や損傷が発生している。ガイドライン6.3で議論した世界人権宣言の精神をもって、各国政府は自然の聖地とその管理者を外部の価値制度の脅威から保護するために努力すべきである。

ケーススタディ 15 オーストラリア、アーネムランド北東のディムル(Dhimurru)先住民保護地域(IPA)

ディムル(Dhimurru)先住民保護地域(IPA)は、オーストラリアのアーネムランド北東、アボリジニの土地にある。ディムルIPAに周囲を囲まれたヌーランボイ(Nhulunbuy)の町は、神聖なヌーラン(Nhulun)の丘のふもとに建てられた鉱業の町で、その名は神聖な丘にちなんでいる。ヌーランのケースは異文化学習促進の望ましい事例で、土地の権利を促進するための聖地の重要性を示唆している。

ヨルング(Yolngu)の人々は、祖先に対する精神的な義務にしたがって土地管理を行う文化的責任を担っている。この土地管理方法は、非常に古い時代からこの地におけるアボリジニの存在を支えてきた。ヨルングの価値をより深く理解することは、rom (法律/儀典)、manikay (歌/祝典)とMiny'tji (芸術)の関係を通じて守られる神聖な土地との文化的な結び付きを理解することである。

ディムルIPAの自然と文化遺産の価値は、ヨルングの人々の文化的世界観で管理されるため、決してひとつを取り出して個別に扱われることはない。常にヨルングの視点から土地管理アプローチがとられるが、ディムルはIPAのユニークな自然遺産を理解するさまざまな方法を促進している。このため、独自の"双方法"管理のアプローチが公園やノーザンテリトリー野生生物局との間に確立されている。

ディムルは管理責任を専有する先住民が政府や非政府組織と生産的パートナーシップを交渉し、その責任を行使することを選択し、合同管理に代わる形態をつくった事例である。

自然への深い理解と豊かな文化を持つヨルングは、1935年までヨーロッパの価値観にさらされたことがなかった。驚くことではないが、IPAの自然と文化的価値への影響のほとんどが外の世界からの圧力によってもたらされてきた。ヨルングの土地にアルミ鉱山が設立されたことから、ヨルングの間に自分たちの土地と訪問者の福利に対する懸念が促され、その後ディムル土地管理社が設立された。

ディムルIPAの特徴はユニークな沿岸動植物で、ウミガメとジュゴンがヨルングの文化的関心の対象である。ウミガメは世界のほとんどの地域で減少している。このため、ディムルでは、他のモニタリング調査から学び、生息数の回復を助ける管理慣行を確立した。ディムルの管理慣行は、(許可制とパトロールを通じた)生息域保護や漁業におけるTEDs (カメの混獲を防ぐ機器)の使用の提唱、伝統的な卵収穫とカメの持続可能性(海洋管理計画

を通じて)支援などである。

ノーザンテリトリーでは、アボリジニによる神聖な地の管理は法律によって支援されている。アボリジニ地区保護局(AAPA)は、1989年のノーザンテリトリーアボリジニ聖地法に基づき、伝統所有者によって通報された聖地の登録および記録を管理する政府組織である。また、AAPは聖地の法的保護の責任も有し、聖地に関連する紛争解決を支援する。残念ながら、このような紛争はまだ発生する。1931年にアボリジニ保護区として宣言され、アボリジニの土地権法1976年(以下ALRA)に基づいて登録されたにもかかわらず、アボリジニの文化に対する一般的な理解や尊敬がオーストラリアの現代社会にはまだ不足している。

ヌーラン(ヌーラン展望塔)の土地の権利の歴史：ヌーランは、その3方を4,000人を超える住民が住むヌーランボイの町に囲まれた自然の丘である。この地は、初のアボリジニによる伝統的な土地所有権の法的請求と最終的にアボリジニの土地権法(1976年)の設立につながった慣習法の焦点であった。したがって、この聖地が損傷したために土地権利の戦いが始まったともいえる。Galtha Bunggulとして知られる抗議会合が損傷したこの地で開催された後、1963年にヨルングの人々は「権利証書」文書を樹皮絵画(一般的に「樹皮申立て」として知られる)に貼り付け、下院に発表した。樹皮が用いられたのは土地の神聖性を特に強調するためである。

伝統的に、ヌーランはヨルングの人々がごちそうとする野生の蜂が作る野生のハチミツ(シュガーバグ)の母体生誕の地である「シュガーバグ」の夢に関連する聖地とされている。ヌーランは、1989年のノーザンテリトリー聖地法の登録聖地であるが、ジョギングをしたり、犬の散歩や夕日を楽しむ住民の娯楽エリアとしても利用されている。周辺の土地を見下ろす鉄鋼の時計塔(ヌーラン展望塔)には舗装道路が整備され、自動車によるアクセスが可能になっている。ディムルはその大きな成功経験から、和解と異文化理解を達成する効果的な方法を開発する重要性を認めている。

ディムル出身のオーストラリアで最も有名なアボリジニのバンド、Yothu Yindiはオーストラリア社会の主流の最前線にアボリジニの文化や土地の権利の認識などを呼びかけ、「条約」や「部族の声」、「主流」などというタイトルの曲をヨルングの言語と英語で制作している。彼らは、世界的にも知られ、海外ツアーも行い、世界の先住民団体との関係を確立し、Yothu Yindi財団を形成している。

展望塔には聖地の文化的・精神的価値と土地の権利運動の重要性を説明した文化的解釈に関する標識が立てられている。この標識はヨルングの信仰や観光客にとっての価値を解釈し、和解と文化理解を促進する戦略の例である。

ヌーランはヨルングの人々にとって大きな文化的意義をもち、今でもこの地ではヨルングの儀式が行われている。最近では、2007年5月1日に1969年のGaltha Bunggulの再確立の儀式が行われた。

ヨルングの土地所有権が法的に認められたにもかかわらず、この権利の認識に関する外部と争いは未だ続いている。土地への不法アクセスと聖地損傷の可能性をゼロにするために、ディムルは許可制度を管理しているが、この許可制度が争議の中心になっている。解釈の標識は断続的に破壊されているが、ヌーランは継続的に国民を教育するニーズを示す興味深い例である。

土地との文化的・精神的な結び付きを法的に認めれば、聖地管理者の聖地の健全性に関する懸念の解決が促進される。

まとめ

文化全体の保持：聖地は、陸と海洋が織りなす豊かな文化伝統の一部であり、陸と海の管理に関する伝統的な責任を執行するために利用することができる。法律や歌、芸術、儀式などの文化概念は生きている文化の一部として扱われるべきである。

聖地を適切に管理する聖地管理者や管理責任をもつ人々のエンパワメント：効果的な法的措置を通じて、地域の伝統所有者への配慮と彼らの懸念への対応を保証する。ヨルングの権利を主張し、外部の人々の教育を維持する必要は明らかである。文化的儀典と知的財産権は、聖地とそれに関連する文化的・精神的価値を考慮すべきである。これは外部の科学者や事業者や企業などにとって重要である可能性がある。

聖地へのアクセス：ゾーニングと許可制度に基づき、規制されることがある。これらは平行して利用でき、相乗効果をもたらすことがある。特に、ゾーニング制度は文化と自然の価値を保護する良い方法である。

適切な媒体・コミュニケーション：文化的に許容可能で有効な媒体とコミュニケーションの手段を検討する。静止画や動画の利用は効果が非常に高い。このような媒体は、既存の情報システムにリンクすることができる。要望や他の組織や機関に対する権利を伝達する。ヨルングの信仰や観光客にとっての価値の解釈を通じて、和解と異文化理解を促進する。これは、土地と海洋を利用する他者との良好な協力関係の確立に特に有用な可能性がある。

文化的・精神的価値および聖地の管理に関する経験の交換：ヨルングの人々は聖地の管理の豊富な経験を持つ。これは他の人々にとって貴重な教訓となりうると同時に、他の人々の経験からヨルングの人々が学ぶこともあるだろう。

著者：Dhimurru Land Management Aboriginal Corporation.

6.5 土地所有権

自然の聖地の管理者の土地所有権に影響を及ぼす方法で自然の聖地が政府もしくは民間の保護地域に統合される場合、このような権利の委譲のオプションおよび聖地管理者が土地所有権を長期間確保するためのオプションを追求する。

過去20年間に、保全機関と地域社会の間の管理責任の共有は進化してきた(ケーススタディ 12ウルル)。これらは協働管理やコミュニティ管理というガバナンスの形式を取る。また、こうした取組みは土地所有権の

民主化に向けた働きかけによっても促進されている。たとえば土地所有権の改革はアフリカ30ヶ国で行われており、その多くが土地管理の地方への移権に向かっている¹⁰⁹。これらの改革は、効率改善や地方住民のエンパワメント、民主主義を促進することを目指している。コミュニティベースの管理を先導してきたタンザニアでは、「団体個人」所有権というカテゴリーが設立され、村による管理利用が認められるようになった。タンザニア森林養蜂局は、全国規模でコミュニティ主体の森林管理を推進してきた。2006年までに、382以上の村の土地森林保護区が宣言・公示された¹¹⁰。これは200万ヘクタール以上(国の公有地の10.2%)をカバーする

¹⁰⁹ Wily 2003年

¹¹⁰ FBD 2006年

規模で、1,102村にわたる。村の森林保護区のうちかなりのものが自然の聖地である、もしくは自然の聖地を森林の中にもっているため、この取り組みはコミュニティ管理による全国的な自然の聖地の長期にわたる保護を支援しているといえる。

旧ソ連だった数ヶ国を含む（ケーススタディ 13 モンゴル、ケーススタディ 14 リラ参照のこと）多くの中央集権経済国において、コミュニティが国から自然の聖地管理を取り戻してきた。たとえばモンゴルでは、1927年から1989年の仏教の抑圧によって、

何百という僧院が破壊され、伝統的な管理体制が放棄された。その後、数多くの自然の聖地が過剰搾取された。過去18年間に国内の推定800の自然の聖地を回復するための取り組みが行われてきた成果として、その多くが地域の聖地管理者の管理下に戻った。一部の聖地は国家レベルで承認され、「国立自然聖地」の位置付けを獲得している。

さまざまな地域で、多くのコミュニティが自然の聖地を認め、保護を強化するために前進し始めている。

ケーススタディ 16 世界初のビルカノタ(Vilcanota)スピリチュアル・パーク

20,945フィート(6,372m)を誇るアンデス山脈のアウトサンガテ(Ausangate)山は、ペルーのケチュア族にとって重要な神(アプ(Apu))である。この聖なる山をめぐる長年の紛争の後、2004年12月に世界初のスピリチュアル・パーク、ビルカノタ・スピリチュアル・パークとしてビルカノタ山とビルカノタ山脈は指定された。

ビルカノタ山脈はペルー南部クスコの近くに位置し、その469の氷河は、アンデス高地の渓谷群と東の低地のアマゾンの熱帯雨林に豊富な水をもたらす源となっている。この水は、非常に多様性に富む生き物と複数の偉大な文化を維持してきた。アウトサンガテ山は、インカを含むペルーの歴史上の多くの文明において神聖視されてきた。

今日では、ケチュアの先住民コミュニティのケロ(Q'eros)は、保護すべき神の山としてビルカノタ山脈の山々を信仰している。ケチュアのシャーマンであるAndres Apaza氏は、「山と母なる地球は、生命と作物、牛、牧草地や避難所を我々に与え、人生の祝福を我々にもたらす」という。毎年6月に開かれる、命を与えるアウトサンガテの氷河を祝うQ'olloy Rit'l（雪の星）の祭りの期間中には、およそ5万人が巡礼に訪れる。いつこの祭りが始まったか誰も知らないが、カトリックの導入により、イエス・キリストとアプの双方を讃えるために十字架が山に運ばれ雪の中に捧げられるようになった。

シャーマンが率いるケロは、何世紀にもわたって、私たちが今日順応的資源管理と呼ぶものに相当する祭祀を実践してきた。この慣習によって、現在まで生態系が保護されてきた。しかし、これらの文化伝統にもかかわらず、資源開発や氷河の溶解をもたらす温暖化、年間数十万人の観光客の流入がこの地域を脅かしている。さらに、影響を受けやすいアンデス高地での牛の放牧や伐採、採鉱が増加したことで、これまで小規模地元農家がおこなってきた土地管理が大規模な外部利害関係者の手にわたった。地域社会は外部からの圧力に対応するために生計と生活の変更を強いられている。

こうした課題に直面して、ケチュアの人々は政府の支援で世界初のスピリチュアル・パークを設立した。これは、この地を正式に自然の聖地をとともなうコミュニティ保護地域として認めるもので、直接コミュニティとその文化の利益になるものである。ビルカノタ・スピリチュアル・パークの重要性は、その考古学的な意義と南米の生態系の多くを内包する大山塊にある。在来種のジャガイモ1,000種を含む生物多様性のホットスポットを保護している。

ビルカノタ・スピリチュアル・パークは、地元の人々による福利の概念(図3および4)に基づいた貧困削減を目標とし、保全と農業生物多様性活動における先住民・伝統管理を重視している。また、このパークは地域の脆弱な生物多様性も保護する。コミュニティ主体のケチュア・アイマラ組織Asociación Kechua Aymara para Comunidades Sustentables (ANDES)のディレクター、Alejandro Argumedo氏は、「地域住民による自主的保護対策の一環として一部地域のアクセスを制限することで、自然の聖地は効果的かつ効率的な方法で生態系とユニークな生物多様性を保全し、アンデスの劣化した景観回復にとって重要な生物資源の保管倉庫となる。」と述べている。ビルカノタ・スピリチュアル・パークの伝統的管理は、ペルー・アンデス地域における将来の特別保護地区のモデルとなるよう設計された。

出所：A.TindallによるSacred Land Filmプロジェクトより引用。A. ArgumedoとK. Mazjoubにも謝意を表す。

6 結論

人類が地球に非常に大きな負の影響を与えているという認識はますます広がっている。我々は、遺伝資源の喪失や野生動物の生息域の縮小、前例のない速度での生物多様性の消失、漁業資源や森林の枯渇、水不足、土壌や農地の減少、多くの影響が懸念される地球規模の気候の乱れなど多くの問題に直面している。同時に、言語や信仰制度、伝統的価値観などの世界の豊かな文化の多様性も深刻な危険にさらされている。自然の聖地は文化と生物多様性が結びつく場であり、こうした聖地を理解し、保護するための連携は地球の貴重な生物学的・文化的モザイクを保存するための運動を強化する。

法的に保護地域として指定された土地や水域の急速な拡大は、地球上の生命の保護のための取組みが普及していることを示す明るい指標である。この動きによって、自然の聖地を含む先住民その他の伝統的な土地が保護地域システムに速い速度で統合されてきた。私たちは、多くの事例において土地と水が数千年にわたって管理されてきたこと、そしてこの古代からの人間の世話をを行う衝動の中核には、

自然の聖地と自然への畏敬の念が往々にしてあることを忘れてはならない。

先住民コミュニティから主流信仰まで、また、各国政府から世俗的な団体までほとんどの人が自然の聖地に関心を抱いている。自然の聖地とそれに関連する文化的団体は自然との多様かつ深い関係を持ち、ほとんどが互いを尊重しあい生命を肯定している。そしてこの関係性には、人類が地球との健全な関係を復元するために育てなければならない種(たね)がある。伝統的な知恵には、人間が自己の行動に責任を持ち、人間にとって最も大切な場所を保護することを呼びかけるコミュニティの価値観が含まれている。

自然の聖地の管理者との間で敬意をともなうパートナーシップを構築する保護地域管理者は、自然の聖地という特別な場所の維持および効果的な管理について重要な役割を果たすことができ、それは全人類のために自然と文化の持続可能な保護を保証することにつながるであろう。

添付 1

保護地域内の自然の聖地の計画策定： グアテマラ西部高地で学んだ教訓と生物多様性の方法論の改良

著：The Nature Conservancy（グアテマラ）Estuardo Secaira、
Maria Elena Molina

概要

世界の多くの保護地域は、その文化遺産と生物多様性の保護を行うようデザインされている。The Nature Conservancy (TNC) は、特にグアテマラなど豊かな先住民の歴史が現在まで継承されている国において、文化遺産と生物多様性の双方の保護に努めている。

TNCグアテマラ・プログラムは、TikalやMirador、Piedras Negras、Yaxhaを含む数百の考古学的重要地を含む熱帯森林と湿地およそ150万ヘクタールをカバーするマヤ (Maya) 生物圏保護区の大規模計画に参加してきた。これに続いて、TNCは文化省の要請によりティカル (Tikal) の管理計画を支援した。ティカルは最大級のマヤの都市で世界遺産に指定されている。

この計画策定にあたっては、文化的地域、地域、区画、地点、建造物、移動可能物で分類される有形文化財を対象として含めるために、TNCの保護地域計画策定方法論を改良した。この改良の後、グアテマラ西部高地の2つの都市公園の管理計画を開発した。この両ケースにおいて、自然の聖地は先住民によって保護の対象として選定された。人類学者との複数回にわたるワークショップを通じて、文化的価値、精神的価値、伝統知識と利用、社会制度とスピリチュアリティ（宇宙観、儀礼慣習、聖地を含む）、集団記憶、文化伝統と慣習に分類される無形文化財を対象として含めることについてのフィードバックを得た。

計画策定の方法論には、自然保護の目標の実行可能性分析、有形文化財の対象の統合性分析と無形文化財の重要性分析が含まれる。これらの分析で、対象の長期維持に向けた主要な保護要素と指標、ランキングを特定した。その後、戦略の特定と優先順位付けのために、主要な脅威と機会が特定された。

管理計画の開発は、主要なコミュニティの関係者との数々のワークショップと現地視察を通じて行われた。この経験から、保護地域管理の中に自然の聖地を含めることは実行可能であること、また地域住民は自分たちが継承してきたこのような自然・文化遺産の保護に非常に関心を持っていることが実証された。

はじめに

世界の多くの保護地域は、文化遺産と生物多様性の保護を行うようデザインされている。これまでTNCでは、保護の取組みのための戦略的計画策定の手法とツールと開発に大きな成果を達成してきた。しかし、これらの手法やツールは、もともと生物多様性の保護を目的として設計されたものであった。

TNCグアテマラ・プログラムは、マヤ生物圏保護区の大規模な計画策定に関与した。この保護区は複数の保護地域と多目的ゾーンで構成され、El MiradorやNakbé、Tikal、Uaxactún、Piedras Negras、Rio Azul、Yaxhá、Nakum、Naranjo、Topoxtéを含む数百の考古学的重要地と野生生物を

誇る熱帯林と湿地150万ヘクタールを保護するものである。TNCが支援したこの保護区の2001年～2006年のマスタープラン策定においては、生物多様性の目標の包括的な分析を実施し、2つの文化的目標を含めた（考古学的地区と生きている文化）。

この2つの文化的目標の包含を受けて、文化省は我々に最大級で最も印象的なマヤの都市のひとつを保護するティカル国立公園の管理計画策定の支援を要請してきた。この国立公園は、文化と自然を認められた初の複合遺産（現在でも世界に23物件のみ）である。この取組みにおいて、有形文化財目標を含めるためにTNCの現在の生物多様性のための保護地域計画策定方法論を改良する試みを行った。

主に考古学サイトなどの有形文化財対象を含めるために必要な改善点をまとめるために、計画策定の方法論に関する徹底的な文献調査と考古学者や人類学者、自然保護専門家との複数回にわたる会合を行った。そして、ティカル国立公園マスタープランの計画策定プロセス自体が最終テストとなり、そこでコンセプトの最終調整と有効な活用が行われた。

またTNCは、聖地と生きている先住民文化が景観の基盤をなすグアテマラ西部の高地公園の都市公園のマスタープランの設計にも関与した。

無形文化財対象を含めるよう方法論を改善するにあたって、人類学者と複数回にわたる会合を持った。もっとも包括的な試みであったのは、グアテマラ西部の保護地域であるアティトラン（Atitlán）流域多目的保護区の2006年～2010年のマスタープランの開発であった。2005年のこのマスタープランの開発においては、生物多様性活動と経済活動に有形文化財と無形文化財の目標を包含した。次ページ以降、TNCの方法論と、特に自然の聖地に関連して有形・無形の文化財対象のためにその方法論を各ステップを改良したかについて説明する。

保護地域計画策定の方法論

TNCは、プロセスを戦略的に定義し、生物多様性目標に対する大きな脅威を和らげる効果的な行動の優先順位を決定するために、保護地域計画策定（CAP）方法論を開発した。このプロセスは、5Sとして知られ、次のステップで構成される（TNC 2000年）。

- **システム**：ここではTNCの保護活動の生物多様性目標を定義する。生態系や生態コミュニティ、種や種の集団などが考えられる。
- **実行可能性分析**：これは対象の長期的保護を左右する主な生態学的特性の定義付けを通じて、対象の保護の状態を測る試みである。生態学的特性は大きさと状態、景観のカテゴリーで分類される。
- **ストレス**：主に人為的介入によってもたらされる対象への生態学的・文化的ストレスを指す。生息域の破壊や劣化、分断化などがこれにあたる。
- **ストレス源**：生物多様性の目標に影響を与える生態学的ストレスと自然の聖地に影響を与える文化的ストレスの原因を指す。
- **戦略**：対象に最も深刻なストレスを引き起こす源として定義される最も重要な脅威の緩和に効果があると思われる一連の行動の定義で構成される。
- **成功**：保護戦略の進捗と保護対象の状態に照らして、最も効果的に保護努力の成功もしくは失敗を測る指標一式の選択を指す。

このCAP方法論では、確固たる科学を基盤とする計画を策定するために、最も完全で最新の科学的情報の利用を強調している。プロセスは柔軟で、一連の会合を通じて少数の技術者によって行うことも、ワークショップや地域との協議を通じて多数の人と関係者を含むことも可能である。文化財対象を含むために、5S方式は以下のように拡大・改善された。

- **文化財対象**：特徴、属性および／もしくは管理ニーズに基づき、個別もしくは関連するものとあわせた保護地域の設立が正当とされる根拠となる文化的資産を指す。文化財対象は有形または無形に分類される。

有形文化財対象

考古学や歴史的に重要な地域、エリア、区画、地点、建造物および特定の地域の文化の発展の過程において創出された物体などの物理的な資産を含む。一連のカテゴリーが提案されている (Molina他 2003年)

- **文化的地域**：連続性や継続性、文化的歴史的継続性が関連する共通の文化的特性をもつ大規模な地理的領域。例：メキシコ西部からコスタリカ西部に至るメソアメリカ地域。ここではいくつかの文化的なグループが基本的な主食作物（トウモロコシ、豆、カボチャ）や20進法、非常によく似た太陽暦と太陰暦を共有している。
- **文化的エリア**：より具体的な文化的特徴を共有し、歴史、民俗学や文体が関連する区画群。例：メソアメリカ地域のマヤ地域。マヤの全30言語が共通の起源を有し、共通の文法要素と語幹をもつ。
- **文化ゾーン**：過去に同一の政府によって統治され、歴史および政治が関連する地理的単位。例：Piedras NegrasおよびYaxchilán考古学ゾーン。ここではいくつかのマヤ文明の遺跡が建築様式や陶器のスタイルなどを共有している。
- **ユニット／文化サイト**：歴史的、文化的、考古学的価値をもつ重要な事象の場所、占拠や先史時代の活動や歴史的な活動、建物や構造体またはこれらの組み合わせ。人間の集落（様々なサイズの）、都市、町、村、考古学的重要地、先史時代の地点、墓地や聖域などと一致することがある。例：Tikal、Teotihuacan、Pompeii
- **グループ、セクター、グループ化した建物と建造物**：アクロポリスや街区、考古学的複合体、周辺部や都市の中心、宗教的区画、居住区、生産区画

など歴史的な時代に建てられ、機能した建物や建造物。例：TikalのNorth AcropolisやペルーのSan Francisco de Lima宗教建造物群

- **建物・建造物**：国内、民間、軍事/防衛、生産、輸送、娯楽活動などに関連しその中で人的活動が行われる個別の建物・建造物（住宅、寺院、宮殿、ホテルなど）。その他、橋、歩道、水路、壁やトンネルなどがさまざまな機能を行うために建てられた構造物。
- **移動可能な文化財**：簡単に移動できる、もしくは容易ではないが移動できる比較的小規模な文化財。前例に示したように、重要な歴史的、芸術、民族学、古生物学、考古学、技術的価値を持ち、密接に自然的社会的環境に結びついている。彫刻、装飾漆喰、石碑、まぐさ、絵画、食器、壁画とペトログリフなどが含まれる。
- **歴史的文書**：特定の文化地域、文化エリア、文化ゾーン、地点の研究とそれに対する介入がまとめられたすべての印刷物もしくは記録物。これらは、特定の文化財対象の知識・管理に非常に重要である。

無形文化財対象

「無形遺産」は、文化遺産の一部として認識されているコミュニティとグループに関連する知識と技術および慣習、表示、表現を指す (ユネスコ 2003年)。無形文化財対象は、コミュニティやグループが保護を希望する要素として選ばれた特定の慣習と表現である。これらを望ましく規定するために、特に自然や保護地域に関連するカテゴリーが提案されている。

- **無形価値**：地域や景観に人間が関連付けるさまざまな価値。これらの価値は、スピリチュアル、娯楽、アイデンティティや存在に関するもの、芸術、審美的、教育、科学（研究およびモニタリング）、平和やヒーリングに関するものであることがある (Harmon & Putney 2000年)。
- **自然に関する地域の知識と慣習**：自然のプロセスの管理と彼ら自身の生き残りを確保するため

に、特定の文化的グループやコミュニティが千年以上にわたって開発してきた民族生態学的知識

- **社会制度：**自然と文化遺産の保護・管理の基盤となる社会組織の形態。グアテマラの Totonicapán コミュニティ森林やチベットやインドの神聖な森の慣習法制度のように、世界中で多くの景観の保護に成功してきた制度がある。
- **スピリチュアリティ：**先住民の宇宙観から組織的宗教までのスピリチュアリティの形態の実践。保護の根本的な価値を形成し、火山や山の山頂、渓谷、川岸、ラグーンなどの自然の聖地で行われる。こうした自然の聖地の多くは、保護地域に位置し、その管理は往々にして近隣コミュニティにとって重要である。これを踏まえ、保護地域管理者は管理責任の共有の重要性を認識する必要がある。
- **集団記憶：**世界中のコミュニティと人々の文化遺産の一部をなす歴史的事実や神話の根拠。これらの事実と根拠は特定の地点に関連するもので、その一部は現在保護地域内にある。
- **伝統：**この広範なカテゴリーは、上に含まれないすべての文化慣習のうち保護景観もしくは保護地域に密接な関係をもつもので構成され、言語、音楽、ダンス、演劇、料理、祭りや伝統的なゲームなど多くの文化的属性を含む。

グアテマラ西部の高地のアティトラン流域多目的地域は自然、有形無形文化財の例を以下に示す。

表1

| 実行可能性分析 | 完全性分析 | 重要性分析 | 重要性分析 |
|---------|---------|---------|-------|
| 自然対象物 | 有形文化財対象 | 無形文化財対象 | 聖地 |
| 大きさ | 概念的意義 | 対応 | 対応 |
| 状態 | 物理的条件 | 伝達可能性 | 物理的条件 |
| 背景の景観 | 社会・自然背景 | 背景 | 背景 |

- **概念上の背景：**由来する時代、その正当性、古さ、それが伝える情報と意味の社会文化的価値を反映する程度

対象生物多様性：

- 広葉樹林
- 混交林 (松、オーク)
- 高地針葉樹林
- 耐乾性群集
- アティトラン湖流域
- Madre Vieja と Nahualate 流域
- ツノシャクケイ

対象文化財：

- マヤ遺跡
- 植民地、共和国時代の土地に特有の建築
- マヤと植民地、共和国時代の移動可能物
- 聖地
- 口承歴史、伝統的な知識・慣習
- コミュニティの価値と組織
- 景色や娯楽の価値

保護状態の分析

もともとの手法には、対象自然の実現可能性分析が含まれており、これは対象生物多様性が長期的 (約100年) に継続される確からしさの定義を目指すものである。この分析では、対象の長期生存のための主要な生態学的属性および指標、認定のためのランキングを特定する。

方法論の改良により、文化遺産に対応する概念が定義された。有形文化財対象については以下の分析カテゴリーが定義された。

- **物理的条件：**以下に基づく要素の当初の状態と現在の状態の比較
▷ どの程度当初の状態に近いか

- ▷ どのように断片化されたか（範囲、程度、建築要素の数）
- ▷ どのように変化によって空間的レベルで変わったか 妥当もしくは妥当でない追加および階層化など
- ▷ どのようにその材料と形状が劣化しているか
- **背景**：自然的社会的環境に基づいて、文化財対象の保護もしくは劣化に貢献するもしくは悪影響を及ぼす自然および/または社会的要因を含む。

対象無形文化財のカテゴリーは、以下のように定義される。

- **対応**：無形文化財対象が現存する地域やグループにとってどの程度機能しているか、その由来

の原点となる思想にどの程度対応するか。

おそらく、その意義は変わっているが、現在のコミュニティにとってもいまだ有効であるだろう。

- **伝達可能性**：無形文化財対象の知識と慣習の伝達のための効果的なメカニズムの存在
- **背景**：無形文化財対象の保護に貢献する、もしくはしない背景要素。無形文化財に関する法律、制度、社会の枠組みなどが最も重要な要素である。

聖地には有形無形文化財が混在しており、その分析には対応、物理的条件、伝達可能性、背景の4つのカテゴリーが必要である。

表2

| ランク | 概念 |
|-------|--|
| 非常に良い | 最適な変動範囲内で指標が機能しており、維持管理介入を必要としていない |
| 良い | 許容範囲内で指標が機能しているが、ある程度の維持管理介入が必要 |
| 普通 | 許容範囲内の変動であるが、維持管理介入が必要 |
| 悪い | 許容範囲から大きく指標が離れ、長期にわたりこの状態にある場合対象の回復もしくは消失の回避が実質困難である |

表3

| カテゴリー | 指標 | 悪い | 普通 | 良い | 非常に良い |
|-------|--------------------------|-------|--------|--------|-------|
| 物理的条件 | 自然の状態を保護し清潔な聖地の割合 | 30%未満 | 30～59% | 60～89% | 90%以上 |
| 対応 | 最近の儀式的使用の証拠が見られる聖地の割合 | 30%未満 | 30～59% | 60～89% | 90%以上 |
| 伝達可能性 | 聖地でのマヤの式典参加者における40歳未満の割合 | 10%未満 | 11～30% | 31～50% | 50%以上 |
| 背景 | 公式な保護を受ける聖地の割合 | 25%未満 | 25～50% | 51～75% | 75%以上 |

指標は各要素について特定し、表2に示したランクにしたがって評価を明確にする必要がある。

表3は、アティトラン流域多目的保護区の聖地の重要性分析である。

脅威の分析

これは、保護対象の破壊や劣化を引き起こしている最も重要な脅威の特定を指す。より客観的で望ましい分析を実行するため、脅威を以下2つの要素で分析する。

- **ストレス**：対象に対する生態影響。生物多様性対象へのストレスは生息地の破壊や劣化をもたらす。文化財対象については劣化作用と呼ぶことを専門家は好む。劣化のストレスや効果は、その程度と範囲の基準によってランク付けされる。
- **ストレス源**：ストレスの人的原因や自然の原因。ストレス源は、農地の拡大、乱獲、相容れない林業や牧畜の慣習、インフラ開発、鉱業などさまざまである。文化財対象についても劣化の原因という同様の概念が形成されている。ストレス源もしくは劣化の原因は、その影響度と不可逆性の基準でランク付けされる。

アティトランの聖地で特定された劣化の主な影響は、景観の劣化、アクセスの制限、伝統知識・文化の一般的な損失であった。聖地の劣化の主な原因は、森林破壊、森林火災、不適切なごみ処理、先住民の権利の認識の欠如、観光の不適切な管理であった。

戦略

方法論の中で最も重要なステップは、生物多様性対象と文化財対象に対する重大な脅威を緩和する最も現実的な戦略の特定である。特定の後、各戦略を（目標達成、脅威の緩和、実現可能性の改善に関する）利点、実現可能性とコストの基準によってランク付けする。

この方法論を使用して、グアテマラのアティトラン地域で行われたプロセスの計画策定時には、以下の戦略が開発された。

- 伝統的な知識を研究、体系化し普及する。
- 政府、非政府組織（NGO）、先住民地域の民間企業のスタッフの文化的感受性を強化する。
- マヤの精神的な指導の社会的評価を向上させ、聖地を訪れる人々を対象とする規則を開発する。

まとめと提言

管理計画開発プロセスは、年長者や宗教指導者を

含むコミュニティのさまざまな関係者の代表との一連のワークショップで構成された。分析のいくつかの側面は、計画策定チームが集団で現地に行き、当該地域保護のためにすべきことを現場で分析する現地視察を通して行われる。

この経験は、保護地域における聖地の包含は実行可能であり、地域住民は自分たちが継承した自然と文化遺産の固有の構成要素として聖地の保護に非常に興味を持っていることを実証した。これを踏まえ、以下を結論と提言とする。

自然の聖地は、グアテマラ高地の保護地域の計画策定と管理に体系的に統合され始めている。

保護地域管理計画策定のための国家ガイドラインの改訂版に、このアプローチを含めることを提言する。

保護地域の神聖性は、法令、管理計画の解釈と関連して作成されるコミュニケーション材料の中で明示されるべきである。人々は、その場所が地域コミュニティによって神聖視されていることを知り、それを尊重すべきである。

聖地を含む保護地域の計画策定と管理に対する精神的な指導者の参加を強化しなければならない。このために以下の方法を提案する。

一般会合に精神的指導者を含めるだけでなく、より詳細にわたる特別な会合を開催する。

さらに望ましいのは、地域の精神的管理者の会合および分析制度に聖地保護を特別なテーマとして包含するよう依頼することである。

保護地域管理の正式機関のメンバーに彼らを含める。

参照および参考文献

「The Non-Material Values of Protected Areas」
Harmon, D.、Putney, A. 2000年、Parks Magazine,
Vol. 10, No.2, IUCN

「Conservation Area Planning for Tangible Cultural
Resources」Molina, M.E.、Secaira, E.、Lehnhoff,
A.、Martin, A、Chan, R.M.、Vaverde, M.J.、
Edwards, M. 2003年、The Nature Conservancy (グ
アテマラ)

「Esquema de las 5 S's para la Conservación de
Sitios. Guatemala」TNC. 2000年、The Nature
Conservancy.

オンライン(西語) : [http://www.nature.org/aboutus/
howwework/cbd/science/art14309.html](http://www.nature.org/aboutus/howwework/cbd/science/art14309.html)

「Convention on Intangible Cultural Heritage」
UNESCO 2003年、パリ, UNESCO

添付2

オーストラリアのウルル・カタジュタ (Uluru-Kata Tjuta) 国立公園における画像撮影のためのガイドライン抜粋

商業目的の画像撮影、使用および商業目的の録音に関するガイドライン

ウルル・カタジュタ国立公園は、優れた自然環境と「アナング」として知られる伝統的なアボリジニをが保有する生きた文化で有名な世界遺産です。アナングとオーストラリア公園局は、映像製作者、写真家、画家の訪問を歓迎しますが、アナングの文化を尊重し、このユニークな生きた文化的景観を保護し、将来の世代のために影響を受けやすい砂漠の生態系を守るための協力をお願いします。

この公園の所有者はアナング族で、国立公園の管理者はアナング族からこの公園を借り、オーストラリア公園局を通じて管理を行います。こうしたことから、オーストラリア公園局はアナング族の伝統を守るための取り組みを行っています。

本ガイドラインは、あなたの業務遂行を手助けするために、伝統的所有者と観光、映画、写真業界の代表者が共同で開発したものです。本ガイドラインはアナング文化と訪問者の要望の妥協であり、合同管理の精神に則って合意され、公園の管理委員会が承認したものです。

本ガイドラインは、公園の世界遺産としての価値の理解を深めるのに役立ちます。

何か質問があれば公園の広報室に問い合わせてください。ウェブサイトにも有益な情報を掲載しています (www.deh.gov.au/parks/uluru/index.html)。また、添付Aでは私たちが使う用語を説明しています。(後略)

なぜ許可が必要なのか？

文化的価値の保護

2.1 ウルル・カタジュタ国立公園の文化的意義は、数万年にわたるアナング族の伝統に由来します。アナング文化の基盤であるジュクルパ (Tjukurpa) は、物語や儀式、景観、植物、動物、芸術、生活規則の源です (www.deh.gov.au/parks/uluru/tjukurpa/index.html)。1994年に世界初の「文化的景観」世界遺産のひとつとなったとき、この現存する文化の国際的な意義が認識されました。

許可は、アナング文化を保護するために役立ちます。ジュクルパの元では、特定の地点や儀式関連物、建造物、儀式は、「正しく」鑑賞する人々にのみ許されます。一部の物語や場所は洗礼を受けた男性にのみ許されるほか、女性に限定されるものもあります。語られるのみで、文書や映像にされていない物語もあります。アナングの人々は、聖地の画像の撮影や展示、もしくは公園の自然・文化的価値や、それらに対する人々の意識・理解・楽しみを促進しない製品やサービスの宣伝に公園を利用することは、彼らの文化の劣化につながると考えています。

2.2 写真の撮影・使用やアナングの名前の使用も繊細な問題です。ほとんどの人々と同じく、許可なく写真や映像を撮られることをアナングの人々も嫌います。またジュクルパにおいては、アナングは死後一定期間、死者の名前を呼ばない、もしくは写真を見ないという方法で死者を尊重します。このためにアナングの写真を公開しようとするときにはその都度許可を得てください。

公園内での作業

ウルルはアナングにとって大きな精神的な意味を持ちます。ウルルに関連した繊細な場所も多いので、ウルルを訪れる人々は、ガイドラインにしたがってこれらの場所とアナングの人々にとっての意義を尊重してください。地図1は、録画、写真撮影、写生禁止のウルルの部分と特定の場所、また、その地点からウルルの画像を録画、撮影、写生してはいけない場所を示しています。ほとんどの場所は明確な標識がありますが、具体的に示されていない地点や一般に明らかにされていないものもあります。誤って繊細な場所を撮影してしまったかどうか明らかでない場合、こちらに確認を依頼してください。

3.1 地図1に㊟とされる繊細な場所の映像の録画、写真撮影、写生はご遠慮ください。

3.2 夕日が眺望できるエリアからの映像撮影の際には、繊細な場所の画像を撮影することがないように注意してください。

3.3 一般的に許可されないウルル北東側の画像を撮影する場合は、公園広報室に連絡してください。ウルルの北東側には多くの聖地があり、その一部は文化的理由から地図1に表示されていません。許可を得た場合でも、聖地全体の画像やはっきりとした聖地の画像を撮影・写生してはなりません(一部を影や茂み、砂丘などで隠した形で撮影するなどしてください)。アナング文化を尊重した撮影に適した場所や時間帯についてアドバイスを提供します。北東側のすべての画像の使用については、事前に承認を得てください(4.3 - 4.9参照)。

3.4 アナングは、ウルルへの登頂や登頂を促進する写真を嫌います。人が登っているところ、登山の土台、登山のチェーン、登山中やウルルの頂きからの画像は撮影しないでください。

3.5 オーストラリア公園局から承認を与えられた場

合を除き、ロックアートの画像を撮影しないでください。承認はアナングとの協議に基づき、撮影を行う際にはアナング代表の付き添いが求められます。

カタジュタは聖地です。アナング法によって物語の詳細は明らかにすることはできませんが、一部地域へのアクセスが制限されています。ガイドラインに従って、これらの聖地を尊重してください。地図2 - カタジュタは、カタジュタの動画撮影、写真撮影、描写禁止地域を示しています。

3.6 文化的な理由から、風の谷の散歩道沿いの動画撮影、写真撮影、写生は禁じられています。

3.7 アクセスが一般に許可されているカタジュタ内および周辺の景観の動画撮影、写真撮影、写生にあたっては、3つのドーム全体を含むものとしてください。1つのドームのみを動画撮影、写真撮影、写生してはなりません。これは神聖性の詳細に焦点を置くことを避けるためです(地図2の写真事例を参照)。

3.8 ワルパ(Walpa) 渓谷については、渓谷の両側を含むことを条件として内部での動画撮影、写真撮影、写生を許可します。これは聖地が明らかになるのを避けるためです(地図2の写真事例を参照)。

定義(一部)：

文化的価値：アナングの文化的価値観は多様で複雑なため、西洋の分類制度では簡単に理解できません。アナングの人々にとって公園は生きている景観の一部です。ウルルや植生、土壌、動物などの特徴には、すべて西洋的な「自然」と「文化」、人々と景観の分離、過去・現在・未来の概念を超越した方法によって文化的な意味が与えられています。文化的な意味と価値は、言葉や歌、物語、芸術、ジュクルパに基づく文化の信仰と慣習を通じて表現されます。この国立公園は1994年に、傑出した伝統的な人間の土地利用と世界的に傑出した重要性を持つ生

きた伝統と信仰の事例であることを理由として世界遺産に登録されました。

聖地：アナングの人々にとって神聖な場所、もしくはその伝統に基づいて重要とされる場所を指します。アナングの法では、特定の場所に対する責任をもつ人々だけに聖地の詳細な知識を制限することがあります。聖地に関する知識は、一般公開できない場合があります。

繊細な場所：地図1に示した地点および文化的な理由から示すことができない、または公開されないその他の聖地です。

詳細参照：<http://www.deh.gov.au/parks/uluru/vis-info/permits.html>

Uluru-Kata Tjuta国立公園

広報室

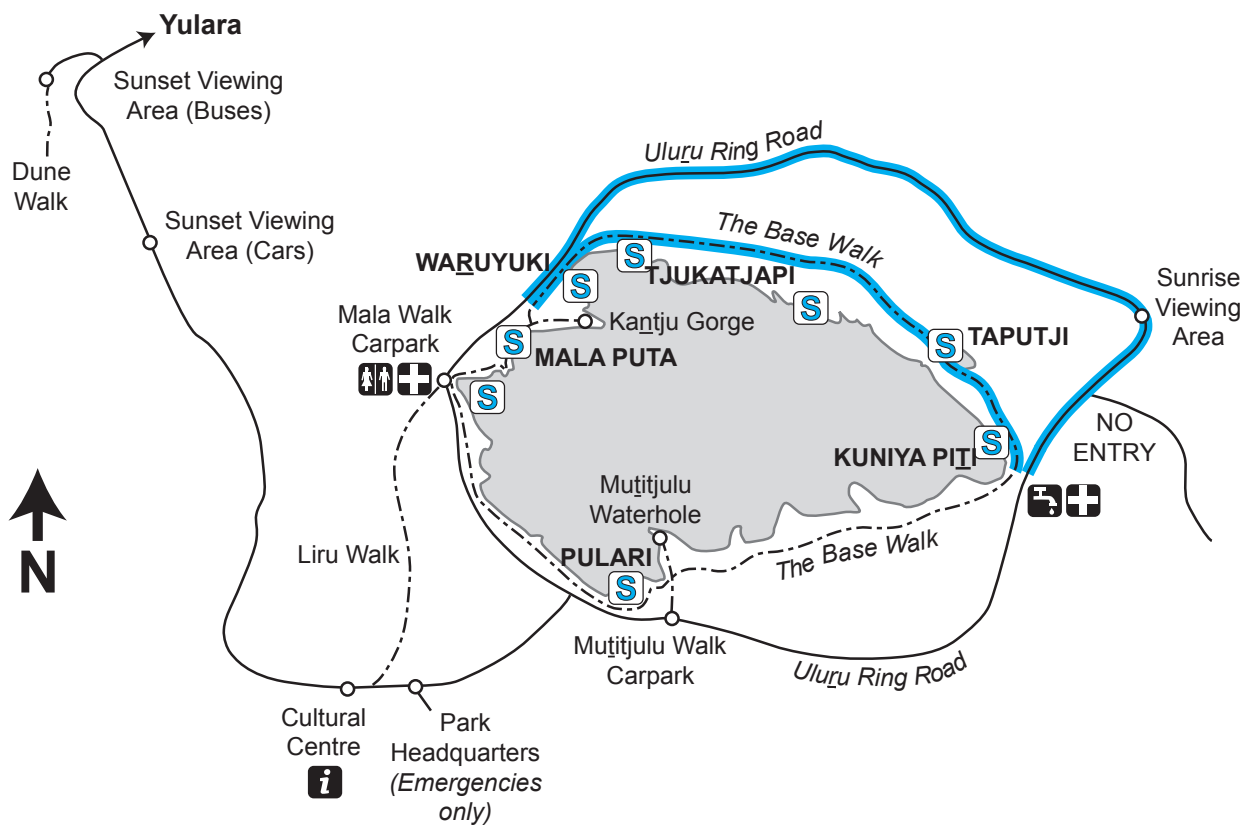
PO Box 119, Yulara, NT 0872

電話: (08) 89561113 Fax: (08) 89562360

Email: uluru.media@deh.gov.au

出典：<http://www.environment.gov.au/parks/uluru/vis-info/permits-image.html>

地図 1



凡例

- 飲料水
- 緊急ラジオ
- トイレ
- インフォメーション
- 舗装道路
- - - 歩道

映像・写真撮影・写生禁止

- リングロードの北側沿い
- ベースウォークの北側沿い
- 繊細な場所

添付3

先住民族の権利に関する国際連合宣言 2007年

国連総会採択決議
(本委員会への参照は含まない (A/61/L.67、
Add.1))

61/295.
先住民族の権利に関する国際連合宣言

国連総会は
人権委員会が先住民の権利に関する国際連合宣言
の文書を採択した2006年6月29日付の決議1/2¹¹¹に
含まれる人権委員会の提言および、
同宣言に関するさらなる協議の時間を許可するた
めの検討および行動を延期し、第61回総会終了前
までにその検討を収束することを決定した2006年
12月20日付決議61/178に基づき、
本決議の付属文書に含まれる先住民の権利に関す
る国際連合宣言を採択する。

第107回本会議
2007年9月13日

付属文書¹¹²

先住民族の権利に関する国際連合宣言

総会は、

国際連合憲章の目的および原則、ならびに憲章に従
い国家が負っている義務の履行における信義誠実
に導かれ、

すべての民族が異なることへの権利、自らを異なる
と考える権利、および異なる者として尊重される権

利を有することを承認するとともに、先住民族が他
のすべての民族と平等であることを確認し、

すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および
文化の多様性ならびに豊かさに貢献することもま
た確認し、

民族的出自または人種的、宗教的、民族的ならびに
文化的な差異を根拠として民族または個人の優越
を基盤としたり、主唱するすべての教義、政策、慣
行は、人種差別主義であり、科学的に誤りであり、
法的に無効であり、道義的に非難すべきであり、社
会的に不正であることをさらに確認し、

先住民族は、彼／女らの権利の行使において、いか
なる種類の差別からも自由であるべきことをまた
再確認し、

先住民族は、とりわけ、彼／女らの植民地化と彼／
女らの土地、領域および資源の奪取の結果、歴史的
な不正義によって苦しみ、したがって特に、彼／女
ら自身のニーズ（必要性）と利益に従った発展に対
する彼／女らの権利を彼／女らが行使することを
妨げられてきたことを懸念し、

先住民族の政治的、経済的および社会的構造と、彼
／女らの文化、精神的伝統、歴史および哲学に由来
する彼／女らの生得の権利、特に土地、領域および
資源に対する彼／女らの権利を尊重し促進させる
緊急の必要性を認識し、

条約や協定、その他の国家との建設的取決めで認め

¹¹¹ 第61回総会公式記録補足第53号 (A/61/53) 第一部第2章A節参照のこと

¹¹² 訳文出典；市民外交センター仮訳暫定版 2007年12月15日（日弁連サイト掲載）
http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/un/data/UND_RIP.pdf

られた先住民族の権利を尊重し促進する緊急の必要性をさらに認識し、

先住民族が、政治的、経済的、社会的および文化的向上のために、そしてあらゆる形態の差別と抑圧に、それが起こる至る所で終止符を打つために、自らを組織しつつあるという事実を歓迎し、

先住民族とその土地、領域および資源に影響を及ぼす開発に対する先住民族による統制は、彼／女らが、自らの制度、文化および伝統を維持しかつ強化すること、そして彼／女らの願望とニーズ(必要性)に従った発展を促進することを可能にすると確信し、

先住民族の知識、文化および伝統的慣行の尊重は、持続可能で衡平な発展と環境の適切な管理に寄与することもまた認識し、

先住民族の土地および領域の非軍事化の、世界の諸国と諸民族の間の平和、経済的・社会的進歩と発展、理解、そして友好関係に対する貢献を強調し、

先住民族の家族と共同体が、子どもの権利と両立させつつ、彼／女らの子どもの養育、訓練、教育および福利について共同の責任を有する権利を特に認識し、

国家と先住民族との間の条約、協定および建設的な取決めによって認められている権利は、状況によって、国際的な関心と利益、責任、性格の問題であることを考慮し、

条約や協定、その他の建設的な取決め、ならびにそれらが示す関係は、先住民族と国家の間のより強固なパートナーシップの基礎であることもまた考慮し、

国際連合憲章、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約¹¹³、そして市民的及び政治的権利に関する国際規約¹¹⁴、ならびにウィーン宣言および行動計画が、すべての民族の自決の権利ならびにその権利に基づき、彼／女らが自らの政治的地位を自由に決定し、自らの経済的、社会的および文化的発展を自由に追求することの基本的な重要性を確認していることを是認し、

本宣言中のいかなる規定も、どの民族に対しても、国際法に従って行使されるところの、その自決の権利を否認するために利用されてはならないことを心に銘記し、

本宣言で先住民族の権利を承認することが、正義と民主主義、人権の尊重、非差別と信義誠実の原則に基づき、国家と先住民族の間の調和的および協力的な関係の向上につながることを確信し、

国家に対し、先住民族に適用される国際法文書の下での、特に人権に関連する文書に関するすべての義務を、関係する民族との協議と協力に従って、遵守しかつ効果的に履行することを奨励し、

国際連合が先住民族の権利の促進と保護において演じるべき重要かつ継続する役割を有することを強調し、

本宣言が、先住民族の権利と自由の承認、促進および保護への、そしてこの分野における国際連合システムの関連する活動を展開するにあたっての、更なる重要な一歩前進であることを信じ、

先住民族である個人は、差別なしに、国際法で認められたすべての人権に対する権利を有すること、およびその民族としての存立や福祉、統合的発展にとって欠かすことのできない集団としての権利を保有していることを認識かつ再確認し、

¹¹³ 決議2200 A (XXI)付属文書参照のこと

¹¹⁴ A/CONF.157/24 (第一部) III章

先住民族の状況が、地域や国によって異なること、ならびに国および地域的な特性の重要性と、多様な歴史のおよび文化的背景が考慮されるべきであることもまた認識し、

以下の、先住民族の権利に関する国際連合宣言を、パートナーシップと相互尊重の精神の下で、達成を目指すべき基準として厳粛に宣言する。

第1条

先住民族は、集団または個人として、国際連合憲章、世界人権宣言¹¹⁵および国際人権法に認められたすべての人権と基本的自由の十分な享受に対する権利を有する。

第2条

先住民族および個人は、自由であり、かつ他のすべての民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特に彼／女らの先住民族としての出自あるいはアイデンティティ（帰属意識）に基づく差別からも自由である権利を有する。

第3条

先住民族は、自決の権利を有する。この権利に基づき、先住民族は、自らの政治的地位を自由に決定し、ならびにその経済的、社会的および文化的発展を自由に追求する。

第4条

先住民族は、彼／女らの自決権の行使において、このような自治機能の財源を確保するための方法と手段を含めて、彼／女らの内部的および地方的問題に関連する事柄における自律あるいは自治に対する権利を有する。

第5条

先住民族は、国家の政治的、経済的、社会的および文化的生活に、彼／女らがそう選択すれば、完全に

参加する権利を保持する一方、彼／女らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持しかつ強化する権利を有する。

第6条

すべての先住民族である個人は、国籍／民族籍に対する権利を有する。

第7条

1. 先住民族である個人は、生命、身体および精神的一体性、自由ならびに安全に対する権利を有する。
2. 先住民族は、独自の民族として自由、平和および安全のうちに生活する集団的権利を有し、集団からの別の集団への子どもの強制的引き離しを含む、ジェノサイド（集団虐殺）行為または他のあらゆる暴力行為にさらされてはならない。

第8条

1. 先住民族およびその個人は、強制的な同化または文化の破壊にさらされない権利を有する。
2. 国家は以下の行為について防止し、是正するための効果的な措置をとる：
 - (a) 独自の民族としての彼／女らの一体性、彼／女らの文化的価値観あるいは民族的アイデンティティ（帰属意識）を剥奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
 - (b) 彼／女らからその土地、領域または資源を収奪する目的または効果をもつあらゆる行為。
 - (c) 彼／女らの権利を侵害したり損なう目的または効果をもつあらゆる形態の強制的な住民移転。
 - (d) あらゆる形態の強制的な同化または統合。
 - (e) 彼／女らに対する人種的または民族的差別を助長または扇動する意図をもつあらゆる形態のプロパガンダ（宣伝）。

第9条

先住民族およびその個人は、関係する共同体または民族の伝統と慣習に従って、先住民族の共同体または民族に属する権利を有する。いかなる種類の不利

¹¹⁵ 決議 217 A (III)

益もかかる権利の行使から生じてはならない。

第10条

先住民族は、彼／女らの土地または領域から強制的に移動させられない。関係する先住民族の自由かつ事前の情報に基づく合意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、そして可能な場合は、帰還の選択肢のある合意の後でなければ、いかなる転住も行われぬ。

第11条

1. 先住民族は、彼／女らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学および歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる彼／女らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。
2. 国家は、彼／女らの自由かつ事前の情報に基づく合意なしに、また彼／女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取された彼／女らの文化的、知的、宗教的および霊的（スピリチュアル）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。

第12条

1. 先住民族は、彼／女らの精神および宗教的伝統、慣習、そして儀式を表現し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、彼／女らの宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利を有し、儀式用具を使用し管理する権利を有し、遺骸／遺骨の返還に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて、儀式用具と遺骸／遺骨のアクセスおよび／または返還を可能にするよう努める。

第13条

1. 先住民族は、彼／女らの歴史、言語、口承伝統、哲学、表記方法および文学を再活性化し、使用し、

発展させ、そして未来の世代に伝達する権利を有し、ならびに彼／女ら独自の共同体名、地名、そして人名を選定しかつ保持する権利を有する。

2. 国家は、この権利が保護されることを確保するために、必要な場合には通訳の提供または他の適切な手段によって、政治的、法的、行政的な手続きにおいて、先住民族が理解できかつ理解され得ることを確保するために、効果的措置をとる。

第14条

1. 先住民族は彼／女らの文化的な教育法および学習法に適した方法で、彼／女ら独自の言語で教育を提供する教育制度および施設を設立し、管理する権利を有する。
2. 先住民族である個人、特に子どもは、国家によるあらゆる段階と形態の教育を、差別されずに受ける権利を有する。
3. 国家は、先住民族と連携して、彼／女らの共同体の外に居住する者を含め先住民族である個人、特に子どもが、可能な場合に、彼／女ら独自の文化および言語による教育に対してアクセスできるよう、効果的措置をとる。

第15条

1. 先住民族は、教育および公共情報に適切に反映されるべき彼／女らの文化、伝統、歴史および願望の尊厳ならびに多様性に対する権利を有する。
2. 国家は、関係する先住民族と連携および協力して、偏見と闘い、差別を除去し、先住民族および社会の他のすべての成員の間での寛容、理解および良好な関係を促進するために、効果的措置をとる。

第16条

1. 先住民族は、彼／女ら自身のメディアを彼／女ら自身の言語で設立し、差別されずにあらゆる形態の非先住民族メディアへアクセスする権利を有する。
2. 国家は、国有のメディアが先住民族の文化的多様性を正当に反映することを確保するため、効果的措置をとる。国家は、完全な表現の自由の確保を損

なうことなく、民間のメディアが先住民族の文化的多様性を十分に反映することを奨励すべきである。

第17条

1. 先住民族である個人および先住民族は、適用される国際および国内労働法の下で確立されたすべての権利を全面的に享受する権利を有する。
2. 国家は、先住民族の子どもたちを経済的搾取から保護され、および危険性があり、もしくは子どもの教育を阻害したり、子どもの健康もしくは肉体的または精神的、霊的（スピリチュアル）、道徳的もしくは社会的な発達に対して有害であると思われるようないかなる労働にも従事しないよう保護するため、彼／女らが特に弱い存在であることと、彼／女らのエンパワメント（力づけ）のために教育が重要であることを考慮に入れつつ、先住民族と連携および協力し特別な措置をとる。
3. 先住民族である個人は、労働や、特に雇用、または給与のいかなる差別的な条件にも従わせられない権利を有する。

第18条

先住民族は、彼／女らの権利に影響を及ぼす事柄における意思決定に、彼／女ら自身の手続きに従い自ら選んだ代表を通じて参加し、先住民族固有の意思決定制度を維持しかつ発展させる権利を有する。

第19条

国家は、先住民族に影響を及ぼし得る立法的または行政的措置を採択し実施する前に、彼／女らの自由かつ事前の情報に基づく合意を得るため、その代表機関を通じて、当該の先住民族と誠実に協議し協力する。

第20条

1. 先住民族は、彼／女らの政治的、経済的および社会的制度または機関を維持しかつ発展させる権利、生存および発展の独自の手段の享受が確保される権利、ならびに彼／女らのすべての伝統的その他の経済活動に自由に従事する権利を有する。

2. 自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、公正かつ公平な救済を得る権利を有する。

第21条

1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含めて、自らの経済的および社会的条件の改善に対する権利を差別なく有する。
2. 国家は、彼／女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障害のある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別な注意が払われる。

第22条

1. この宣言の実行にあたって、先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、そして障害のある人々の権利と特別なニーズ（必要性）に特別の注意が払われる。
2. 国家は、先住民族と連携して、先住民族の女性と子どもがあらゆる形態の暴力と差別に対する完全な保護ならびに保障を享受することを確保するために措置をとる。

第23条

先住民族は、発展に対する彼／女らの権利を行使するための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。特に、先住民族は、彼／女らに影響を及ぼす健康、住宅、その他の経済的および社会的計画を展開し決定することに積極的に関わる権利を有し、可能な限り、彼／女ら自身の制度を通じてそのような計画を管理する権利を有する。

第24条

1. 先住民族は、必要不可欠な医療用の動植物および鉱物の保存を含む、彼／女らの伝統医療および保健の実践を維持する権利を有する。先住民族である個人は、また、社会的および保健サービスをいかなる差別もなく利用する権利を有する。
2. 先住民族である個人は、到達し得る最高水準の身体的および精神的健康を享受する平等な権利を

有する。国家はこの権利の完全な実現を漸進的に達成するため、必要な措置をとる。

第25条

先住民族は、彼／女らが伝統的に所有もしくはその他の方法で占有または使用してきた土地、領域、水域および沿岸海域、その他の資源との彼／女らの独特な精神的つながりを維持し、強化する権利を有し、これに関する未来の世代に対する彼／女らの責任を保持する権利を有する。

第26条

1. 先住民族は、彼／女らが伝統的に所有し、占有し、またはその他の方法で使用し、もしくは取得してきた土地や領域、資源に対する権利を有する。
2. 先住民族は、彼／女らが、伝統的な所有権もしくはその他の伝統的な占有または使用により所有し、あるいはその他の方法で取得した土地や領域、資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利を有する。
3. 国家は、これらの土地と領域、資源に対する法的承認および保護を与える。そのような承認は、関係する先住民族の慣習、伝統、および土地保有制度を十分に尊重してなされる。

第27条

国家は、関係する先住民族と連携して、伝統的に所有もしくは他の方法で占有または使用されたものを含む先住民族の土地と領域、資源に関する権利を承認し裁定するために、公平、独立、中立で公開された透明性のある手続きを、先住民族の法律や慣習、および土地保有制度を十分に尊重しながら設立し、かつ実施する。先住民族はこの手続きに参加する権利を有する。

第28条

1. 先住民族は、彼／女らが伝統的に所有し、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源であって、彼／女らの自由かつ事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用され、または損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手

段により、またはそれが可能でなければ正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

2. 関係する民族による自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらねばならない。

第29条

1. 先住民族は、彼／女らの土地、領域および資源の環境ならびに生産能力の保全および保護に対する権利を有する。国家は、そのような保全および保護のための先住民族のための支援計画を差別なく作成し実行する。
2. 国家は、先住民族の土地および領域において彼／女らの自由かつ事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄が行われないことを確保するための効果的な措置をとる。
3. 国家はまた、必要な場合に、そのような物質によって影響を受ける民族によって策定されかつ実施される、先住民族の健康を監視し、維持し、そして回復するための計画が適切に実施されることを確保するための効果的な措置をとる。

第30条

1. 関連する公共の利益によって正当化されるか、もしくは当該の先住民族による自由な合意または要請のある場合を除いて、先住民族の土地または領域で軍事活動は行われない。
2. 国家は、彼／女らの土地や領域を軍事活動で使用する前に、適切な手続き、特に彼／女らの代表機関を通じて、当該民族と効果的な協議を行う。

第31条

1. 先住民族は、人的・遺伝的資源、種子、薬、動物相・植物相の特性についての知識、口承伝統、文学、意匠、スポーツおよび伝統的競技、ならびに視覚芸術および舞台芸術を含む、自らの文化遺産および伝統的文化表現ならびに科学、技術、および文化的表現

を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。先住民族はまた、このような文化遺産、伝統的知識、伝統的文化表現に関する自らの知的財産を保持し、管理し、保護し、発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と連携して、これらの権利の行使を承認しかつ保護するために効果的な措置をとる。

第32条

1. 先住民族は、彼／女らの土地または領域およびその他の資源の開発または使用のための優先事項および戦略を決定し、発展させる権利を有する。

2. 国家は、特に、鉱物、水または他の資源の開発、利用または採掘に関連して、彼／女らの土地、領域および他の資源に影響を及ぼすいかなる事業の承認にも先立ち、彼／女ら自身の代表機関を通じ、彼／女らの自由で情報に基づく合意を得るため、当該先住民族と誠実に協議かつ協力する。

3. 国家は、そのようないかなる活動についての公正かつ公平な救済のための効果的仕組みを提供し、環境的、経済的、社会的、文化的または霊的（スピリチュアル）な負の影響を軽減するために適切な措置をとる。

第33条

1. 先住民族は、彼／女らの慣習および伝統に従って、彼／女らのアイデンティティ（帰属意識）もしくは構成員を決定する集団としての権利を有する。このことは、先住民族である個人が、彼／女らの住む国家の市民権を取得する権利を害しない。

2. 先住民族は、彼／女ら自身の手続きに従って、彼／女らの組織の構造を決定しかつその構成員を選出する権利を有する。

第34条

先住民族は、国際的に承認された人権基準に従って、彼／女らの組織構造および彼／女らの独自の慣習、精神性、伝統、手続き、慣行、および存在する場合には司法制度または慣習を促進し、発展させ、かつ維持する権利を有する。

第35条

先住民族は、自らの共同体に対する個人の責任を決定する権利を有する。

第36条

1. 先住民族、特に国境によって分断されている先住民族は、霊的（スピリチュアル）、文化的、政治的、経済的および社会的な目的のための活動を含めて、国境を越えて他の民族だけでなく自民族の構成員との接触、関係および協力を維持しかつ発展させる権利を有する。

2. 国家は、先住民族と協議および協力し、この権利の行使を助長し、この権利の実施を確保するための効果的な措置をとる。

第37条

1. 先住民族は、国家またはその継承者と締結した条約、協定および他の建設的取決めを承認し、遵守させ、実施させる権利を有し、また国家にそのような条約、協定および他の建設的取決めを遵守し、かつ尊重させる権利を有する。

2. この宣言のいかなる規定も、条約や協定、建設的な取決めに含まれている先住民族の権利を縮小または撤廃するものと解されてはならない。

第38条

国家は、本宣言の目的を遂行するために、先住民族と協議および協力して、立法措置を含む適切な措置をとる。

第39条

先住民族は、本宣言に掲げる権利の享受のために、国家からおよび国際協力を通じての資金的および技術的な援助を利用する権利を有する。

第40条

先住民族は、国家もしくはその他の主体との紛争および争議の解決のための相互に公正かつ公平な手続きを利用し、迅速な決定を受ける権利を有し、ま

た彼／女らの個人的および集団的権利のすべての侵害に対する効果的な救済を受ける権利を有する。そのような決定には、当該先住民族の慣習、伝統、規則、法制度および国際人権を十分に考慮しなければならない。

第41条

国際連合システムの機関および専門機関ならびにその他の政府間機関は、特に、資金協力および技術援助の動員を通じて、本宣言の条項の完全実現に寄与するものとする。先住民族に影響を及ぼす問題に関して、彼／女らの参加を確保する方法と手段を確立する。

第42条

国際連合および先住民族問題に関する常設フォーラムを含む国連機関、各国に駐在するものを含めた専門機関ならびに国家は、本宣言の条項の尊重および完全適用を促進し、この宣言のフォローアップ（あとあとまで責任をもって見届け、措置を講ずること）を行う。

第43条

本宣言で認められている権利は、世界の先住民族の生存、尊厳および福利のための最低限度の基準をなす。

第44条

ここに承認されているすべての権利と自由は、男性

と女性の先住民族である個人に等しく保障される。

第45条

本宣言中のいかなる規定も、先住民族が現在所有している、もしくは将来取得し得る権利を縮小あるいは消滅させると解釈されてはならない。

第46条

1. 本宣言のいかなる規定も、いずれかの国家、集団あるいは個人が、国際連合憲章に反する活動に従事したり、またはそのような行為を行う権利を有することを意味するものと解釈されてはならず、もしくは、主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体的または部分的に、分断しあるいは害するいかなる行為を認めまたは奨励するものと解釈されてはならない。
2. 本宣言で明言された権利の行使にあたっては、すべての者の人権と基本的自由が尊重される。本宣言に定める権利の行使は、法律によって定められかつ国際人権上の義務に従った制限にのみ従う。そのような制限は無差別のものであり、他者の権利と自由への相応の承認と尊重を確保する目的であって、民主的な社会の公正でかつ最も切実な要求に合致するためだけに厳密に必要なものでなければならない。
3. 本宣言に定められている条項は、人権、平等、非差別、よき統治、および良心の尊重の原則に従って解釈される。

添付4

IUCNの先住民族と保護地域に関する決議 1996年

IUCN世界自然保護会議(WCC)

決議1.53 先住民と保護地域に関する決議 (1996年10月)

一部の保護地域がその影響を受ける人々の合意と参加を得ずに、先住民の土地や領土の上に設立されてきたことを想起し、

生物多様性の管理、利用、保全における先住民の役割に係るILO条約第169号および生物多様性条約の条項を考慮し、

アジェンダ21により策定された提言とガイドラインを考慮し、

新世界環境保全戦略(Caring for the Earth)における持続可能な開発における先住民の役割と天然資源管理における先住民の権利の重視を考慮し、

先住民の利益を保護する保護地域のための政策開発を求める国立公園と保護地域のための第4回世界会議の提言を考慮し、

数ヶ国の政府による先住民の土地および領土内における保護地域の設立および管理に対する先住民の権利と利益を完全に統合するための政策・施策の適用を認識し、

1996年10月14日～23日にカナダ、モントリオールで開かれた世界自然保護会議はその第1セッションにおいて、

1. IUCNの事務局長、事務局、技術プログラム、委員会、会員、理事が、利用可能な資源の範囲内で、次の原則に基づいて、先住民の土地および領土に設立された保護地域に係る明確な方針の開発・実施を促進、支援、予想、提唱することを要請する。

(a) 保護地域内に存在する先住民の土地もしくは領土、資源に関する先住民の権利の認識

(b) 先住民の土地もしくは領土内への保護地域設立における、先住民との事前合意の必要性の認識

(c) 先住民の土地もしくは領土内に設立された保護地域の管理への効果的な参加に関する先住民の権利、およびこうした土地や領土に関する先住民の権利・利益に影響を与えるいかなる決議における先住民の協議の権利の認識

2. IUCNの全会員に、これら原則に一致した保護地域と先住民に関する政策の開発と実施のための国家レベルの適切なメカニズムの確立を求める。

3. 先住民の権利と利益を統合したIUCN保護地域管理カテゴリーの適用を実現するために、先住民団体と密接な関係を築くよう、世界保護地域委員会に要請する。

4. 利用可能な資源の範囲内で、これらの原則に基づく適切な方針の一層の開発および実施を保証するための行動をIUCNの保護地域および自然遺産に関する取組みに統合するよう、事務局長に求める。

添付5

先住民（原住民）および地域社会の定義

A ILOの原住民および種族民族の定義

独立国における原住民および種族民に関する条約（第百六十九号），1989年¹¹⁶

1 この条約は、次の者について適用する。

(a) 独立国における種族民で、その社会的、文化的及び経済的状态によりその国の共同社会の他の部類のものと区別され、かつ、その地位が自己の慣習若しくは伝統により又は特別の法令によって全部又は一部規制されているもの

(b) 独立国における人民で、征服、植民又は現在の国境の確立のときに当該国又は当該国が地理的に属する地域に居住していた住民の子孫であるため原住民とみなされ、かつ、法律上の地位のいかんを問わず、自己の社会的、経済的、文化的及び政治的制度の一部又は全部を保持しているもの

2. 原住又は種族であるという自己認識は、この条約を適用する集団を決定する基本的な基準とみなされる（第一条）

B 地域コミュニティの定義（Borrini-Feyerabend他 2004年より）

地域コミュニティ

コミュニティとは、ひとつの領域を共有し、天然資源の管理や知識、文化の創出、生産技術と慣習の開発などのさまざまな関連する生活の側面に関与しあう人間の集団である。この定義はさまざまな規模に適用できることから（都市はコミュニティか？ひとつの流域に居住するすべての人々の総体はコミュニティか？）、「地域コミュニティ」の構成員は、互いに日常的に顔を会わせ、かつ／また直接影響しあう、もしくはこのどちらかの可能性が高い人々としてさらに特定することができる。こうしたことから、地方の村、遊牧民の一氏族、都市における近隣住民は「地域コミュニティ」と捉えることができるが、1地区もしくは1都市区画、1地方町の住民すべてにこれが当てはまるわけではない。地域社会は永住型、移動型のどちらも存在する。

ほとんどの地域コミュニティは、環境に対応し天然資源を管理するために長い時間をかけて戦略を立案し、適用することによってそのアイデンティティと文化的特徴を形成してきた。地域コミュニティはそれぞれの形態の社会組織をもち、その構成員と程度はさまざまであるが、政治、経済、社会、文化的特徴を共有する（特に言語や行動規範、価値、願望。しばしば保健と疾病パターンなども含まれる）。また、特定の能力と権威をもった小さな政治的機関として

¹¹⁶ 訳注：（訳文出典）ILO条約・勧告集第6版 労働省編 労務行政研究所 平成5年2月25日発行

機能する、もしくは過去に機能した。

地域コミュニティの生活は、社会的統合(共有のニーズに対応するための協力)、社会的衝突(地域社会の個々の構成員もしくは家族の間で相反するニーズと要望)、文化的継続性と文化的変化という重要なプロセスで構成される。

相互依存パターン(結婚や経済的取引など)や再分配(個人や家族間での経済的余剰利益の共有)などが、地域コミュニティの統合を促進する一般的なメカニズムである。若者と年長者、男女、地域社会単位(世帯)もしくは小グループ(族、階級、職業グループ、カースト、利益団体など)における権力と身分の大きな差異などが、コミュニティ内の衝突を促す条件である。このような差異は通常、資源(土地、資本、水、樹木、サービスなど)アクセスの違いに反映され、時に(共通の活動において他者よりも多く得るための)搾取や(余剰利益の共有を避けた)蓄積を引き起こし、地域社会の分裂もしくは解体につながる可能性がある。

ひとつの社会体として維持し、発展していくために、地域社会は衝突と統合、継続と変化という対立する力のバランスを継続的に管理していかなければならない。長期にわたってこれを実現するコミュニティの能力は、ひとつの基準として利用できる。

添付6

第5回IUCN世界公園会議 2003年 ダーバン宣言と文化的・精神的価値に関するWPCの提言抜粋¹¹⁷

私たち、第5回世界公園会議の参加者3000人は、保護地域を評価し、保護地域に関する懸念を表明し、保護地域に対する早急な行動を呼びかけます。私たちは、これらが、最も霊的、神秘的であり、種の生存や生態系にとって最も重要であり、食料、空気、水を守るために最も重要であり、気候を安定させるために最も本質的であり、文化遺産や自然遺産として最もユニークであり、したがって、人間による特別な配慮が与えられるべきものであると証言します。保護地域の恩恵が守られ、また公平に共有されるように、行動することを求めます。

保護地域を評価する理由

私たちは保護と持続的な利用を可能にする豊かさや知恵、知識を持つ、自然と文化の多様性の奇跡を評価します。

私たちは地域コミュニティ、先住民、政府、個人、ボランティア団体による保護の成功と、保護地域を自然、文化、精神の集まる場所にしようとする彼らの努力を評価します。

保護地域の懸念の理由

私たちは、まさに今、生物多様性が脅かされている、かけがえのない多くの地域がいまだ保護されていないことについて、懸念を表明します。

私たちは、地域コミュニティや、遊牧民、先住民により長年にわたって守られてきた多くの地域が認識されず、保護や援助が得られていないことについて懸念を表明します。

私たちは、保護地域外の原生的で自然な地域が過去

20年の間に半分にまで縮小し、また生物が大量の絶滅の危機にさらされていることについて、懸念を表明します。

誓約と実行の呼びかけ

生物多様性や、自然遺産、文化遺産の差し迫った危機に基づいて優先的に、世界的な保護地域体制の拡大と強化を行うよう誓約することを求めます。

地域コミュニティ、先住民、遊牧民が、保護地域の設定、宣言、管理に参加できるよう誓約することを求めます。

貧困を決して悪化させず、緩和させるような保護地域管理を行うよう誓約することを求めます。

先住民や地域コミュニティと利益を共有するような保護地域管理を行うよう誓約することを求めます。

地域共同体が管理する保護地域を認識し、強化し、保護し、サポートするよう誓約することを求めます。

私たちの誓い

開かれた対話を常に行うことへの努力を怠ると、私たちの最も強い誓いは果たされないことになるでしょう。このような対話は、尊重、信用、信頼の下で成功します。最後に、私たちは、理解と協力を容易にすることを誓います。私たちは、全ての関係者を取り込むことを誓います。人類の持続可能な未来は、自然との共生を心がけることによってもたらされるという私たちのビジョンを共有することを誓います。私たちは、保護地域を尊い遺産として将来の世代に引き継ぐことを誓います。

¹¹⁷ 訳注：ダーバン宣言抜粋の訳文はhttp://www.iucn.jp/protection/reserve/pdf/durban_accord.pdfを元に改変

保護地域の文化・精神的価値に係る WPCの提言V.13

保護地域の設立は、自然と生物多様性、特別な文化的価値と意義をもつ地域を保護するという人間社会の意識的な選択に基づくものである。

個人や地域社会は往々にして保護地域を精神的な理由で利用するが、これは保護地域が平和や教育、自然界とのコミュニケーションの場となったり、人間に刺激を与え、癒したりするためである。

その多くがこれまでも平和と協力のための地域として促進・管理されてきた国境をまたぐ保護地域は人々や国家、地域社会の間における実質的で貴重な平和構築の役割を担っている。

自然保護の基本的なツールとして機能する保護地域は、地上の生命の保護に対する人類の最も重要な欲求とコミットメントの表れであり、深い畏敬の念と倫理実現の場所で構成される。

特に先住民や伝統的住民の社会をはじめとする多くの社会では、社会的もしくは文化的な選択の表現や自分たちの世界観・文化と切り離せない自然の神聖性との結び付きのために聖地を認識し、地理的地域や自然、生態系、種の保護に従事している。また、こうした人々は聖地を自身の文化の知識と理解のユニークな源であり大学教育と同等のものを提供するものとして捉えている。

聖地は先住民や伝統的住民によって崇められ配慮され、その領土の基本的な一部となり、地域、国家、国際社会に大きなメリットをもたらす。

いくつかの事例では、既存の保護地域システムの一部としての認識が模索されている。

こうした点を念頭に置き、幅広い支援構築ワークショップ・グループ (Building Broader Support

Workshop Stream) の「保護地域のための文化的支援の構築 (Building cultural support for protected areas)」セッションの参加者は保護地域の精神的価値と文化を基盤とする保全アプローチを認識し統合する。

したがって、南アフリカ共和国ダーバンで開かれた (2003年9月8～17日) 第5回IUCN世界公園会議における幅広い支援構築ワークショップ・グループの参加者は

1. 聖地の所有管理権ならびに考古学遺産・文化遺産、保護地域内もしくは近隣の博物館もしくは収蔵品に含まれる儀式関連物や遺骸などに関する権利をはじめとして国際的に保障された先住民の権利を認める。こうした権利には以下のものを含む。

- a. 先住民の聖地と所有物、先祖から継承した遺跡、考古学・文化・知的遺産を定義し、名付け、これらの指定が効力のあるものとして尊重され、
- b. 適宜、上述した遺産、所有物、遺跡、場所に関する秘密を維持し、プライバシーを享受し、
- c. 自由かつ情報に基づく合意なく奪われた聖地と遺産、所有物、遺骸の返還を受け、
- d. 自身の方法で自由に儀式および宗教的・精神的慣習を実施し、
- e. 聖地もしくは考古学地・文化遺産地で行われる儀式や慣習に利用する動植物やその他の天然資源を集め、回収もしくは収穫し、
- f. 先祖と未来の世代に対する責任を維持する。

2. こうしたことから、国際機関および政府、保護地域管理当局、NGO、教会、利用者、利益団体に対して、保護活動に関する上述の権利を完全に認識し尊重することを提言する。

3. 政府には以下を提言する。

- a. 多文化価値と保護地域システムへのアプローチを育む法律や政策の促進および適用
- b. 特に先住民や伝統的住民における聖地の重要

性が生物多様性の保全と生態系管理に貴重であるとする法律および政策の促進および適用

c. 関係者および地域社会の完全かつ有効な参加と同意をともなう聖地の完全性を保護する法律と政策の適用および施行

d. 聖地ならびに地域社会と先住民による効果的な管理と意思決定プロセスの返還を保証する法律と政策の適用および施行

e. 先住民や地域社会の保護地域などの聖地の管理と保護を保証する新しいガバナンスモデルの有効性を認識する法律と政策の促進および適用

f. 聖地を含む文化的・精神的に重要な地域における地域社会の保護努力を支援するための効果的な活動の促進および実施

g. 聖地の慣習的利用と管理を尊重し、伝統実践者による保護地域のアクセスを確保する政策および法的措置の適用および施行

4. さらに政府およびNGO、地域社会、市民社会に以下を提言する。

a. 保護地域システムならびに保護地域指定、対象設定、管理計画策定、(特に地方レベルでの) ゾーニングと管理者研修における物質・文化・精神的価値の均衡のとれた配慮の実施

b. 要請を受けた場合、先住民や伝統的住民の権利と利益を尊重する方法を通じた先住民や伝統的住民の聖地保護に関する法的、技術的支援獲得の支援

c. 特に聖地に関する文化・精神的価値に対する意識向上と尊重のための公共教育とメディア・キャンペーンの開発および実施

5. 保護地域管理者には以下を要請する。

a. 関係者の参加および情報に基づく合意をともなう保護地域内の聖地の特定・認識ならびに聖地の管理・保護に関する決定への関係者の積極的な関与の促進

b. 先住民や地域社会、その他保護に関心をもつ人々との間の異文化対話と紛争解決の促進

c. このような地域社会の文化・精神的価値および保護地域に関する慣習を維持するための取り組みの支援

d. こうした課題における先住民言語の利用促進

6. すべての保護地域カテゴリーにおける文化・精神的価値の重要性を認識し、これらの価値を各カテゴリーの追加管理目標候補として含めるために(現在は含まれていない) IUCNに1994年の保護地域カテゴリー・ガイドラインの見直しを要請する。

7. IUCN世界保護地域委員会とその構成員に上に提案した行動の実施の支援を目的として、IUCNプログラムの保護地域コンポーネントにおいて行動を計画、実行するよう要請する。

添付7

Delosイニシアティブのモンセラート (Montserrat) 宣言と ウラノポリス (Uranopolis) 宣言

技術的先進国の自然の聖地に係る モンセラート宣言

2006年11月23日～26日に、IUCN/WCPA Delosイニシアティブの枠組みにおける保護地域の文化的・精神的価値に関するタスクフォースの一環として、スペイン、カタルーニャのモンセラート修道院で開かれた自然とスピリチュアリティに係るモンセラート・ワークショップで発表された3大陸からの発表とケーススタディならびにそれに基づく議論を踏まえ、

キリスト教および仏教界、国際・国内・地域各レベルの環境管轄当局の代表、保護団体、学者、専門家を含む8カ国40名の参加者の知識と経験から学び、

過去2年間における技術的先進国の自然の聖地に関するDelosイニシアティブの成果に感謝し、

特に文化や精神の崩壊、持続不可能な開発プロジェクト、資源開発、都市化、大規模観光、適切な土地使用計画・管理の欠如などの無視や軽視により先進国においても聖地は脅威にさらされていることを認識し、

本ワークショップの参加者は、

神聖性は保護のための最も強力な動機もしくは事実のひとつであり、畏敬や尊敬、敬意の念を鼓舞することを主張する。聖なる自然地、景観、種もしくは要素は長期にわたる最も有効な自然保護の形態のひとつであり、地方もしくはさらに幅広い団体や文化、伝統、地域で重要視されている。

自然が文化的価値および精神的な価値を含む固有の価値と意義を持ち、こうした価値が神聖で深遠な現実の神の意志として捉えられ、さまざまな信仰や精神的伝統の信奉者によって理解されていることを認識する。

長期的な持続可能性のためには、保護目標やプログラム、メッセージが価値や信仰、思想、慣習に根付く必要を一層認識する。保全コミュニティはこうした側面を認識し、こうした深く根ざした価値や信仰、思想、慣習に、保護地域の保全の中においてそれにふさわしい場所を与える必要がある。これは、往々にして自然保護が物質的な考え方を適用してきたために現在まで支援的でなかったパートナーや関係者を関与させ、保護運動に対する一層の支援を構築する上での課題であり、大きな機会である。

IUCNの保護地域カテゴリーのすべてに相当する自然の聖地が技術的先進国に実際に存在することを認識・確認する。

保護地域内の聖地の精神的な側面が、忠実で高い意識をもつ人々の意識向上と保護イニシアティブへの関与促進などをはじめとするさまざまな方法で自然遺産の保護に大きく貢献することを再度、確認する。

聖地の管理者の継続的な権利が配慮に欠けた官民による開発や政治的な無視から守られ、保護地域の将来に関する決定に彼らの参加を確保するよう主張する。

保護地域の適切な管理が自然の聖地の精神的な価

値の維持を促し、保護地域のみならず総体的な自然と文化、精神的な価値の間に好ましい相乗効果を創出することを認める。

さらに、自然と文化、精神的な価値の間の好ましい相乗効果は、聖地から保護指定地域の範囲を超え、自然保護の支援やコミュニケーションの手段として機能することを認める。

このような相乗効果は、聖地の伝統的管理者と保護地域管理の責任者が互いの特権と責任を相互に尊重する密接かつ公平な連携によってのみ確立できることを主張する。

これら2者の対話を奨励し、目標と要求事項を完全に理解し、共通言語と（最終的には）2者の見解を統合する共通アプローチを開発することを提案する。

さらに、精神の保護および自然の保護の両目標を考慮した聖地の総合管理計画の開発と実施を将来の目標とすることを提案する。このような計画は全関係者の完全な参加のもとで調整する必要がある。

聖地の文化・精神・自然の価値に関する管理方針はすべて、人々の普遍的な権利を尊重し、幅広い範囲に及ぶ参加型アプローチに基づくものでなければならぬことを指摘する。

先住民や伝統的住民、少数民族にとって神聖な保護地には特別な配慮が必要である。加えて、新規入植者の役割と貢献を考慮する必要性に留意することを求める。

複数の信仰が共存する場所では多様な視点を認識する必要があり、自然保護においては、価値の共有を重視し、これらの信仰間の協力を促進することを提案する。

自然の聖地に関する協力と理解の環境の創造に、教育と芸術が主要な役割を果たすことを示唆する。

Delosイニシアティブが精神的信仰団体と自然保護団体を統合するプロセスを促進する取組みを継続し、その結果、自然の聖地の総合管理に関するガイドランスの開発・普及を進めることを奨励する。

最後に、モンセラート修道院およびモンセラート山委員会、カタルーニャ政府環境住宅省、カタルーニャ貯蓄銀行Fundació Territori i Paisatge of Catalunya、ならびにDelos調整委員会に対して、本ワークショップ開催の感謝を表す。

技術的先進国における聖地に関する ウラノポリス宣言¹¹⁸

HAHバーソロミュー主教のワークショップ参加者への熱意のこもったメッセージを考慮し、

神聖なアトス山コミュニティとハルキディキ島の代表によるDelos第2ワークショップの前向きな開会挨拶を記し、

11ヶ国からの22名のワークショップ参加者によるケーススタディ、講演、議論の成果を考慮し、

昨年、Delosイニシアティブの枠組みの中で行われた取組みを評価し、

ワークショップ参加者は以下の結論に至った。

ワークショップで発表された ケーススタディが提示する教訓

連携と相乗効果を達成する前提として、保護地域内の聖地の全関係者は、法および土地、資源の所有権

¹¹⁸ 2007年10月24日～28日にIUCN/WCPAの枠組みにおいて保護地域の文化的・精神的価値に関するタスクフォースの一環としてギリシャ、ウラノポリスで開かれたDelosイニシアティブ・ワークショップの成果

と利用の問題を公正な方法で解決するよう奨励されなければならない。

権利に基づくアプローチと地域社会のエンパワメントは例外なく促進されるべきである。

適切な方法を通じて、聖地の管理者と保護地域管理者、その他の利害関係者の共通意識、感性、能力を高め、関連するすべての自然・文化・精神的価値の保護のための共通アプローチを確立すべきである。

こうしたことから、共同研究アプローチの確立および主要な関係者間での学習を推進すべきである。

聖地の管理者は保護地域の管理計画の策定に完全に関与し、また、その管理組織に参加し、その貢献を認識・奨励されるべきである。

特定の地域へのアクセスを制限する聖地管理者の権利は尊重されなければならない。管理計画と公共利用に際しては、特に繊細な自然地域への訪問者のアクセス制限とともに適切な方策を含むべきである。

さらにワークショップ参加者は以下の点について合意した。

- スキーリゾート開発から聖サンフランシスコ・ピークスを守ろうと尽力しているネイティブ・アメリカンの取組みを支援すべきである。
- 韓国政府と湿地に関する条約は、国際的に重要なラムサール条約登録湿地として摩尼山の干潟を認識すべきである。
- 世界遺産のソロヴェツキー諸島 (Solovetsky) を文化遺産 (1992年以降登録) および自然遺産の双方として登録するための取組みを奨励し、その包括的特徴を認識する。
- クレタ島ハニア (Chania) の聖Chrysospigghi修道院による周辺の自然・文化地域を観光客と開発の圧力から保護する取組みを、地元当局との協力を得て強化すべきである。

国際条約と国際機関は、世界的に認められた自然の聖地の支援に好ましい役割を果たすことができるので、この目的のための取組みを奨励すべきである。

修道地の管理

保護地域管理者と関連の政策立案者は、修道院の地域の神聖性とその管理下にある土地を尊重し、計画策定、管理、評価においてこれらを配慮しなければならない。

修道コミュニティもまた、その土地と施設を生態的に持続可能で公正な方法で管理する必要がある。

この目的のために、管理計画・評価の共同アプローチや総合的アプローチが必要であり、こうしたアプローチの開発には双方からの参加が必要である。

修道の聖地は教育と国民の意識に貢献するもので、関連する保護地域において奨励されるべきである。

さらに、修道的禁欲主義の原則・実践は、聖Chrysospigghi修道院の経験が実証するように、自然に配慮した生活スタイルと持続可能な天然資源の利用に関する根本的な教訓をもたらす。

聖修道コミュニティのもとに管理組織を設立し、科学者および政府機関の支援を受けて、特別環境調査と自治区全域を対象とする戦略計画、その実施方策を整備するアトス山の聖なるコミュニティの前向きなイニシアティブは称賛に値する。

先進国の自然の聖地のためのガイダンス

主流信仰 (当局と信奉者の双方) の自然保護と幅広い環境課題への感性を強化する取組みが必要である。

聖地の保護に対する保護地域の貢献の可能性、および保護地域の保護に対する聖地の貢献の可能性を

促進すべきである。

先進国の先住民の聖地には特別な尊重と配慮が必要である。こうした聖地は配慮に欠ける開発圧力から保護しなければならない。

WCC¹¹⁹に向けたDelosイニシアティブ

現行の自然と文化・精神的な価値に関する議論と、すべての地域社会の文化と価値に配慮した保護アプローチの実施におけるDelosイニシアティブの貢献として、WCC期間中にウラノポリス・ワークショップの議事録およびモンセラート・ワークショップの議事録を発行・普及することが最優先事項である。

Delosイニシアティブは、2008年の完成予定で現在進められているUNESCO/IUCNの自然の聖地に関するガイドンス作成プロセスに貢献すべきである。また、主に主流信仰を対象とした先進国の自然の聖地の特徴に関する追加ガイドンス開発のために2008年～2010年の3年間に行う体系化された取組みを継続すべきである。

自然の聖地の追加的なケーススタディは、ベストプラクティスを普及し、模倣を刺激するために、地理的分布バランスや各信仰の代表性を改善し、成功事例の認識を増やすという目標を持ってイニシアティブの枠組みで分析すべきである。

当然ながら、Delosイニシアティブは、WCPAの保護地域の文化・精神的価値に係るタスクフォースの枠組みの中で、2008年の世界自然保護会議の関連イベントに大きく貢献することが期待される。

イニシアティブは、世界遺産条約をはじめとする関連の国際条約や国際組織と、その取組みにおける潜在的な相乗効果を調査すべきである。

謝辞

自然環境の創造と保護を支援する信仰の取りまとめにおいてHAHバーソロミュー主教が果たした広く創造的な役割を明確に認識し、その宗教のDelos第2ワークショップに関するアドバイスの発言に深く謝意を表明する。

公式に本ワークショップに参加してくれたアトス山の神聖なコミュニティおよびギリシャ環境省、ハルキディキ県(北部)都市計画公共事業局にも謝意を表明する。

参加者を歓待してくれたメテオラの神聖なVarlaam修道院(テッサリア)とOrmylia(ハルキディキ)にも感謝の意を表明する。

ワークショップ開催に協力頂いたMed-INA(自然と人類のための地中海研究所)と、資金面で支援頂いたA. G. Leventis財団にも感謝する。

¹¹⁹ 第4回IUCN自然保護会議、2008年10月スペイン、カタルーニャ、バルセロナ

添付8

インターネットその他情報源

コミュニケーション、教育、一般意識

生物多様性条約: <http://www.cbd.int/cepa/resources.shtml>

IUCN教育コミュニケーション委員会: <http://cec.wcln.org>

Sacred Land Filmプロジェクト: <http://www.sacredland.org>

(自然の聖地に関するドキュメンタリー映像として賞を受賞したIn the Light of Reverence: <http://www.bullfrogfilms.com/catalog/ilr.html>

コミュニティ保護地域

IUCN保護地域ベストプラクティス・ガイドライン第11号- 先住民および地域社会と保護地域 (CCAに関する章を含む) : <http://www.iucn.org/themes/ceesp/Publications/TILCEPA/guidelinesindigenouspeople.pdf>

TILCEPA CCAに関する記述:

http://www.iucn.org/themes/ceesp/wkg_grp/tilcepa/CCA%20Briefing%20Note.pdf

CCAに関する情報: www.tilcepa.org

天然資源をめぐる衝突および一般的な紛争管理

IDRC: http://www.idrc.ca/en/ev-28105-201-1-DO_TOPIC.html

Harvard Program on Negotiation: <http://www.pon.harvard.edu/research/projects/hnrrp.php3>

保護、生態学および宗教

宗教自然保護連合 (ARC) : <http://www.arcworld.org>

Forum on Religion & Ecology: <http://religionandecology.org>

Delosイニシアティブ: <http://www.med-ina.org/delos/>

生態系アプローチ

生態系管理委員会: <http://www.iucn.org/themes/cem/ourwork/ecapproach/index.html>

民族植物学と植物評価

People and Plants International: <http://peopleandplants.org>

自由かつ事前の情報に基づく合意

Forest Peoples Programme: http://www.forestpeoples.org/documents/law_hr/fpic_synthesis_jun07_eng.pdf

先住民の知識

生物多様性条約: <http://www.cbd.int/tk/>

無形文化遺産

ユネスコ人類の口承及び無形遺産: <http://www.unesco.org/culture/intangible-heritage/>

参加型マッピングと参加型GIS

Integrated Approaches to Participatory Development (IPAD): <http://www.iapad.org/>

貧困と環境

Poverty Conservation and Learning Group: <http://www.povertyandconservation.info/>

ミレニアム生態系評価

<http://www.millenniumassessment.org>

世界保護地域データベース

<http://sea.unep-wcmc.org/wdbpa/>

参考文献

- Adams, J.S. and McShane, T.O. 1992. London, UK: W.W. Norton and Co.
- Barnes, 2003. "Wilderness as contested ground". In Harmon and Putney, op. cit.
- Barrow, E. and Pathak, N. 2005. "Conserving 'unprotected' protected areas – communities can and do conserve landscapes of all sorts". In Brown et al., op. cit.
- Beltrán, J. 2000. Indigenous and Traditional Peoples and Protected Areas: Principles, Guidelines and Case Studies. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 4. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN and WWF International.
- Berkes, F. 1999. Sacred Ecology: Traditional ecological knowledge and resource management. Philadelphia, USA: Taylor & Francis.
- Bhagwat, S. and Rutte, C. 2006. "Sacred Groves: potential for biodiversity management". *Frontiers of Ecology and the Environment* 4(10): 519–524.
- Boucher, C. 2002a. Digging our Roots: the Chamare Museum Frescoes. Malawi: KuNgoni.
- Boucher, C. 2002b. The Gospel Seed: culture and faith in Malawi as expressed in the Misso Banner. Malawi: KuNgoni.
- Borrini-Feyerabend, G., Kothari, A. and Oviedo, G. 2004. Indigenous and Local Communities and Protected Areas: Towards Equity and Enhanced Conservation. Guidance on policy and practice for Co-managed Protected Areas and Community Conserved Areas. Best Practice Protected Area Guidelines Series No. 11. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN.
- Borrini-Feyerabend, G., MacDonald, K.I. and Maffi, L. (Eds). 2004. "History, Culture and Conservation". Policy Matters 13. IUCN CEESP.
- Borrini-Feyerabend, G., Pimbert, M., Favari, M.T., Kothari, A. and Renard, Y. 2004. Sharing Power: Learning-by-doing in Co-management of Natural Resources throughout the World. CENESTA, Tehran, Iran: IIED and IUCN/CEESP/CMWG.
- Brown, J., Mitchell, N. and Beresford, M. (Eds). 2005. The Protected Landscape Approach: Linking Nature, Culture and Community. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN.
- Bryceson, D.F and Fonseca, F. 2005. "Risking death for survival: peasant responses to hunger and HIV/AIDS". Paper presented at the International Conference on HIV/AIDS, IFPRI South Africa 14–16 April 2005, Durban SA.
- Buckles, D. (Ed.) 1999. Cultivating Peace: conflict and collaboration in natural resource management. International Development Research Centre (IDRC)/World Bank Institute.
- Chape, S., Harrison, J., Spalding, M. and Lysenko, I. 2005. "Measuring the extent and effectiveness of protected areas as an indicator for meeting global biodiversity targets". *Phil. Trans. R. Soc. B.* 360: 443–455.
- Chape, S., Blyth, S., Fish, L., Fox, P. and Spalding, M. (Compilers). 2003. 2003 United Nations List of Protected Areas. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN and UNEP-WCMC.
- Chatterjee, S., Gokhale, Y., Malhotra, K.C. and Srivastava, S. 2004. "Sacred Groves in India: an overview". In

- Dudley et al., op.cit.
- Colchester, M. and Ferrari, M.F. 2007. Making FPIC – free, prior and informed consent work: challenges and prospects for Indigenous Peoples. Moreton-in-Marsh, UK: Forest People Programme.
- Colfer, C.J.P. 1995. Who counts most in sustainable forest management? CIFOR Working Paper no.7. http://www.cifor.cgiar.org/publications/pdf_files/WPapers/WP-07.pdf
- Cordell, J. 1992. “Who owns the land? Indigenous involvement in Australian Protected Areas”. In Kempf, 1992. op. cit.
- Cunningham, A.B. 2000. Applied Ethnobotany: people, wild plant use and conservation. People and Plants Conservation Series. London, UK: Earthscan.
- De Lacy, T. and Lawson, B. 1997. “The Uluru/Kakadu model: Joint management of Aboriginal-owned national parks in Australia”. In Stevens, 1997, op. cit.
- Drobyshev, Yu. I., Bazha, S.N., Gunin, P.D., Dugarjav, Ch. and Prischepa, A.V. 2007. “The role of sacred objects in nature conservation of the Baikal Lake basin”. UNESCO, 2007, op.cit.
- Dudley, N., Higgins-Zogib L. and Mansourian, S. 2005. “Beyond Belief, Linking faiths and protected areas to support biodiversity conservation”. A research report by WWF, Equilibrium and The Alliance of Religions and Conservation (ARC). Available at: <http://assets.panda.org/downloads/beyondbelief.pdf>
- Eade, D. 2002. Development and Culture. London, UK: Oxfam. Edwards, J. and Palmer, M. 1997. Holy ground: the guide to faith and ecology. Northamptonshire, UK: Pilkington Press.
- Elias, D. 2003. “Sacred sites in the Tanami Desert, Central Australia”. In UNESCO, 2003b, op. cit.
- FBD. 2006. Participatory Forest Management in Tanzania: Facts and Figures. Dar es Salaam, Tanzania: Forest and Beekeeping Division, Ministry Natural Resources and Tourism.
- FPP. 2004. “Indigenous peoples’ right to free prior and informed consent and the World Bank’s Extractive Industries Review: An overview”. http://www.forestpeoples.org/documents/law_hr/fpic_synthesis_jun07_eng.pdf
- Gilligan, B. 2006. The National Reserve System Programme 2006 Evaluation. Canberra, Australia: Department of the Environment and Heritage. www.deh.gov.au/indigenous/publications
- Githitho, A. 2003. “The sacred Mijikenda Kaya forests of coastal Kenya and biodiversity conservation”. In UNESCO, 2003b, op.cit.
- Githitho, A. 2006. “The sacred Mjiiikenda Kayas of coastal Kenya: evolving management principles and guidelines”. In UNESCO, 2006, op. cit.
- Gokhale, Y. 2003. “Communicating importance of sacred groves to broader audience for conservation of biocultural heritage”. Presented at the CSVPA session at the Vth IUCN World Parks Congress.
- Grim, J. (Ed.) 2001. Indigenous Traditions and Ecology: The Interbeing of Cosmology and Community. Cambridge, MA, USA: Harvard CSWR.
- Grimble, R., Chan, M.K., Aglionby, J. and Quan, J. 1995. Trees and Trade-offs; a stakeholder approach to natural resources management. Gatekeeper Series 52. London, UK: International Institute for Environment and Development (IIED).
- Harmon, D. and Putney, A. 2003. The Full Value of Parks: From Economics to the Intangible. Lanham, MD, USA: Rowman and Littlefield Publishers.
- Harmsworth, G. 1998. “Indigenous values and GIS: a method and a framework”. Indigenous Knowledge and

- Development Monitor 6(3).
- IFAD. 2005. "Free prior informed consent and beyond: the experience of IFAD". Report from an international workshop on methodologies regarding free prior and informed consent and indigenous peoples. New York, 17–19 January 2005, Department of Economic and Social Affairs, Division for Social Policy and Development, Secretariat of the Permanent Forum on Indigenous Issues.
- ILO. 1989. Convention (No. 169) concerning Indigenous and Tribal Peoples in Independent Countries Adopted on 27 June 1989 by the General Conference of the International Labour Organization at its seventy-sixth session – entry into force 5 September 1991.
- IUCN. 1994. Guidelines for Protected Area Management Categories, Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN and Cambridge University Press.
- IUCN. 2008. Guidelines for Applying Protected Areas Management Categories. WCPA Draft for discussion.
- Iwatsuki, K. 2006. "Sacred Forests in temples and shrines of Japan". In UNESCO, 2006, op. cit.
- Iwatsuki, K. 2007. Sacred sites and zoning of the Japanese Archipelago. UNESCO, 2007, op. cit.
- Jaireth, H. and Smyth, D. (Eds) 2003. Innovative governance: Indigenous peoples, local communities and protected areas. New Delhi, India: Ane Books.
- Kempf, E. (Ed.) 1992. The Law of the Mother: Protecting indigenous peoples in protected areas. San Francisco, CA, USA: Sierra Club.
- Khalid, F. and Thani, A.K. 2007. Teacher's Guide Book for Islamic Environmental Education Promoting conservation of Misali Island – Pemba, Tanzania. Birmingham, UK: Islamic Foundation for Ecology and Environmental Science.
- Khamaganova, E. 2007. "Sacred Sites: Our pain, hope and strength". Pachamama: a traditional knowledge newsletter of the Convention on Biological Diversity 1(1).
- Khamaganova, E. 2005. "Protection of sacred sites: global framework and local actions. Lessons from Lake Baikal and the Altai Mountains of the Russian Federation". In UNESCO, 2006, op. cit.
- Koohafkan, P. and Boerma, D. 2006. "Conservation and sustainable management of Globally Important Ingenious Agricultural Heritage (GIAHS)". In UNESCO, 2006, op. cit.
- Laird, S.A. 2000. Biodiversity and Traditional Knowledge: equitable partnerships in practice. People and Plants Conservation Series. London, UK: Earthscan.
- MacDonald, K.I. 2004. "Conservation as cultural and political practice". In Borrini-Feyerabend, MacDonald and Maffi, 2004, op. cit.
- Maffi, L. 2004. "Conservation and the 'two cultures' – bridging the gap". In Borrini-Feyerabend, MacDonald and Maffi, 2004, op. cit.
- Malhotra, K.C., Gokhale, Y., Chatterjee, S. and Srivastava, S. 2001. SCOPE Committee Publication. New Delhi and Bhopal, India: Indian National Science Academy and Indira Gandhi Rashtriya Manav Sangrahalaya.
- Mallarach, J. and Papayannis, T. (Eds). 2007. Protected Areas and Spirituality. Proceedings of the First Workshop of the Delos Initiative, Montserrat, 23–26 November 2006. Gland, Switzerland: IUCN and Montserrat, Spain: Publicaciones de l'Abadia de Montserrat.
- Martin, G.J. 2003. Ethnobotany: A Methods Manual. People and Plants Conservation Series. London, UK:

- Earthscan.
- Merkushina, T.P. 2007. "Role of the specially protected areas of the Khanty-Mansiysk Autonomous Okrug – Ugra in preservation of the local sacred natural-historic sites". UNESCO, 2007, op. cit.
- Mgumia, F.H. and Oba, G. 2003. "Potential role of sacred groves in biodiversity conservation in Tanzania". *Environmental Conservation* 30(3): 259–265.
- Millennium Ecosystem Assessment. 2005. *Ecosystems and Human Well-being: Synthesis*. Washington, DC, USA: Island Press.
- Motonaka, M. 2006. "Sacred sites and pilgrim routes in the Kii mountain range". In UNESCO, 2006, op. cit.
- NMK. 2004. "Sacred Mijikenda Kayas: World Heritage Nomination Dossier". Kenya: National Museums of Kenya.
- Ormsby, A. 2007. "Cultural and Conservation Values of Sacred Forests in Ghana". Paper presented at the Sacred Species and Sites meeting, Cambridge Centre for Landscape and People, 23–28 September, 2007, Cambridge, UK.
- Otegui, M. 2003. "The Wixarika/Huichol Sacred Natural Site in the Chihuahuan Desert of San Luis Potosi". In Harmon and Putney, 2003, op.cit.
- Ott, M. 2000. *African theology in images*. Kachere Monograph No. 12. Blantyre, Malawi: Christian Literature Association in Malawi.
- Oviedo, G. 2001. "Notes on the Panel's Presentations and Discussions". Symposium on the Importance of the Protection of Sacred Natural Sites (SNS) for the Conservation of Biodiversity, Mexico City, June 12, 2001. Gland, Switzerland: WWF International.
- Oviedo, G., Maffi, I. and Larsen, P.B. 2000. *Indigenous and traditional peoples of the world and ecoregion conservation: an integrated approach to conserving the World's biological diversity and companion map*. Indigenous and traditional peoples in the global 200 ecoregions. Gland, Switzerland, WWF International and Canada: Terralingua.
- Oviedo, G. and Jeanrenaud, S. 2006. "Protecting Sacred Natural Sites of Indigenous and Traditional Peoples". In Mallarach and Papayannis, 2007, op. cit.
- Palmer, M. and Finlay, V. 2003. *Faith in Conservation. New Approaches to Religions and the Environment*. Washington, DC, USA: The World Bank.
- Papayannis, T. and Mallarach, J. (Eds). 2008. *Proceedings of the Second Delos Workshop, Ouranoupolis, Greece, October 2008*. IUCN and Med-INA, Athens, Greece.
- Phillips, A. 2003. "Turning ideas on their head: the new paradigm for protected areas". *The George Wright Forum* 20(2).
- Phillips, A. 2005. "Landscape as a meeting ground: Category V Protected Landscapes/Seascapes and World Heritage Cultural Landscapes". In Brown et al., op.cit.
- Pumarejo, A. and Berges, G. 2005. *Shamanism and the Forces of Nature: An analysis of the cosmivision of indigenous peoples and their sacred sites*. Proceedings of the Second International Nature Conference, April 27–30, 2005. Music for the World, WWF & IUCN.
- Rabetaliana, H. and Schachenmann, P. 2003. "Past, present and future of cultural and sacred sites in Madagascar. The Importance of Sacred Natural Sites for Biodiversity Conservation". In UNESCO, 2003b, op. cit.

- Ramakrishnan, P.S., Saxena, K.G. and Chandrashekara, U.M. (Eds). 1998. *Conserving the Sacred for Biodiversity Management*. New Delhi, India: UNESCO and Oxford and IBH Publishers.
- Ramakrishnan, P.S. 2003. "Conserving the sacred: The protective impulse and the origins of modern protected areas". In Harmon and Putney, op. cit.
- Rambaldi, G., Corbett, J., Olson, R., McCall, M., Muchemi, J., Kwaku Kyem, P., Weiner, D. and Chambers, R. (Eds). 2006. *Mapping for Change: practice, technologies and communication. Participatory Learning and Action no 54*. London, UK: IIED and Wageningen, The Netherlands: CTA. http://www.iied.org/NR/agbioliv/pla_notes/current.html
- Rambaldi, G., Tuivanuavou, S., Namata, P., Vanualailai, P., Rupeni, S. and Rupeni, E. 2006. "Resource Use, Development Planning, and Safeguarding Intangible Cultural Heritage in Fiji". In Rambaldi et al., op. cit. pp.28–35.
- Ramírez, R. 1999. "Stakeholder analysis and conflict management". In Buckles, op. cit.
- Rose, D.B. 2002. "Sacred site, ancestral clearing, and environmental ethics". In Harvey, G., 2002, *Readings in Indigenous Religions*. London, UK: Continuum.
- Rössler, M. 2003. "World Heritage Sites: Toward linking the tangible and the intangible". In Harmon and Putney, op. cit.
- Sandwith, T., Shine, C., Hamilton, L. and Sheppard, D. 2001. Reprinted in 2003. *Transboundary Protected Areas for Peace and Cooperation. Best Practice Protected Area Guidelines Series No.7*. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN.
- Secaira, E. and Molina, M.E. 2005. *Planning for the Conservation of Sacred Sites in the Context of Protected Areas: An adaptation of a Methodology and lessons from its application in the Highlands of Western Guatemala*. The Nature Conservancy.
- Secretariat of the Convention on Biological Diversity. 2004. *Akwé: Kon Voluntary Guidelines for the Conduct of Cultural, Environmental and Social Impact Assessment regarding Developments Proposed to Take Place on, or which are Likely to Impact on, Sacred Sites and on Lands and Waters Traditionally Occupied or Used by Indigenous and Local Communities*. (CBD Guidelines Series). Montreal, Canada: CBD. <http://www.biodiv.org/doc/publications/akwe-brochure-en.pdf>
- Shepherd, G. 2003. "Operationalising the ecosystem approach". Presentation to SBSTTA, Nov 2003. http://www.iucn.org/themes/cem/documents/ecosapproach/esa_g.shepherd_9thcbd_sbstta_nov2003.pdf
- Shepherd, G. 2004. *The Ecosystem Approach: Five Steps to Implementation*. IUCN Ecosystem Management Series No 3. Gland, Switzerland: IUCN.
- Sindiga, I. 1996. "International Tourism in Kenya and the marginalisation of the Washwhili". *Tourism Management* 17(6):425–432.
- Soutter, R., Ntiamoa-Baidu, Y., Smith, J. and Rana, D. 2003. "Recognising the contribution of Sacred Natural Sites for biodiversity conservation". Paper delivered in Workshop Stream II – Building Broader Support for Protected Areas. Vth IUCN World Parks Congress.
- Stevens, S. 1997. *Conservation through Cultural Survival: Indigenous people and protected areas*. Washington, DC, USA: Island Press. Sukhbaatar, H. 2002. *Sacred Sites in Mongolia*. ARC, WWF and World Bank.
- Szabo, S. and Smyth, D. 2003. "Indigenous protected areas in Australia: incorporating indigenous owned land into Australia's national system of protected areas". In Jaireth and Smyth, op. cit.

- Taylor and Geffin, 2003. "Battling religions in parks and forest reserves: Facing religion in conflicts over protected places". In Harmon, and Putney, op. cit.
- Te Heuheu, T. 2006. "Culture Landscapes and the principle of guardianship". In UNESCO, 2006, op. cit.
- Thomas, L. and Middleton, J. 2003. Guidelines for Management and Planning of Protected Areas. Best Practice Protected Area Guidelines Series No.10. Gland, Switzerland and Cambridge, UK: IUCN.
- Tiwari, B.K., Barik, S.K. and Tripathi, R.S. 1998. "Biodiversity Value, Status, and Strategies for Conservation of Sacred Groves of Meghalaya, India". *Ecosystem Health* 4(1): 20–32.
- Tucker, M.E. and Grim, J. 2001. "Series Foreword". In Grim, J. (Ed.), 2001, op. cit.
- UNESCO. 2003a. Convention for the safeguarding of the intangible cultural heritage. Convention text available at <http://unesdoc.unesco.org/images/0013/001325/132540e.pdf> [last accessed at 20–09–2006].
- UNESCO. 2003b. (Lee, C. and Schaaf, T. (Eds.)) Proceedings of an International workshop on the importance of sacred natural sites for biodiversity conservation. Kunming and Xishuangbanna Biosphere Reserve, People's Republic of China, 17–20 February 2003. Paris, France: UNESCO.
- UNESCO. 2006. (Lee, C. and Schaaf, T. (Eds.)) Proceedings of UNESCO-IUCN 'Conserving Cultural and Biological Diversity: The Role of Sacred Natural Sites and Cultural Landscapes', Tokyo, Japan (30 May–2 June 2005).
- UNESCO. 2007. (Jayakumar, R., Kim, E. and Karolyi, B. (Eds.)) The protection of sacred natural sites; importance for biodiversity conservation. Proceedings of the 10th Meeting of the UNESCO-MAB East Asian Biosphere Reserve Network, Terelj National Park Mongolia, 1–5 September 2007.
- Ver Beek, K.A. 2002. "Spirituality: a development taboo". In Eade, op. cit.
- Verhelst, T. and Tyndale, W. 2002. "Cultures, spirituality and development". In Eade, op. cit.
- Verschuuren, B. 2006. "An overview of cultural and spiritual values in ecosystem management and conservation strategies". Paper contributed to the International Conference on Endogenous Development and Biocultural Diversity, October 2006, Geneva, Switzerland. (Available at: <http://topshare.wur.nl/naturevaluation/75146>).
- Verschuuren, B. 2008. "Power on this land. Sacred Sites management at Dhimurru Indigenous Protected Area in northeast Arnhem Land, Australia". Papayannis and Mallarach, 2008, op. cit.
- Wells, M., Brandon, K. with Hannah, L. 1992. Linking protected area management with local communities. Washington DC, USA: World Bank, World Wildlife Fund, US Agency for International Development.
- West, P.C. and Brechin, S.R. (Eds). 1991. Resident peoples and national parks: Social dilemmas and strategies in international conservation. Tuscon, AZ, USA: University of Arizona Press.
- Wickramasinghe, A. 2005. "Adam's Peak Sacred Mountain Forest". In UNESCO, 2003b, op. cit.
- Wickramasinghe, A. 2005. "Adam's Peak in the cultural landscape of Sri Lanka: evidence of an eco-cultural basis for conservation". In UNESCO, 2006, op. cit.
- Wild, R.G. and J. Mutebi. 1996. Conservation through community use of plant resources: establishing collaborative management at Bwindi Impenetrable and Mgahinga Gorilla National Parks, Uganda. Working Paper 6, People and Plants Programme, UNESCO, Kew, WWF.
- Wild, R.G., Millinga, A. and Robinson, J.M. 2007. Microfinance and environmental sustainability at selected sites in Tanzania and Kenya. Unpublished report for WWF-UK and LTS International.
- Wiley, E.A. 2003. Community-based land tenure management: Questions and answers about Tanzania's new

land management act. Issue paper no. 120. Drylands Programme. London, UK: International Institute for Environment and Development (IIED).

Xiaoxin, H. 2007. Taking Care of Nature: Building up the Daoist Ecology Temple by our own hands: The Second Workshop on Daoism and Conservation, July 2007, Taibaishan, China, ARC.



INTERNATIONAL UNION
FOR CONSERVATION OF NATURE
WORLD HEADQUARTERS
Rue Mauverney 28
1196 Gland, Switzerland
mail@iucn.org

Tel +41 22 999 0000
Fax +41 22 999 0002
www.iucn.org

